

令02原機(ふ)023
令和2年5月11日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
新型転換炉原型炉施設
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別添に示す。

1. 変更の内容

- (1) 原子力事業者等に対する検査制度の見直し、品質管理に関する要求の拡大等の安全性向上に資する措置に伴う変更
 - 1) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の制定に伴う変更（第3条、第4条及び第5条）
 - 2) 事業者検査の独立性確保のための変更（第7条及び第23条の5）
 - 3) ALARAの精神に基づく活動の明確化のための変更（第27条、第33条、第34条、第35条の2及び第45条）
 - 4) 所外運搬に係る記載充実に係る変更（第26条及び第51条）
 - 5) 施設管理に係る活動の追加に係る変更（第23条、第23条の2、第23条の3、第23条の4及び第23条の5）
 - 6) 法令及び規則の改正に伴う記載の変更（第9条、第19条、第22条、第30条、第48条の2、第49条、第50条、第61条、第64条の2及び第69条）
 - 7) その他、検査制度の見直しに伴う記載の適正化（第8条及び第19条）

2. 変更の理由

- (1) 原子力事業者等に対する検査制度の見直し、品質管理に関する要求の拡大等の安全性向上に資する措置に伴う変更
原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）の一部の施行により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び関連規則が一部改正又は制定されたことから、原子炉施設保安規定の条文の変更及び新規条文を追加するため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

改正前	改正後	備 考
<p data-bbox="489 653 943 785">新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="578 1335 854 1383"><u>令和元年 8 月</u></p> <p data-bbox="264 1507 1118 1724">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 新型転換炉原型炉ふげん</p>	<p data-bbox="1682 653 2136 785">新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="1771 1335 2047 1383"><u>令和 年 月</u></p> <p data-bbox="1457 1507 2312 1724">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 新型転換炉原型炉ふげん</p>	<p data-bbox="2504 1325 2668 1352">・日付の修正</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
目次	目次	
第1章 総則（第1条－第4条）	第1章 総則（第1条－第4条）	
第2章 品質保証（第5条）	第2章 品質 <u>マネジメントシステム</u> （第5条）	・新規則及び同解釈の反映
第3章 保安管理体制	第3章 保安管理体制	
第1節 組織及び職務（第6条－第7条）	第1節 組織及び職務（第6条－第7条）	
第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び	第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び	
敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議並びに	敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議並びに	
ふげん安全・品質保証推進会議（第8条－第9条）	ふげん安全・品質保証推進会議（第8条－第9条）	
第3節 施設保安主任者（第10条－第12条）	第3節 施設保安主任者（第10条－第12条）	
第4章 廃止措置管理（第13条－第20条）	第4章 廃止措置管理（第13条－第20条）	
第5章 設備維持管理	第5章 設備維持管理	
第1節 運用管理（第21条－第22条）	第1節 運用管理（第21条－第22条）	
第2節 <u>保守管理</u> （第23条－第23条の2）	第2節 <u>施設管理</u> （第23条－第23条の5）	・新規則及び同解釈の反映
第6章 燃料管理（第24条－第27条(削除)）	第6章 燃料管理（第24条－第26条）	・条文追加に伴う反映
第7章 廃棄物管理	第7章 廃棄物管理	
第1節 通則（第28条）	第1節 通則（ <u>第27条</u> －第28条）	・同上
第2節 固体状物質の管理（第29条－第32条の2）	第2節 固体状物質の管理（第29条－第32条の2）	
第3節 放射性液体廃棄物の管理（第33条）	第3節 放射性液体廃棄物の管理（第33条）	
第4節 放射性気体廃棄物の管理（第34条）	第4節 放射性気体廃棄物の管理（第34条）	
第5節 頻度の定義（第35条）	第5節 頻度の定義（第35条）	
第8章 放射線管理	第8章 放射線管理	
第1節 区域管理（第36条－第43条）	<u>第1節 通則</u> （第35条の2）	・同上
第2節 被ばく管理（第44条－第47条）	第2節 区域管理（第36条－第43条）	・節番号の変更
第3節 線量当量率等の測定（第48条－第49条）	第3節 被ばく管理（第44条－第47条）	・同上
第4節 物品移動の管理（第50条－第51条）	第4節 線量当量率等の測定（第48条－第49条）	・同上
第5節 協力会社の保安措置（第52条）	第5節 物品移動の管理（第50条－第51条）	・同上
第6節 頻度の定義（第53条）	第6節 協力会社の保安措置（第52条）	・同上
第9章 非常時の措置	第7節 頻度の定義（第53条）	・同上
第1節 事前対策（第54条－第59条）	第9章 非常時の措置	
第2節 初期活動（第60条－第62条）	第1節 事前対策（第54条－第59条）	
	第2節 初期活動（第60条－第62条）	

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
第3節 非常時における活動（第63条－第65条） 第4節 原子力災害発生時の措置（第66条）	第3節 非常時における活動（第63条－第65条） 第4節 原子力災害発生時の措置（第66条）	
第10章 保安教育（第67条－第68条）	第10章 保安教育（第67条－第68条）	
第11章 記録及び報告（第69条－第70条）	第11章 記録及び報告（第69条－第70条）	
附則	附則	
別表	別表	
別表第1－1 文書化に関する要求事項4.2.1 c)に定める文書	別表第1－1 <u>プロセスの管理文書</u>	・表タイトルの変更
別表第1－2 文書化に関する要求事項4.2.1 d)に定める文書	(削る)	・表の削除
別表第1－3 JEAC4111の要求事項に基づき作成する記録	(削る)	・同上
別表第2－1 廃止措置期間中に解体撤去を着手する	別表第2－1 廃止措置期間中に解体撤去を着手する	
設備及び建屋並びに着手可能時期	設備及び建屋並びに着手可能時期	
別表第2－2 廃止措置計画に基づく工事	別表第2－2 廃止措置計画に基づく工事	
別表第3 <u>安全管理課長が保守管理を実施する放射線計測器類</u>	別表第3 <u>第49条に定める安全管理課長</u>	・表タイトルの変更
別表第4－1 <u>設備保全課長が廃止措置期間中に</u>	別表第4 <u>廃止措置計画に基づく性能維持施設</u>	・同上
<u>保守管理を実施する設備・機器等</u>	(削る)	・別表第4-1と4-2統合による削除
別表第4－2 <u>設備保全課長が廃止措置を実施するために</u>	(削る)	・同上
<u>保守管理を実施する設備・機器等</u>	(削る)	・同上
別表第5 放射性液体廃棄物の測定項目及び頻度	別表第5 放射性液体廃棄物の測定項目及び頻度	
別表第6 放射性液体廃棄物の放出管理目標値	別表第6 放射性液体廃棄物の放出管理目標値	
別表第7 放射性気体廃棄物の測定項目及び頻度	別表第7 放射性気体廃棄物の測定項目及び頻度	
別表第8 放射性気体廃棄物の放出管理目標値	別表第8 放射性気体廃棄物の放出管理目標値	
別表第9 所員の保安教育実施方針	別表第9 所員の保安教育実施方針	
別表第10 協力会社の保安教育実施方針	別表第10 協力会社の保安教育実施方針	
別表第11 研究開発段階炉規則第62条に基づく記録	別表第11 研究開発段階炉規則第62条に基づく記録	
別表第12 研究開発段階炉規則第33条に基づく記録	別表第11－2 研究開発段階炉規則第53条に基づく記録	・表追加に伴う反映
(削る)	別表第11－3 <u>品質管理基準規則第4条第3項に規定する</u>	・同上
(削る)	<u>品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに</u>	
(削る)	従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	
別図	別図	
別図第1 <u>品質保証体系図</u>	別図第1 <u>品質マネジメントシステムプロセス関連図</u>	・別図タイトルの変更
別図第2 <u>品質マネジメントシステム文書体系図</u>	別図第2－1 <u>品質マネジメントシステム体系図</u>	・別図の追加反映
別図第3 保安管理組織	別図第2－2 <u>品質マネジメントシステム文書体系図</u>	・別図番号の変更
別図第4 建屋に設定する保管区域の場所と容量	別図第3 保安管理組織	
別図第5 管理区域	別図第4 建屋に設定する保管区域の場所と容量	
(削る)	別図第5 管理区域	

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前		改正後		備 考
別図第 6	管理区域及び保全区域	別図第 6	管理区域及び保全区域	
別図第 7	保全区域	別図第 7	保全区域	
別図第 8	周辺監視区域	別図第 8	周辺監視区域	
別図第 9	周辺監視区域境界付近における 空気吸収線量等の測定場所	別図第 9	周辺監視区域境界付近における 空気吸収線量等の測定場所	

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定（以下「規定」という。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設である発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）における保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は原子炉施設による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証部門新型転換炉原型炉ふげん（以下「ふげん」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、原子炉等規制法第43条の3の22第1項の保安のために必要な措置及び原子炉等規制法第43条の3の33に基づき、認可を受けた原子炉施設の廃止措置に関する業務に必要な措置を講じることを基本として、放射線及び放射性物質の放出による所員及びふげんに勤務する所員以外の者並びに公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>2 前項に定める所員とは、ふげんに勤務する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員、職員（技術開発協力員等を含む。）、常勤職員、臨時雇員、嘱託及び派遣労働者をいう。</p> <p>(関係法令及び規定の遵守)</p> <p>第3条 第6条に定める組織（以下「組織」という。）は、前条に定める保安活動を実施するに当たり、関係法令及び規定の遵守が確実に行われるようにする。</p> <p>2 理事長は、関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の方針を定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び規定の遵守の重要性を周知する。また、<u>安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、関係法令及び規定を確実にするための活動状況について報告を受け、必要な指示を行う。活動の方針は、年度ごとに1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。</u></p> <p>3 <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項に定める理事長の活動の方針を受けて、関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の施策を年度ごとに立案する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び前項の理事長の指示を受け、継続的に改善を行う。</u></p> <p>4 <u>敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証本部長に第2項及び前項の関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の方針及び施策を踏まえた敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける年度活動計画を立案させ、敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で審議した後、承認し、敦賀廃止措置実証本部及びふげんが活動計画に基づき実施した結果について評価することで継続的に改善する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定（以下「規定」という。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設である発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）における保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は原子炉施設による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証部門新型転換炉原型炉ふげん（以下「ふげん」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、原子炉等規制法第43条の3の22第1項の保安のために必要な措置及び原子炉等規制法第43条の3の33に基づき、認可を受けた原子炉施設の廃止措置に関する業務に必要な措置を講じることを基本として、放射線及び放射性物質の放出による所員及びふげんに勤務する所員以外の者並びに公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>2 前項に定める所員とは、ふげんに勤務する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員、職員（技術開発協力員等を含む。）、常勤職員、臨時雇員、嘱託及び派遣労働者をいう。</p> <p>(関係法令及び規定の遵守)</p> <p>第3条 第6条に定める組織（以下「組織」という。）は、前条に定める保安活動を実施するに当たり、関係法令及び規定の遵守が確実に行われるようにする。</p> <p>2 理事長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針を<u>品質方針として定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び保安規定の遵守の重要性を周知する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（第5条(品質マネジメント活動)に統合)</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>5 <u>安全・品質保証室長は、前項に定める年度活動計画の立案を含め、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける関係法令及び規定の遵守を図るための活動を推進する。</u></p> <p>6 <u>第7条に定める職務に従事する者は、第4項に定める年度活動計画に基づき、関係法令及び規定の遵守を図るための活動に取り組む。</u></p> <p><u>(安全文化の醸成)</u></p> <p>第4条 <u>組織は、第2条に定める保安活動を実施するに当たり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするため、安全文化の醸成を図る活動を実施する。</u></p> <p>2 <u>理事長は、安全文化を醸成するための活動の方針を定め、組織に所属する全員に向けて原子力安全を最優先とすることの重要性を周知する。また、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、安全文化の醸成を図るための活動状況について報告を受け、必要な指示を行う。活動の方針は、年度ごとに1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。</u></p> <p>3 <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項に定める理事長の活動の方針を受けて、安全文化の醸成を図るための活動の施策を年度ごとに立案する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び前項の理事長の指示を受け、継続的に改善を行う。</u></p> <p>4 <u>敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証本部長に第2項及び前項の安全文化の醸成を図るための活動の方針及び施策を踏まえた敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける年度活動計画を立案させ、敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で審議した後、承認し、敦賀廃止措置実証本部及びふげんが活動計画に基づき実施した結果について評価することで継続的に改善する。</u></p> <p>5 <u>安全・品質保証室長は、前項に定める年度活動計画の立案を含め、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける安全文化の醸成に係る活動を推進する。</u></p> <p>6 <u>第7条に定める職務に従事する者は、第4項に定める年度活動計画に基づき、安全文化の醸成を図るための活動に取り組む。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p> <p>3 第7条に定める職務に従事する者は、第2項に定める <u>活動方針</u> に基づき、第5条に定める <u>品質マネジメント計画</u> に従い、関係法令及び保安規定の遵守を図るための活動に取り組む。</p> <p>第4条 <u>(削除)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（第5条(品質マネジメント活動)に統合) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（第5条(品質マネジメント活動)に統合)

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質保証)</p> <p>第5条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>品質保証計画は、原子炉施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」（以下「JEAC4111」という。）及び関係法令に従って、原子炉施設における保安活動に係る品質マネジメントシステム（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>品質保証計画は、原子炉施設における保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>品質保証計画における用語の定義は、JEAC4111のほか、次に従うものとする。</p> <p>発電用原子炉施設：原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器等の総称をいう（以下、本条において「原子炉施設」という。）。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 組織は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第5条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びにJIS Q 9000：2015品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <p>(1) 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。</p> <p>(2) 「部門長」とは、敦賀廃止措置実証部門長をいう。</p> <p>(3) 「実証本部長」とは、敦賀廃止措置実証本部長をいう。</p> <p>(4) 「室部長」とは、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長及び事業管理部長をいう。</p> <p>(5) 「所長」とは、ふげん所長をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a) 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p>	<p>・新規則及び同解釈の反映</p> <p>・機構内品質マネジメント計画の共通化に伴う見直し</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則」に基づくことを明確化）</p> <p>・機構内品質マネジメント計画の共通化に伴う見直し</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則等の用語に従う）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・改正前(3)より移動のうえ品質管理基準規則の内容を反映</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>(2) 組織は、次の事項を実施する。</p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を別表第1-1及び別表第1-2に示す文書にて明確にする。</u></p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係を別図第1により明確にする。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</p> <p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。</p> <p>h) <u>社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</u></p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「品質に係る重要度の管理基本要領」に規定し、グレード分けを実施する。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて次の事項を考慮することができる。</p> <p>a) <u>プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性又は斬新性の程度</u></p> <p>b) <u>プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u></p> <p>c) <u>検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u></p> <p>d) <u>作業又は製造プロセス、要員、要領及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u></p> <p>e) <u>原子炉施設に対する保守、検査及び取替えの難易度</u></p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスを、品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) <u>原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織は、調達(7.4参照)に従って、アウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度を定め、アウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。</u></p>	<p>(3) <u>保安に係る各組織は、原子炉施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。別図第1に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を、別表第1-1に品質マネジメントシステムに必要なプロセスの管理文書を示す。</u></p> <p>a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。</u></p> <p>b) <u>これらのプロセスの順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にする。別図第2-1に品質マネジメントシステム体系を示す。</u></p> <p>c) <u>これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標(該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。)並びに判断基準及び方法を明確にする。</u></p> <p>d) <u>これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)</u></p> <p>e) <u>これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>f) <u>これらのプロセスについて、「7.1業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を継続的に改善するために必要な処置(プロセスの変更を含む。)を行う。</u></p> <p>g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</u></p> <p>h) <u>意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>i) <u>健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(5) <u>保安に係る各組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を「7.4調達」に従って明確にし、管理する。</u></p> <p>(6) <u>保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p>	<p>・機構内品質マネジメント計画の共通化に伴う見直し</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(記載事項の整理・修正)</p> <p>・改正後の(2)に移動のうえ品質管理基準規則規則の内容を反映</p> <p>・機構内品質マネジメント計画の共通化に伴う見直し</p> <p>・品質管理基準規則の反映</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。文書体系を別図第2に示す。 <u>なお、記録は適正に*1作成する。</u></p> <p><u>*1：「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。</u></p> <p>a) <u>文書化した、品質方針及び品質目標の表明</u></p> <p>b) <u>次の品質マニュアル</u></p> <p>イ <u>本品質保証計画</u></p> <p>ロ <u>新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質保証計画書</u></p> <p>c) <u>JEAC4111が要求する“文書化された手順”に関する別表第1-1に示す文書及びこれらの文書の中で明確にした別表第1-3に示す記録</u></p> <p>d) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む以下の文書</u></p> <p>イ <u>別表第1-2に示す二次文書</u></p> <p>ロ <u>三次文書</u></p> <p>ハ <u>外部文書</u></p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p><u>組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画及び「新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質保証計画書」を作成し、維持する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムについて確立した文書(4.2.1参照)又はそれらを参照できる情報</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</u></p>	<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。 <u>また、別図第2-2に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル(一次文書)</u></p> <p><u>本品質マネジメント計画</u></p> <p><u>新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書</u></p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した別表第1-1に示す基本要領及び実施要領(二次文書)</u></p> <p>(4) <u>本品質マネジメント計画のプロセスを記述した、(2)及び(3)に示す、一次文書及び二次文書以外の文書(三次文書)</u></p> <p>(5) <u>記録</u></p> <p><u>(3)から(4)の文書が要求する記録</u></p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p><u>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、「新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書」を策定する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲(適用組織を含む。)</u></p> <p>b) <u>保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</u></p> <p>d) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の内容を反映)</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムで必要とされる文書を<u>遵守するために、「文書及び記録管理基本要領」に基づき、重要度等に応じて、文書の規定上の位置付けを明確にして管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</u></p> <p>(2) <u>次の活動に必要な管理を、「文書及び記録管理基本要領」に規定する。</u></p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書をレビューする。また、<u>必要に応じて更新し、再承認する。</u></p> <p>c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</p> <p>d) 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要ところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、<u>適切な識別をする。</u></p>	<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</u></p> <p>(2) <u>部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する要領を定め、安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から<u>文書の妥当性</u>をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、<u>改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</u></p> <p>c) <u>文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</u></p> <p>d) <u>文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</u></p> <p>e) <u>該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要ときに、必要ところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p>f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</u></p> <p>i) <u>文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の内容を反映)</p>
<p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) <u>組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を、「文書及び記録管理基本要領」に規定する。</u></p> <p>(3) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p>	<p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(2) <u>部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する要領を定め、安全・核セキュリティ統括部長は本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) <u>記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</u></p> <p>b) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p>	<p>・機構内品質マネジメント計画の共通化に伴う見直し</p> <p>・改正前(3)を改正後b)に移動</p>
<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>理事長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、<u>並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</u></p> <p>a) <u>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内</u></p>	<p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、<u>原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p>a) <u>品質方針を設定する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の内容を反映)</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>に周知する。</p> <p>b) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>c) <u>品質目標が設定されることを確実にする。</u></p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>f) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、<u>理事長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。(7.2.1及び8.2.1参照)</u></p> <p>5.3 品質方針</p> <p>理事長は、<u>品質方針について、次の事項を確実にする。</u></p> <p>a) 組織の目的に対して適切である。</p> <p>b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u></p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>e) <u>適切性の持続のためにレビューされる。</u></p> <p>f) <u>組織運営に関する方針と整合性がとれている。</u></p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)a参照)が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>品質目標は、その達成度が判定可能なものとし、品質方針との整合性をとる。</u></p>	<p>b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>理事長は、<u>原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</u></p> <p>5.3 品質方針</p> <p>(1) <u>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び施設管理に関する方針を含む。</u></p> <p>a) 組織の目的及び状況に対して適切である。</p> <p>b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>e) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>(削る)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>保安に係る組織において、毎年度、品質目標(業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標(7.1(4)b参照)を含む。)が設定されていることを確実にする。また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画(7.1(4)参照)が作成されることを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の内容を反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「5.3 品質方針」に、安全文化を育成し維持することに関することを含むことを明確化)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質目標に関しては、品質管理基準規則の解釈を踏まえ、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画を作成することを明確化) 同解釈の反映等</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 <u>理事長は、次の事項を確実にする。</u></p> <p>a) <u>品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれている。</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 <u>理事長は、保安活動を実施するための責任及び権限を第7条及び第11条に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。なお、保安に関する組織の要員は、自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を有する。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) <u>理事長は、安全・核セキュリティ統括部長を本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者、敦賀廃止措置実証部門長を敦賀廃止措置実証本部及びふげんの管理責任者、統括監査の職を監査プロセスの管理責任者とする。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任とかわりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</u></p>	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) <u>理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u></p> <p>a) <u>変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの有効性の維持</u></p> <p>c) <u>資源の利用可能性</u></p> <p>d) <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 <u>理事長は、第6条、第7条及び第11条に定める組織及び職務について、各職位を組織の管理者として、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（4.2.1参照）を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) <u>理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職を、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長を、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおいては敦賀廃止措置実証部門担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （「5.4.2 品質マネジメントシステムの計画」に、プロセス、組織改正等の変更に伴って QMS を変更する場合の考慮事項（変更の目的によって起こり得る結果（考慮すべきリスクを含む。）、資源の可能性等）を明確化）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品質管理基準規則の内容を反映等）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （「5.5.2 管理責任者」の業務に、管理責任者は安全文化を育成し維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めること及び関係法令を遵守することに取組むことを明確化）</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>5.5.3 <u>プロセス責任者</u> 理事長は、<u>プロセスを管理する責任者</u>（以下「プロセス責任者」という。）に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む実施状況について評価する（5.4.1及び8.2.3参照）。 d) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p>	<p>5.5.3 <u>管理者</u> (1) 理事長は、<u>5.5.1に定める管理者に</u>、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) <u>業務のプロセスが確立され</u>、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む<u>業務の実施状況</u>について評価する。 d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u> e) <u>関係法令を遵守する。</u> (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、<u>原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u> a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u> b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u> c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u> d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u> e) <u>要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u> (3) 管理者は、<u>品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（「5.5.3 プロセス責任者」を「5.5.3 管理者」に変更した（品質管理基準規則との整合）。また、管理者の役割として、次の事項を明確化） ・安全文化を育成し維持すること、関係法令等を遵守することに取組むこと ・QMSの有効性を評価するため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、管理者による自己評価を行うこと</p>
<p>5.5.4 <u>内部コミュニケーション</u> 理事長は、<u>組織内コミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。</u>また、<u>品質マネジメントシステムの有効性に関してマネジメントレビューの会議等を通じて情報交換が行われることを確実にする。</u></p>	<p>5.5.4 <u>内部コミュニケーション</u> 理事長は、<u>組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、部門長は、敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議を、所長は、所に安全・品質保証推進会議を置く。</u>また、<u>理事長は、マネジメントレビューを通じて、原子炉施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
<p>5.6 <u>マネジメントレビュー</u> 5.6.1 一般 (1) 理事長は、<u>組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年度ごとに1回以上、品質マネジメントシステムをレビューする。</u> (2) このレビューでは、<u>品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u> (3) <u>マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4参照）。</u></p>	<p>5.6 <u>マネジメントレビュー</u> 5.6.1 一般 (1) 理事長は、<u>品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。</u> (2) このレビューでは、<u>品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u> <u>(削る)</u></p>	<p>・同上</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <p>a) 監査の結果 b) <u>原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u> c) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）<u>並びに検査及び試験の結果</u> d) <u>予防処置及び是正処置の状況</u> e) <u>安全文化を醸成するための活動の実施状況</u> f) 関係法令の遵守状況 g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 i) 改善のための提案</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 b) 業務の計画及び実施にかかわる改善 c) <u>資源の必要性</u></p> <p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供 <u>組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</u></p>	<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット (1) <u>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</u> a) <u>内部監査の結果</u> b) <u>組織の外部の者からの意見</u> c) <u>保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）</u> d) <u>定期事業者検査及び自主検査等の結果</u> <u>(削る)</u> e) <u>安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）</u> f) 関係法令の遵守状況 g) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</u> h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する<u>処置状況のフォローアップ</u> i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 j) 改善のための提案 k) 資源の妥当性 l) <u>保安活動の改善のために実施した処置の有効性</u></p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (1) <u>理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</u> a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 b) 業務の計画及び実施に<u>関連する保安活動の改善</u> c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u> d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</u> e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u> (2) <u>マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。</u> (3) <u>管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</u></p> <p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の確保 <u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、担当理事、実証本部長、室部長、所長及び所の部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</u> (1) <u>人的資源（要員の力量）</u> (2) <u>インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</u> (3) <u>作業環境</u> (4) <u>その他必要な資源</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （「5.6.2 マネジメントレビューへのインプット」として、安全文化を育成し維持する活動の実施状況及び関係法令等の遵守状況を適用するほか、次の追加事項の明確化） ・資源の妥当性 ・保安活動の改善のために実施した処置の有効性（これは、品質方針に影響を与える内外の重大な課題に対する是正処置等の結果が該当する。）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p> <p>・同上</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として、当該業務を実施できる力量を有するものとする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>組織は、次の事項を、「教育・訓練基本要領」に定め、実施する。また、組織は、監査員の力量については「原子力安全監査実施要領」に定め、実施する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 教育・訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>6.3 原子炉施設及びインフラストラクチャー</p> <p>組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を業務の計画(7.1参照)に係る文書にて明確にし、維持管理する。</p> <p>また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを業務の計画(7.1参照)に係る文書にて明確にし、維持する。</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を業務の計画(7.1参照)に係る文書にて明確にし、運営管理する。</p>	<p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、担当理事、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 部門長は、要員の力量を確保するために、「教育・訓練基本要領」を定め、所長は、所の教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項のa)からe)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャー</p> <p>実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、インフラストラクチャー（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を「7.1業務の計画」にて明確にし、これを維持管理する。</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を「7.1業務の計画」にて明確にし、運営管理する。なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p> <p>・同上</p> <p>・同上</p> <p>・同上</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) <u>組織は、業務を確実に実施するため、「廃止措置管理基本要領」、「運転(運用)管理基本要領」、「燃料管理基本要領」、「放射性廃棄物管理基本要領」、「放射線管理基本要領」、「保守管理基本要領」、「非常時の措置基本要領」及びそれらの文書に基づき作成する文書にて保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</u></p> <p>(2) <u>業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる(4.1参照)。</u></p> <p>(3) <u>組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</u></p> <p>a) <u>業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</u></p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u></p> <p>c) <u>その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</u></p> <p>d) <u>業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</u></p> <p>(4) <u>この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。</u></p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</p> <p><u>組織は、次の事項を業務の計画(7.1参照)に係る文書にて明確にする。</u></p> <p>a) <u>業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>b) <u>明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項</u></p> <p>c) <u>組織が必要と判断する追加要求事項すべて</u></p>	<p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) <u>部門長、実証本部長及び所長は、廃止措置管理、施設管理等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領を別表第1-1のとおり策定する。</u></p> <p>(2) <u>実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、別表第1-1に示す文書に基づき、個別業務に必要な計画(要領、手順書、手引等)を作成して、業務を実施する。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。</u></p> <p>(4) <u>室部長、所の部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</u></p> <p>a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</u></p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</u></p> <p>c) <u>業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u></p> <p>d) <u>業務・原子炉施設のための定期事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</u></p> <p>e) <u>業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</u></p> <p>(5) <u>業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活動を支援する他の業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項に準じて業務の計画を策定し、管理する。</u></p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</p> <p><u>実証本部長、室部長、所長並びに所の課長は、次の事項を「7.1業務の計画」において明確にする。</u></p> <p>a) <u>業務・原子炉施設に関連する法令・規制要求事項</u></p> <p>b) <u>明示されていないが、業務・原子炉施設に必要な要求事項</u></p> <p>c) <u>組織が必要と判断する追加要求事項(安全基準等)</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(「7.1 業務の計画」において、要領、手順書等、個々の作業計画を個別業務の計画と位置付け、その計画を変更する場合には安全への影響の程度に応じて必要な処置を行うことを明確化)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) <u>組織</u>は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を<u>確実にする</u>。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、<u>及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する</u> (4.2.4参照)。</p> <p>(4) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する</u>。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、<u>組織は、関連する文書を修正する</u>。また、変更後の要求事項が、<u>関連する要員に理解されていることを確実にする</u>。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p><u>組織</u>は、原子力安全に関して<u>外部とのコミュニケーションを図るため</u>の効果的な方法を「コミュニケーション基本要領」にて明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p><u>組織</u>は、原子炉施設の設計・開発に関する事項を確実に実施するため、<u>次の事項を「設計・開発基本要領」に定め、実施する</u>。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) <u>組織</u>は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、<u>組織は、次の事項を明確にする</u>。</p> <p>a) 設計・開発の<u>段階</u></p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</p> <p>c) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限</p> <p>(3) <u>組織</u>は、効果的なコミュニケーション<u>並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する</u>。</p> <p>(4) <u>組織</u>は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に<u>更新する</u>。</p>	<p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) <u>室部長、所の課長</u>は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項について<u>確認する</u>。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) <u>当該組織</u>が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を<u>作成し、管理する</u> (4.2.4参照)。 <u>(削る)</u></p> <p>(4) <u>実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長</u>は、業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を<u>改訂する</u>。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p><u>部門長</u>は、原子力の安全に関して<u>組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため</u>、効果的な方法を「コミュニケーション基本要領」にて明確にし、<u>これを実施する</u>。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p><u>部門長</u>は、原子炉施設の設計・開発に関する事項を確実に実施するため、「設計・開発基本要領」を定め、<u>これに基づき所長は設計開発に関する要領を定め、次の事項を管理する</u>。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長</u>は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。<u>この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む</u>。</p> <p>(2) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長</u>は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の<u>性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の<u>方法並びに管理体制</u></p> <p>c) 設計・開発に関する<u>部署及び要員の責任及び権限</u></p> <p>d) <u>設計・開発に必要な内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長</u>は、効果的なコミュニケーションと<u>責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者(他部署を含む)間のインタフェースを運営管理する</u>。</p> <p>(4) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長</u>は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に<u>変更する</u>。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「7.2.3 外部とのコミュニケーション」に、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るために、その方法を明確にすることを追記)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「7.3.1 設計・開発の計画」においては、品質管理基準規則の解釈を踏まえ、設備、施設のみならず、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含むことを明確化)</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには、次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) <u>適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>c) <u>適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) <u>原子炉施設の要求事項に関連するインプット</u>については、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないこと。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) <u>設計・開発からのアウトプット</u>は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、<u>リリースの前に、承認を受ける</u>。</p> <p>(2) <u>組織は、設計・開発からのアウトプットは、次の状態にする</u>。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施(原子炉施設の使用を含む。)に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。<u>このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)</u>。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。<u>この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)</u>。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p>	<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する(4.2.4参照)</u>。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) <u>適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>c) <u>適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、これらのインプット</u>については、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、<u>かつ</u>、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発からのアウトプット(機器等の仕様等)</u>は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、<u>次の段階に進める前に、承認をする</u>。</p> <p>(2) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発のアウトプット(機器等の仕様等)</u>は、次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)に体系的なレビューを行う</u>。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)</u>。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)に検証を実施する</u>。</p> <p>(2) 設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)</u>。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p> <p>・同上</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(改正前(2)を改正後(2)と(3)に分割)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(改正前(1)を改正後(1)と(3)に分割)</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.4 調達</p> <p>組織は、「調達管理基本要領」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</p>	<p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の結果として得られる原子炉施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、実行可能な場合はいつでも、原子炉施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(2) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p>(3) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該原子炉施設を構成する要素(材料又は部品)及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を行う。</u></p> <p>(4) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>7.4 調達</p> <p><u>部門長は、調達する製品又は役務(以下「調達製品等」という。)の調達を着実にするため、「調達管理基本要領」(契約部長が所掌する事項を除く。)を定め、これに基づき所長は調達に関する要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p><u>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</u></p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) <u>室部長、所の部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>室部長、所の部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していること</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p> <p>・同上</p> <p>・同上</p>
<p>(1) <u>組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</u></p>	<p>(1) <u>室部長、所の部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>室部長、所の部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していること</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(改正前(3)を改正後(3)と(4)に分割)</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(3) <u>組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</u></p> <p>(4) <u>評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する</u> (4.2.4参照)。</p> <p>(5) <u>組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法、及びそれらを他の組織と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</u></p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを</u>含める。</p> <p>a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の適格性確認に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>(2) <u>組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(3) <u>組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) <u>組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</u></p> <p>(2) <u>組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</u></p> <p>7.5 業務の実施</p>	<p><u>を確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</u></p> <p>(3) <u>室部長、所の部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</u></p> <p>(4) <u>調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、「調達管理基本要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</u></p> <p>(5) <u>室部長、所の部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する</u> (4.2.4参照)。</p> <p>(6) <u>部門長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「調達管理基本要領」に定める。</u></p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>室部長、所の部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</u></p> <p>a) 製品、<u>業務の手順</u>、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の<u>力量</u> (適格性を含む) <u>確認</u>に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>f) <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g) <u>その他調達物品等に関し必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において立会いや記録確認等の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p>(3) <u>室部長、所の部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(4) <u>室部長、所の部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p>7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>(1) <u>室部長、所の部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を仕様書に定めて、検証を実施する。</u></p> <p>(2) <u>室部長、所の部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース (出荷許可) の方法を調達要求事項(7.4.2参照)の中で明確にする。</u></p> <p>7.5 業務の実施</p> <p><u>実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、業務の計画 (7.1参照) に従って、次の事項を実施する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「7.4.2 調達要求事項」に、供給者の工場等で立会検査等をする場合に原子力規制委員会の職員が同行して工場等に立ち入ることを含めることを明確化)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p> <p>・機構内品質マネジメント計画の共通化に伴う見直し</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>7.5.1 業務の管理 組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。 b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。 c) 適切な設備を使用している。 d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 e) 監視及び測定が実施されている。 f) 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認 (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。 a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 b) 設備の承認及び要員の適格性確認 c) 所定の方法及び手順の適用 d) 記録に関する要求事項(4.2.4参照) e) 妥当性の再確認</p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ (1) 必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物 組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。</p>	<p>7.5.1 個別業務の管理 実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、原子炉施設の廃止措置管理、施設管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる。 b) 必要な時に、作業手順が利用できる。 c) 適切な設備を使用している。 d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 e) 監視及び測定が実施されている(8.2.3参照)。 f) 業務のリリース(次工程への引き渡し)が規定どおりに実施されている。</p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認 (1) 室部長、所の部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</p> <p>(2) 室部長、所の部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 室部長、所の部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 室部長、所の部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。 a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法 c) 妥当性確認の方法(所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。) d) 記録に関する要求事項(削る)</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ (1) 室部長、所の部長及び課長は、必要な場合には、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して適切な手段で業務・原子炉施設を識別し、管理する。(削る)</p> <p>(2) 室部長、所の部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・原子炉施設について固有の識別をし、その記録を管理する(4.2.4参照)。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物 室部長、所の部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p> <p>・「7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認」に、妥当性確認を行った場合、記録を作成し、管理することを明確にした。なお、妥当性確認の管理の方法は個別業務の計画の中に含めることを明確にした。</p> <p>・改正前c)と(e)を改正後(c)に統合</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p> <p>・同上</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p><u>組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、<u>組織は、実施すべき監視及び測定を業務の計画(7.1参照)に係る文書にて明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を業務の計画(7.1参照)に係る文書にて明確にする。</u></p> <p>(2) <u>組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、業務の計画(7.1参照)に係る文書にて明確にする。</u></p> <p>(3) <u>測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「監視機器及び測定機器管理基本要領」に基づき、次の事項を満たすものにする。</u></p> <p>a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。</u></p> <p>b) <u>機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>c) <u>校正の状態を明確にするために識別を行う。</u></p> <p>d) <u>測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p> <p>e) <u>取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p><u>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) <u>規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</u></p>	<p><u>管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p><u>室部長、所の部長及び課長は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p><u>部門長は、「監視機器及び測定機器管理基本要領」を定め、これに基づき所長は監視機器及び測定機器の管理に関する要領を定め、次の管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</u></p> <p>(2) <u>所の部長及び課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</u></p> <p>(3) <u>所の部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、「監視機器及び測定機器管理基本要領」に基づき、次の事項を満たすようにする。</u></p> <p>a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>b) <u>機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>c) <u>校正の状態が明確にできる識別をする。</u></p> <p>d) <u>測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p> <p>e) <u>取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p>(4) <u>所の部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。</u> <u>また、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設に対して、適切な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>所の部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(6) <u>所の部長及び課長は、規定要求事項に係る監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p> <p>・同上</p> <p>・改正前e)を改正後e)、(4)、(5)の3つに分割</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備 考
<p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) <u>これには、統計的手法を含め、適用可能な方法及びその使用の程度を決定することを含める。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。<u>この情報の入手及び使用方法を「コミュニケーション基本要領」に定める。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、<u>あらかじめ定められた間隔で客観的な評価を行うことができる組織により内部監査を実施する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1参照)に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u></p> <p>(2) <u>組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を定める。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。</u></p> <p>(3) <u>監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を「原子力安全監査実施要領」に規定する。</u></p> <p>(4) <u>監査及びその結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(5) <u>監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める(8.5.2参照)。</u></p>	<p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2監視及び測定」から「8.5改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</u></p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) <u>監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3参照)により入手し、監視する。</u></p> <p>(2) <u>この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) <u>理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</u></p> <p>a) <u>4.2.2品質マニュアルにおいて定める「新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書」</u></p> <p>b) <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>(2) <u>理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p>(3) <u>理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</u></p> <p>(4) <u>統括監査の職は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>(5) <u>統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p>(6) <u>理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p> <p>・同上</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(「8.2.2 内部監査」に、内部監査員の要件と監査結果に対する処置の方法を明確にした。内部監査員は、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されている再処理施設にあっては客観的な評価を行う部署の要員とし、それ以外の施設は内部監査の対象業務に関与しない要員が実施するとした。監査結果に対しては、被監査部門の管理者がQMSに従って是正処置等を行い、その</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) <u>組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</u></p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証する。</p> <p>(3) <u>計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</u></p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) <u>組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「検査及び試験基本要領」に基づき、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(2) <u>検査及び試験要員の独立の程度を「検査及び試験基本要領」に定める。</u></p> <p>(3) <u>リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する(4.2.4参照)。</u></p>	<p><u>及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</u></p> <p>(7) <u>統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) <u>内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</u> <u>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>監視及び測定の時期</u></p> <p>b) <u>監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</u></p> <p>(2) <u>これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u></p> <p>(3) <u>これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u></p> <p>(4) <u>所長並びに所の部長及び課長は、プロセスの監視及び測定状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</u></p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p><u>所長は、原子炉等規制法に基づき事業者が行う定期事業者検査を行う場合の検査体制(独立検査組織)を整備する。また、部門長は、「検査及び試験基本要領」を定め、これに基づき所長は検査及び試験に関する要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>品質保証課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で定期事業者検査を実施する。</u></p> <p>(2) <u>担当部長及び課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で自主検査等を実施する。</u></p> <p>(3) <u>検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる定期事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) <u>記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を明記する。</u></p>	<p>結果を統括監査の職に報告するとした。)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更) (「8.2.3 プロセスの監視及び測定」に、保安活動の状況を示す保安活動指標(PI)を活用すること及び計画どおりの結果を得ることができない場合、又はできないおそれがある場合、問題を特定し、修正及び是正処置をとることを明確にした。また、保安活動の改善のために、監視及び測定状況について情報を共有し、必要な処置を行うことを明確化)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更) (「8.2.4 検査及び試験」に、原子炉等規制法に基づき定期事業者検査等を行う場合に検査体制(独立検査組織)を整備し、検査責任者を指名することを明確にした。また、検査要員の独立性について明</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>(4) <u>業務の計画(7.1参照)で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</u></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) <u>組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を、「不適合管理基本要領」に規定する。</u></p> <p>(3) <u>該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p>b) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起り得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(4) <u>不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u></p> <p>(5) <u>不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(6) <u>組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「不適合管理基本要領」に定める公開の基準に従い、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「研究開発段階炉規則」という。)第129条に定める事故故障等を含む原子炉施設における不適合について、情報の公開を行う。</u></p>	<p>(5) <u>個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や原子炉施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(6) <u>品質保証課長は、保安活動の重要度に応じて、定期事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u></p> <p>(7) <u>品質保証課長は、定期事業者検査においては、その対象となる業務を行う者が属する組織と異なる組織に属し、当該検査における力量を有するものを充てる。</u></p> <p><u>また、担当部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</u></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び部門長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、部門長は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。(削る)</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引き渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起り得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(5) <u>所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>	<p>確にした。なお、それ以外の自主検査等の検査及び試験要員については、これを準用することとした。)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)改正前(2)項は改正後の冒頭に統合</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>8.4 データの分析</p> <p>(1) <u>組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために「<u>新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質保証計画書</u>」において適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) <u>データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</u></p> <p>a) <u>原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u>(8.2.1参照)</p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項への適合</u>(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) <u>予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の、特性及び傾向</u>(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) <u>供給者の能力</u>(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、<u>予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></u></p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) <u>組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</u></p> <p>(2) <u>是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項(JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を、「不適合管理基本要領」に規定する。</u></p> <p>a) <u>不適合のレビュー</u></p> <p>b) <u>不適合の原因の特定</u></p> <p>c) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p>d) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>e) <u>とった処置の結果の記録</u>(4.2.4参照)</p> <p>f) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p>	<p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、<u>適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</u></u></p> <p>(2) <u>前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見</u>(8.2.1参照)</p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性</u>(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) <u>是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向</u>(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) <u>供給者の能力</u>(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</u></p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び部門長は、不適合等の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、部門長は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、<u>検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</u></u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(2) <u>是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</u></p> <p>a) <u>不適合等のレビュー及び分析</u></p> <p>b) <u>不適合等の原因(関連する要因を含む。)の特定</u></p> <p>c) <u>類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</u></p> <p>d) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>e) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(3) <u>必要に応じ、次の事項を考慮する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p> <p>・同上</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)(「8.5.2 是正処置等」に、複数の不適合及びその他の事象の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行うことを明確化。なお、これら取組を運営するため、CAP会議体を活用。)</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>8.5.3 予防処置</p> <p>(1) <u>組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の組織と共有することも含む。</u></p> <p>(2) <u>予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項(JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を、「不適合管理基本要領」に規定する。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>d) <u>とった処置の結果の記録(4.2.4参照)</u></p> <p>e) <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u></p>	<p>a) <u>計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの変更</u></p> <p>(4) <u>原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</u></p> <p>(5) <u>全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</u></p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び部門長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、部門長は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(品質管理基準規則の制定に伴う変更) (「8.5.3 予防処置」を「8.5.3 未然防止処置」に変更した(品質管理基準規則との整合)。内容として、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、未然防止処置することを明確にした。これは、内外トラブルの知見を水平展開するものに相当する。)</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備 考
<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織及び職務</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第6条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図第3に掲げるとおりとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として第5条5.5.2管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、安全・核セキュリティ統括部における原子炉施設の保安に関する品質保証活動の業務及び管理責任者として本部（監査プロセスを除く。）における第5条5.5.2に定める業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(6) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに第12号の業務を統理するとともに、管理責任者として敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける第5条5.5.2に定める業務を行う。</p> <p>(7) 敦賀廃止措置実証本部長は、第8号から第10号の業務を統括する。</p> <p>(8) 廃止措置推進室長は、ふげんの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにふげんにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。</p> <p>(10) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p> <p>(11) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(12) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p> <p>(13) 廃止措置部長は、第14号から第17号までの業務を統括する。</p> <p>(14) 計画管理課長は、原子炉施設に係る廃止措置事業及び技術開発の計画に関する調整、保安教育の統括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 技術実証課長は、原子炉施設の廃止措置に係る工事管理、調査、研究及び開発、原</p>	<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織及び職務</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第6条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図第3に掲げるとおりとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として第5条5.5.2管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、安全・核セキュリティ統括部における原子炉施設の保安に関する品質保証活動の業務及び管理責任者として本部（監査プロセスを除く。）における第5条5.5.2に定める業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(6) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに第12号の業務を統理するとともに、管理責任者として敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける第5条5.5.2に定める業務を行う。</p> <p>(7) 敦賀廃止措置実証本部長は、第8号から第10号の業務を統括する。</p> <p>(8) 廃止措置推進室長は、ふげんの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにふげんにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。<u>また、平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</u></p> <p>(10) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p> <p>(11) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(12) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p> <p>(13) 廃止措置部長は、第14号から第17号までの業務を統括する。</p> <p>(14) 計画管理課長は、原子炉施設に係る廃止措置事業及び技術開発の計画に関する調整、保安教育の統括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 技術実証課長は、原子炉施設の廃止措置に係る工事管理、調査、研究及び開発、原</p>	<p>・安全・品質保証室の業務に平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を追記。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究に関する業務を行う。</p> <p>(16) 設備保全課長は、原子炉施設の<u>保守管理</u>（安全管理課長の所管業務を除く。）、使用済燃料の運搬に関する業務を行う。</p> <p>(17) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理及び廃棄物管理、使用済燃料の移動に関する業務を行う。</p> <p>(18) 安全・品質保証部長は、第19号から第21号までの業務を統括する。</p> <p>(19) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。</p> <p>(20) 安全管理課長は、原子炉施設に係る放射線管理及び放射線計測器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 施設保安課長は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の管理、原子炉施設への出入管理、燃料管理（設備保全課長及び施設管理課長の所管業務を除く。）及び非常時の体制整備に関する業務を行う。</p> <p>(22) 管理課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材の整備（施設保安課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>2 前項第14号から第17号まで、及び第19号から第22号までに規定する各職位（以下「各課長」という。）は、それぞれ各号に定める職務に基づき第9章、第10章及び第11章に定める業務を行う。</p> <p>3 各室部課長（廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。）、各部長（廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。）及び各課長は、職務の遂行に当たって、各室部課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長、各部長及び各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>4 敦賀廃止措置実証本部長、各室部課長、所長、各部長及び各課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。</p> <p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議並びにふげん安全・品質保証推進会議</p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第8条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する次の各号に掲げる基本的重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に伴う安全に関する基本事項</p> <p>イ 原子炉設置許可の変更に関する重要事項</p> <p>ロ 原子炉等規制法第43条の3の<u>33</u>に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）の変更に関する重要事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態の重大事項（研究開発段階炉規則第129条に定める事象）</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p>	<p>子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究に関する業務を行う。</p> <p>(16) 設備保全課長は、原子炉施設の<u>施設管理</u>（安全管理課長の所管業務を除く。）、使用済燃料の運搬に関する業務を行う。</p> <p>(17) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理及び廃棄物管理、使用済燃料の移動に関する業務を行う。</p> <p>(18) 安全・品質保証部長は、第19号から第21号までの業務を統括する。</p> <p>(19) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。<u>また、定期事業者検査等に関する業務を行う。</u></p> <p>(20) 安全管理課長は、原子炉施設に係る放射線管理及び放射線計測器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 施設保安課長は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の管理、原子炉施設への出入管理、燃料管理（設備保全課長及び施設管理課長の所管業務を除く。）及び非常時の体制整備に関する業務を行う。</p> <p>(22) 管理課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材の整備（施設保安課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>2 前項第14号から第17号まで、及び第19号から第22号までに規定する各職位（以下「各課長」という。）は、それぞれ各号に定める職務に基づき第9章、第10章及び第11章に定める業務を行う。</p> <p>3 各室部課長（廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。）、各部長（廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。）及び各課長は、職務の遂行に当たって、各室部課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長、各部長及び各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>4 敦賀廃止措置実証本部長、各室部課長、所長、各部長及び各課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。</p> <p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議並びにふげん安全・品質保証推進会議</p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第8条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する次の各号に掲げる基本的重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に伴う安全に関する基本事項</p> <p>イ 原子炉設置許可の変更に関する重要事項</p> <p>ロ 原子炉等規制法第43条の3の<u>34</u>に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）の変更に関する重要事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態の重大事項（研究開発段階炉規則第129条に定める事象）</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p>	<p>・新規則及び同解釈の反映等</p> <p>・独立検査組織等の反映に伴う職務の追加</p> <p>・記載の適正化（法令改正による条文追加に伴う変更）</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、安全担当理事を委員長とし、理事長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>4 委員長は、審議結果を理事長に答申する。</p> <p>5 理事長は、審議結果を尊重する。</p> <p>(敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議)</p> <p>第8条の2 敦賀廃止措置実証部門に敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議を置く。</p> <p>2 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する次の各号に定める事項を審議する。ただし、あらかじめ敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に関する基本事項</p> <p>イ 原子炉設置許可の変更に関する事項</p> <p>ロ 規定の変更に関する事項</p> <p>ハ 廃止措置計画の変更に関する事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項（研究開発段階炉規則第129条に定める事象。）</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) 規定別表第1-1及び別表第1-2に示す敦賀廃止措置実証本部の所管文書の制定、改定及び廃止</p> <p><u>(5) 法令等の遵守、安全文化の醸成に係る年度活動計画、年度活動計画の活動状況及び活動結果に関する事項</u></p> <p><u>(6) その他、敦賀廃止措置実証部門長が必要と認めた事項</u></p> <p>3 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証部門長を委員長とする。委員長が委員会の会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。</p> <p>4 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証本部長、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長、所長及び委員長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>(ふげん安全・品質保証推進会議)</p> <p>第9条 ふげんにふげん安全・品質保証推進会議を置く。</p> <p>2 ふげん安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する次の各号に定める事項を審議する。ただし、あらかじめふげん安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。</p> <p>(1) 第8条第2項第2号及び第8条の2第2項第2号で定める中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議において審議する事項</p> <p>(2) 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(3) 規定の変更</p> <p>(4) 廃止措置計画の変更</p> <p>(5) 廃止措置計画に関する事項</p> <p>イ 第16条に関する事項</p> <p>ロ 第19条に関する事項</p>	<p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、安全担当理事を委員長とし、理事長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>4 委員長は、審議結果を理事長に答申する。</p> <p>5 理事長は、審議結果を尊重する。</p> <p>(敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議)</p> <p>第8条の2 敦賀廃止措置実証部門に敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議を置く。</p> <p>2 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する次の各号に定める事項を審議する。ただし、あらかじめ敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に関する基本事項</p> <p>イ 原子炉設置許可の変更に関する事項</p> <p>ロ 規定の変更に関する事項</p> <p>ハ 廃止措置計画の変更に関する事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項（研究開発段階炉規則第129条に定める事象。）</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) 規定別表第1-1に示す敦賀廃止措置実証本部の所管文書の制定、改定及び廃止</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(5) その他、敦賀廃止措置実証部門長が必要と認めた事項</u></p> <p>3 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証部門長を委員長とする。委員長が委員会の会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。</p> <p>4 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証本部長、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長、所長及び委員長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>(ふげん安全・品質保証推進会議)</p> <p>第9条 ふげんにふげん安全・品質保証推進会議を置く。</p> <p>2 ふげん安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する次の各号に定める事項を審議する。ただし、あらかじめふげん安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。</p> <p>(1) 第8条第2項第2号及び第8条の2第2項第2号で定める中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議において審議する事項</p> <p>(2) 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(3) 規定の変更</p> <p>(4) 廃止措置計画の変更</p> <p>(5) 廃止措置計画に関する事項</p> <p>イ 第16条に関する事項</p> <p>ロ 第19条に関する事項</p>	<p>・別表第1-2見直しに伴う記載の修正</p> <p>・関連条文の削除及び品質保証との整合に伴う削除</p> <p>・号番号の変更</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>(6) ふげん規則の制定，改訂及び廃止 イ 廃止措置管理に関する事項 ロ 設備維持管理に関する事項 a) 運用管理に関する事項 b) <u>保守管理</u>に関する事項 ハ 燃料管理に関する事項 ニ 廃棄物管理に関する事項 ホ 放射線管理に関する事項 ヘ 非常時の措置に関する事項 (7) 保安教育の年間計画の策定に関する事項 (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (9) その他，所長が必要と認めた事項 3 ふげん安全・品質保証推進会議は，所長を委員長とし，施設保安主任者，各部長，各課長及び委員長が指名した委員をもって構成する。 4 委員長が出席できない場合は，委員長があらかじめ指名した者が代行する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 施設保安主任者</p> <p>(施設保安主任者の選任) 第10条 所長は，原子炉施設の廃止措置の実施に当たりその監督を行う者として，原子炉主任技術者免状，核燃料取扱主任者免状のいずれかを有する者から施設保安主任者（以下「保安主任者」という。）を選任する。 2 保安主任者には，代行者を置くことができる。 3 保安主任者及び代行者の職位は，管理職以上とする。</p> <p>(保安主任者の職務) 第11条 保安主任者は，原子炉施設の廃止措置における保安の監督を行うこととし，ふげんの各職位の業務を統括的に監督するとともに，廃止措置に関し保安上必要な場合には，これらに従事する者へ指示する。</p> <p>(指示の尊重) 第12条 原子炉施設の廃止措置に従事する者は，前条に定める指示に従う。 2 所長は，保安主任者から意見具申を受けた場合は，その意見を尊重する。</p>	<p>(6) ふげん規則の制定，改訂及び廃止 イ 廃止措置管理に関する事項 ロ 設備維持管理に関する事項 a) 運用管理に関する事項 b) <u>施設管理</u>に関する事項 ハ 燃料管理に関する事項 ニ 廃棄物管理に関する事項 ホ 放射線管理に関する事項 ヘ 非常時の措置に関する事項 (7) 保安教育の年間計画の策定に関する事項 (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (9) その他，所長が必要と認めた事項 3 ふげん安全・品質保証推進会議は，所長を委員長とし，施設保安主任者，各部長，各課長及び委員長が指名した委員をもって構成する。 4 委員長が出席できない場合は，委員長があらかじめ指名した者が代行する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 施設保安主任者</p> <p>(施設保安主任者の選任) 第10条 所長は，原子炉施設の廃止措置の実施に当たりその監督を行う者として，原子炉主任技術者免状，核燃料取扱主任者免状のいずれかを有する者から施設保安主任者（以下「保安主任者」という。）を選任する。 2 保安主任者には，代行者を置くことができる。 3 保安主任者及び代行者の職位は，管理職以上とする。</p> <p>(保安主任者の職務) 第11条 保安主任者は，原子炉施設の廃止措置における保安の監督を行うこととし，ふげんの各職位の業務を統括的に監督するとともに，廃止措置に関し保安上必要な場合には，これらに従事する者へ指示する。</p> <p>(指示の尊重) 第12条 原子炉施設の廃止措置に従事する者は，前条に定める指示に従う。 2 所長は，保安主任者から意見具申を受けた場合は，その意見を尊重する。</p>	<p>・新規則及び同解釈の反映（保守管理から施設管理への変更）</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは，変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第4章 廃止措置管理</p> <p>(実施計画)</p> <p>第13条 技術実証課長は、廃止措置計画に基づき、廃止措置の対象となる施設・設備の解体撤去工事及び核燃料物質等による汚染の除去工事（研究開発を含む。）に係る実施計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p>(対象施設・設備等の供用終了確認)</p> <p>第14条 技術実証課長は、解体撤去工事又は核燃料物質等による汚染の除去工事（以下「汚染の除去工事」という。）を行う場合は、対象施設・設備等の供用が終了していることを確認する。</p> <p>2 設備保全課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設備については、第21条第4項に基づく措置を完了するまで漏えい防止及び拡散防止の機能が維持されていることを確認する。</p> <p>3 第21条第5項に基づき技術実証課長が施設管理課長から依頼を受けた場合は、第16条、第17条及び第18条を準用する。</p> <p>(汚染状況等の調査、原子炉施設を活用した調査及び研究)</p> <p>第15条 技術実証課長は、第16条に基づく工事計画の策定に資するため、必要に応じて汚染状況等の調査を実施する。</p> <p>2 技術実証課長は、原子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究を実施するに当たっては、次条の工事計画に基づく工事及び第5章に基づき管理する施設に影響を与えないことを確認する。</p> <p>(工事計画)</p> <p>第16条 技術実証課長は、廃止措置計画に基づき、別表第2-1に示す設備及び建屋について、別表第2-2の工事を実施しようとするときは、工事件名ごとに工事対象範囲の汚染状況の確認を行った上で、次の各号に掲げる項目を記載した工事計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p>(1) 工事件名 (2) 対象施設・設備名 (3) 工事場所 (4) 工事期間 (5) 工事内容 (6) 工事方法 (7) 工程表 (8) 工事体制</p>	<p style="text-align: center;">第4章 廃止措置管理</p> <p>(実施計画)</p> <p>第13条 技術実証課長は、廃止措置計画に基づき、廃止措置の対象となる施設・設備の解体撤去工事及び核燃料物質等による汚染の除去工事（研究開発を含む。）に係る実施計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p>(対象施設・設備等の供用終了確認)</p> <p>第14条 技術実証課長は、解体撤去工事又は核燃料物質等による汚染の除去工事（以下「汚染の除去工事」という。）を行う場合は、対象施設・設備等の供用が終了していることを確認する。</p> <p>2 設備保全課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設備については、第21条第4項に基づく措置を完了するまで漏えい防止及び拡散防止の機能が維持されていることを確認する。</p> <p>3 第21条第5項に基づき技術実証課長が施設管理課長から依頼を受けた場合は、第16条、第17条及び第18条を準用する。</p> <p>(汚染状況等の調査、原子炉施設を活用した調査及び研究)</p> <p>第15条 技術実証課長は、第16条に基づく工事計画の策定に資するため、必要に応じて汚染状況等の調査を実施する。</p> <p>2 技術実証課長は、原子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究を実施するに当たっては、次条の工事計画に基づく工事及び第5章に基づき管理する施設に影響を与えないことを確認する。</p> <p>(工事計画)</p> <p>第16条 技術実証課長は、廃止措置計画に基づき、別表第2-1に示す設備及び建屋について、別表第2-2の工事を実施しようとするときは、工事件名ごとに工事対象範囲の汚染状況の確認を行った上で、次の各号に掲げる項目を記載した工事計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p>(1) 工事件名 (2) 対象施設・設備名 (3) 工事場所 (4) 工事期間 (5) 工事内容 (6) 工事方法 (7) 工程表 (8) 工事体制</p>	<p>変更なし</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(9) 放射線管理及び安全確保対策 イ 漏えい及び拡散防止対策 ロ 被ばく低減対策 ハ 事故防止対策</p> <p>(10) 放射性廃棄物及び解体撤去物等の管理</p> <p>2 技術実証課長は、廃止措置計画に記載する廃止措置の基本方針及び解体撤去に係る安全確保対策を考慮して、前項に定める工事計画を作成する。圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られた一部の壁に係る解体撤去の工事計画の作成に当たっては、コンクリート強度を考慮する。</p> <p>3 技術実証課長は、第1項に定める工事計画の作成に当たっては、別表第2-2の工事を必要に応じて分割又は統合することができる。分割又は統合する場合は、廃止措置計画に記載された安全確保対策に影響がないことを確認する。</p> <p>4 技術実証課長は、第1項に定める工事計画の作成に当たり、工事中に解体撤去物等を一時保管（仮置き）する場合は、管理方法について記載する。</p> <p>5 技術実証課長は、汚染の除去工事を廃止措置対象施設の解体撤去工事において実施する場合は、解体撤去の工事計画に含めることができる。</p> <p>6 技術実証課長は、解体撤去工事及び汚染の除去工事において、廃止措置計画に定める廃止措置のための装置を導入する場合は、工事計画に安全対策の設計方針及び仕様を記載する。</p> <p>(工事の実施)</p> <p>第17条 技術実証課長は、前条で定めた工事計画に基づき工事を実施する。</p> <p>2 技術実証課長は、工事中に工事計画の安全確保対策に支障が生じた場合は工事を中断する。工事の再開に当たっては、当該事象を復旧するか、又は代替措置を講じ、廃止措置計画に基づいていることを確認した上で工事を再開する。ただし、代替措置を講じる場合は、保安主任者の確認を得た上で工事を再開する。</p> <p>3 技術実証課長は、工事の実施に当たって、低い圧縮強度のデータが得られた壁に支持されている設備・機器等の解体撤去工事を行う場合には、立入制限等の保安措置を講じる。</p> <p>(工事完了の報告)</p> <p>第18条 技術実証課長は、第16条で定めた工事計画に基づく工事が完了した場合には、解体撤去工事及び汚染の除去工事に係る工事方法、時期及び対象となる施設・設備の名称について、所長、保安主任者及び各部長に報告するとともに、各課長に通知する。</p> <p>2 技術実証課長は、別表第11(28)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(廃止措置のために導入する装置)</p> <p>第19条 設備保全課長は、第16条で定めた工事計画に記載した廃止措置のために導入する装置については、第23条に基づき計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p>	<p>(9) 放射線管理及び安全確保対策 イ 漏えい及び拡散防止対策 ロ 被ばく低減対策 ハ 事故防止対策</p> <p>(10) 放射性廃棄物及び解体撤去物等の管理</p> <p>2 技術実証課長は、廃止措置計画に記載する廃止措置の基本方針及び解体撤去に係る安全確保対策を考慮して、前項に定める工事計画を作成する。圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られた一部の壁に係る解体撤去の工事計画の作成に当たっては、コンクリート強度を考慮する。</p> <p>3 技術実証課長は、第1項に定める工事計画の作成に当たっては、別表第2-2の工事を必要に応じて分割又は統合することができる。分割又は統合する場合は、廃止措置計画に記載された安全確保対策に影響がないことを確認する。</p> <p>4 技術実証課長は、第1項に定める工事計画の作成に当たり、工事中に解体撤去物等を一時保管（仮置き）する場合は、管理方法について記載する。</p> <p>5 技術実証課長は、汚染の除去工事を廃止措置対象施設の解体撤去工事において実施する場合は、解体撤去の工事計画に含めることができる。</p> <p>6 技術実証課長は、解体撤去工事及び汚染の除去工事において、廃止措置計画に定める廃止措置のための装置を導入する場合は、工事計画に安全対策の設計方針及び仕様を記載する。</p> <p>(工事の実施)</p> <p>第17条 技術実証課長は、前条で定めた工事計画に基づき工事を実施する。</p> <p>2 技術実証課長は、工事中に工事計画の安全確保対策に支障が生じた場合は工事を中断する。工事の再開に当たっては、当該事象を復旧するか、又は代替措置を講じ、廃止措置計画に基づいていることを確認した上で工事を再開する。ただし、代替措置を講じる場合は、保安主任者の確認を得た上で工事を再開する。</p> <p>3 技術実証課長は、工事の実施に当たって、低い圧縮強度のデータが得られた壁に支持されている設備・機器等の解体撤去工事を行う場合には、立入制限等の保安措置を講じる。</p> <p>(工事完了の報告)</p> <p>第18条 技術実証課長は、第16条で定めた工事計画に基づく工事が完了した場合には、解体撤去工事及び汚染の除去工事に係る工事方法、時期及び対象となる施設・設備の名称について、所長、保安主任者及び各部長に報告するとともに、各課長に通知する。</p> <p>2 技術実証課長は、別表第11(28)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(廃止措置のために導入する装置)</p> <p>第19条 設備保全課長は、第16条で定めた工事計画に記載した廃止措置のために導入する装置については、第23条に基づき計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p>	<p>変更なし</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>2 前項の装置導入に当たっては、<u>日本工業規格</u>等の規格及び規準に準拠するとともに、必要に応じて漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保対策を講じる。</p> <p>3 廃止措置のために導入する装置は、第23条に基づき<u>保守管理</u>を実施する。</p> <p>(管理区域内の解体撤去物等の区分)</p> <p>第20条 技術実証課長は、第16条で定めた工事計画に基づく工事において、管理区域内で発生した解体撤去物等については、次の各号に定めるとおり区分し、管理する。ただし、工事過程にある一時保管（仮置き）する解体撤去物等を除く。</p> <p>(1) 汚染のおそれのない管理区域（第38条第1項第1号の規定による。以下本条において同じ。）以外の管理区域内の機器、汚染のおそれのない管理区域内の放射性物質を内包する機器等の解体撤去物等は、廃止措置計画に記載している放射能レベル別に区分し、次のとおり管理する。</p> <p>イ 廃止措置計画に定める「レベル1」、「レベル2」、「レベル3」の放射性固体廃棄物は、第7章に基づき管理する。</p> <p>ロ 「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、第7章に基づき管理する。</p> <p>(2) 管理区域内から発生した解体撤去物等のうち、「放射性廃棄物でない廃棄物」と推定されるもの」については、第7章に基づき管理する。</p> <p>2 技術実証課長は、第16条で定めた工事計画に基づく工事過程にある一時保管（仮置き）する解体撤去物等を、「放射性廃棄物」、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」、「放射性廃棄物でない廃棄物」と推定されるもの」として区分し、それぞれが混在しないための措置を講じて分別管理する。</p>	<p>2 前項の装置導入に当たっては、<u>日本産業規格</u>等の規格及び規準に準拠するとともに、必要に応じて漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保対策を講じる。</p> <p>3 廃止措置のために導入する装置は、第23条に基づき<u>施設管理</u>を実施する。</p> <p>(管理区域内の解体撤去物等の区分)</p> <p>第20条 技術実証課長は、第16条で定めた工事計画に基づく工事において、管理区域内で発生した解体撤去物等については、次の各号に定めるとおり区分し、管理する。ただし、工事過程にある一時保管（仮置き）する解体撤去物等を除く。</p> <p>(1) 汚染のおそれのない管理区域（第38条第1項第1号の規定による。以下本条において同じ。）以外の管理区域内の機器、汚染のおそれのない管理区域内の放射性物質を内包する機器等の解体撤去物等は、廃止措置計画に記載している放射能レベル別に区分し、次のとおり管理する。</p> <p>イ 廃止措置計画に定める「レベル1」、「レベル2」、「レベル3」の放射性固体廃棄物は、第7章に基づき管理する。</p> <p>ロ 「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、第7章に基づき管理する。</p> <p>(2) 管理区域内から発生した解体撤去物等のうち、「放射性廃棄物でない廃棄物」と推定されるもの」については、第7章に基づき管理する。</p> <p>2 技術実証課長は、第16条で定めた工事計画に基づく工事過程にある一時保管（仮置き）する解体撤去物等を、「放射性廃棄物」、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」、「放射性廃棄物でない廃棄物」と推定されるもの」として区分し、それぞれが混在しないための措置を講じて分別管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工業標準化法から産業標準化法への法令改正に伴う用語の見直し ・新規則及び同解釈の反映用語の見直し

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備 考
<p style="text-align: center;">第5章 設備維持管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 運用管理</p> <p>(設備の運用管理)</p> <p>第21条 施設管理課長は、廃止措置計画に基づき、設備の運用管理に係る計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項の計画に基づき設備の運用管理を行う。</p> <p>3 施設管理課長は、別表第11(22)から(24)までの記録を作成し、保存する。</p> <p>4 施設管理課長は、供用を終了した設備のうち、放射性物質が系統内に残存する場合は、その状況を把握し、解体撤去工事の着手までに系統の隔離、密封、機器の電源隔離等の適切な措置を講じるとともに、系統内に残存する放射性気体及び放射性液体を除去する措置を講じる。</p> <p>5 施設管理課長は、前項に基づく系統内に残存する放射性気体及び放射性液体の除去に当たって、工事を伴う場合は、技術実証課長に依頼する。</p> <p>6 施設管理課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設備について、第4項に基づく措置を完了した場合は、所長、保安主任者及び各部長に報告するとともに、各課長に通知する。</p> <p>(巡視)</p> <p>第22条 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項を手順に定め、実施する。</p> <p>(1) 次の表に定める<u>廃止措置対象施設</u>については、1日に1回(午前0時を始期とする1日の間に1回)以上巡視する。ただし、第39条第1項で定める区域を除く。</p> <p>(2) 次の表以外の施設については、1週間に1回(月曜日を始期とする1週の間に1回)以上巡視する。</p> <p>(3) 第39条第1項で定める区域については、1ヶ月に1回(毎月1日を始期とする1ヶ月の間に1回)以上巡視する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項の手順を定めるに当たっては、建屋の一部の壁において圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られたことを考慮する。</p> <p>3 施設管理課長は、第1項の結果について<u>別表第11(3)</u>の記録を作成し、保存する。</p> <p>4 施設管理課長は、第1項の巡視の結果、供用中の設備及び第21条第4項に基づく措置が完了していない設備について異常が認められた場合は、設備保全課長に連絡する。</p> <p>5 <u>施設管理課長は、ふげん最寄りの気象庁観測地震計で震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後原子炉施設の異常の有無を巡視により確認するとともに、その結果を所長、保安主任者、各部長、施設保安課長、保守担当課長に連絡する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 設備維持管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 運用管理</p> <p>(設備の運用管理)</p> <p>第21条 施設管理課長は、廃止措置計画に基づき、設備の運用管理に係る計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項の計画に基づき設備の運用管理を行う。</p> <p>3 施設管理課長は、別表第11(22)から(24)までの記録を作成し、保存する。</p> <p>4 施設管理課長は、供用を終了した設備のうち、放射性物質が系統内に残存する場合は、その状況を把握し、解体撤去工事の着手までに系統の隔離、密封、機器の電源隔離等の適切な措置を講じるとともに、系統内に残存する放射性気体及び放射性液体を除去する措置を講じる。</p> <p>5 施設管理課長は、前項に基づく系統内に残存する放射性気体及び放射性液体の除去に当たって、工事を伴う場合は、技術実証課長に依頼する。</p> <p>6 施設管理課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設備について、第4項に基づく措置を完了した場合は、所長、保安主任者及び各部長に報告するとともに、各課長に通知する。</p> <p>(巡視)</p> <p>第22条 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項を手順に定め、実施する。<u>「別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設」の巡視に当たっては、第23条の4第3項に定める観点を含めて実施する。</u></p> <p>(1) 次の表に定める<u>性能維持施設</u>については、1日に1回(午前0時を始期とする1日の間に1回)以上巡視する。ただし、第39条第1項で定める区域を除く。</p> <p>(2) 次の表以外の施設については、1週間に1回(月曜日を始期とする1週の間に1回)以上巡視する。</p> <p>(3) 第39条第1項で定める区域については、1ヶ月に1回(毎月1日を始期とする1ヶ月の間に1回)以上巡視する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項の手順を定めるに当たっては、建屋の一部の壁において圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られたことを考慮する。</p> <p>3 施設管理課長は、第1項の結果について記録を作成し、保存する。</p> <p>4 施設管理課長は、第1項の巡視の結果、供用中の設備及び第21条第4項に基づく措置が完了していない設備について異常が認められた場合は、設備保全課長に連絡する。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理との関連の追記)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(巡視記録の削除)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(火災時の対応が追加となったことから、第9章の地震・火災等発生時の対応の条に移行)</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前		改正後		備 考																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃止措置対象施設</th> <th>主な巡視設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備及び固体廃棄物の廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線監視設備</td> </tr> <tr> <td>その他の原子炉の附属施設</td> <td>ディーゼル発電機及び換気設備</td> </tr> </tbody> </table>	廃止措置対象施設	主な巡視設備	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備及び固体廃棄物の廃棄設備	放射線管理施設	放射線監視設備	その他の原子炉の附属施設	ディーゼル発電機及び換気設備		<table border="1"> <thead> <tr> <th>性能維持施設</th> <th>主な巡視設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備及び固体廃棄物の廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線監視設備</td> </tr> <tr> <td>その他の原子炉の附属施設</td> <td>ディーゼル発電機及び換気設備</td> </tr> </tbody> </table>	性能維持施設	主な巡視設備	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備及び固体廃棄物の廃棄設備	放射線管理施設	放射線監視設備	その他の原子炉の附属施設	ディーゼル発電機及び換気設備		<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
廃止措置対象施設	主な巡視設備																							
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備																							
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備及び固体廃棄物の廃棄設備																							
放射線管理施設	放射線監視設備																							
その他の原子炉の附属施設	ディーゼル発電機及び換気設備																							
性能維持施設	主な巡視設備																							
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備																							
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備及び固体廃棄物の廃棄設備																							
放射線管理施設	放射線監視設備																							
その他の原子炉の附属施設	ディーゼル発電機及び換気設備																							

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第2節 保守管理</p> <p>(保守管理計画)</p> <p>第23条 廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他必要な措置（以下「保守管理」という。）を実施するに当たり、「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2003）」に従うことを基本とし、保守管理計画を定める。</p> <p>1. 定義</p> <p>保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2003）」に従うものとする。</p> <p>2. 品質保証体系の構築</p> <p>(1) 安全管理課長は、品質保証計画のもとで別表第3に掲げる放射線計測器類の保守管理を実施する。</p> <p>(2) 設備保全課長は、品質保証計画のもとで廃止措置計画に基づく設備のうち別表第4-1及び別表第4-2の供用中の設備（廃止措置のために導入する装置を含む。）の保守管理を実施する。</p> <p>3. 重要度に応じた保守管理</p> <p>保守担当課長は、原子炉施設を構成する構築物、系統及び機器について、第5条4.1(3)に定めるグレード分けに基づき、保守管理の重要度を定め、この重要度に応じて保守管理を行う。</p> <p>保守管理の重要度を定めるに当たっては、重要度審査指針、リスク情報、運転経験等から必要な事項を考慮する。</p> <p>4. 保守管理の実施方針及び目標</p> <p>理事長は、第5条5.1、5.3及び5.4.1に基づき、品質方針の一部として、原子炉施設の性能を維持するために必要な保守管理の実施方針を設定する。</p> <p>所長は、保守管理の実施方針に基づき保守管理目標を設定する。</p> <p>5. 保全の対象範囲の策定</p> <p>保守担当課長は、原子炉施設の性能を維持するために、保全が必要な対象構築物、系統及び機器を定める。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 施設管理</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第23条 廃止措置計画の認可において、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合性を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、その性能を維持すべきものとされる原子炉施設に対して、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を設定する。また、10. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（5.3 参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 所長は、施設管理に関する実施方針に基づき施設管理目標を設定する。また、10. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（5.3 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>(削る)</p>	<p>・第2節は、開発炉規則、保安規定審査基準に従い「保守管理」を「施設管理」に変更する。また、開発炉規則76条（施設管理）第1項第1号の記載「技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針を定める」と記載されたことを受け、技術基準規則を追記した。JEACについては、ガイドに記載がないことから削除する。</p> <p>・「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（以下「運用ガイド」という。）を参考とした内容に見直し（以降同様）。</p> <p>・改正後4.へ移動及び内容の見直しを実施した。</p> <p>・保守管理方針、保守管理目標⇒施設管理方針、施設管理目標に変更及び記載内容の充実</p> <p>・改正後3.へ移動及び内容の見直しを実施した。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>5. 保全プログラムの策定</p> <p>保守担当課長は、<u>5. で定めた保全の対象範囲について、次の事項からなる保全プログラムを策定する。</u></p> <p>(1) <u>8. 保全計画</u></p> <p>(2) <u>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</u></p> <p>(3) <u>10. 是正処置</u></p> <p>(4) <u>12. 記録の採取及び保存 (12.1 から 12.3)</u></p> <p>7. 保全の実施</p> <p>保守担当課長は、<u>保全プログラムに従って次のプロセスで保全を実施する。また、実施したプロセスの要求事項、要領及び結果について文書にし、保存する。</u></p> <p>(1) <u>工事計画</u></p> <p>(2) <u>設計管理</u></p> <p>(3) <u>調達管理</u></p> <p>(4) <u>工事管理</u></p> <p>(5) <u>点検・補修等の記録の採取及び保存</u></p> <p>(6) <u>点検・補修等の結果の確認・評価</u></p> <p>(7) <u>是正処置</u></p>	<p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>保守担当課長は、<u>施設管理目標を達成のため、3. 保全の対象範囲の策定から9. の保全の有効性評価からなる保全プログラムを策定する。また、10. 施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態 (5.3 参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>安全管理課長及び設備保全課長 (以下「保守担当課長」という。) は、<u>原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</u></p> <p><u>(1) 廃止措置計画に基づく性能維持施設 (別表第4)</u></p> <p><u>(2) その他自ら定める設備</u></p> <p>4. 施設管理の重要度の策定</p> <p>安全管理課長及び設備保全課長は、<u>3. の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として、点検に用いる重要度 (以下「保全重要度」という。) と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</u></p> <p><u>(1) 系統の保全重要度は、重要度分類指針の重要度分類を参考に設定する。</u></p> <p><u>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</u></p> <p><u>(3) 構築物の保全重要度は、(1) 又は(2) に基づき設定する。</u></p> <p><u>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、「品質に係る重要度の管理要領」に従い、設定する。</u></p> <p><u>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>・運用ガイドを踏まえた記載の充足</p> <p>・改正前5. より移動及び内容の見直しを実施した。</p> <p>・改正前3. より移動及び内容の見直しを実施した。</p> <p>・改正後6. に移動及び内容の見直しを実施した。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>8. 保全計画</p> <p>保守担当課長は、<u>科学的知見や運転経験を踏まえ、次に定める事項に従い保全計画を策定する。</u>また、保全計画の策定に当たっては、<u>廃止措置の安全性に与える影響及び建屋の一部の壁において圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られたことを考慮する。</u></p>	<p>5. 保全計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、<u>3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</u>また、保全計画の策定に当たっては、<u>廃止措置の安全性に与える影響及び建屋の一部の壁において圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られたことを考慮する。</u></p> <p>a. <u>点検計画 (5.1 参照)</u> b. <u>設計及び工事の計画 (5.2 参照)</u> c. <u>特別な保全計画 (5.3 参照)</u></p> <p>(2) 保守担当課長は、<u>保全計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、9. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</u></p> <p>a. <u>運転実績並びに事故及び故障事例などの運転経験</u> b. <u>使用環境及び設置環境</u> c. <u>劣化及び故障モード</u> d. <u>機器の構造等の設計的知見</u> e. <u>科学的知見</u></p> <p>(3) 保守担当課長は、<u>保全の実施段階において廃止措置に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</u></p>	<p>・運用ガイドを踏まえた記載の充足</p>
<p>8.1 点検計画</p> <p>保守担当課長は、<u>別表第3及び別表第4-1並びに別表第4-2に基づき構築物、系統又は機器ごとに、計画的に実施する保全の内容及び実施時期を予め定めた点検計画を策定する。保全方式は、次に示す中から1つ以上選択する。</u></p> <p>(1) 予防保全</p> <p>a) <u>時間計画保全</u> b) <u>状態監視保全</u> イ <u>傾向監視保全</u> ロ <u>日常保全</u></p> <p>(2) 事後保全</p> <p>また、<u>予防保全を実施する場合には、当該構築物、系統又は機器が所定の機能を発揮しうることを合理的に確認することができる内容とする。この際、次の事項を考慮する。</u></p> <p>a) <u>適用法令、適用規定及び適用規格</u> b) <u>運転成績や故障実績、トラブル経験などの運転実績</u> c) <u>使用環境や設置環境</u> d) <u>劣化・故障モード</u> e) <u>機器の構造等の設計的知見</u> f) <u>各種科学的知見</u></p>	<p>5.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、<u>3. の保全対象範囲に対し、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</u></p> <p>(2) 保守担当課長は、<u>構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</u></p> <p>a. <u>予防保全</u> ①<u>時間基準保全</u> ②<u>状態基準保全</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u></p> <p>b. <u>事後保全</u></p> <p>(3) 保守担当課長は、<u>選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>時間基準保全</u> <u>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>①<u>点検の具体的方法</u> ②<u>構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u> ③<u>実施頻度</u> ④<u>実施時期</u></p> <p>なお、<u>時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視</u></p>	<p>・同上</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
	<p><u>の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</u></p> <p><u>b. 状態基準保全</u></p> <p><u>①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>i) 状態監視データの具体的採取方法</u></p> <p><u>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</u></p> <p><u>iii) 状態監視データ採取頻度</u></p> <p><u>iv) 実施時期</u></p> <p><u>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</u></p> <p><u>②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>i) 巡視点検の具体的方法</u></p> <p><u>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>iii) 実施頻度</u></p> <p><u>iv) 実施時期</u></p> <p><u>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</u></p> <p><u>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>i) 定例試験の具体的方法</u></p> <p><u>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>iii) 実施頻度</u></p> <p><u>iv) 実施時期</u></p> <p><u>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</u></p> <p><u>c. 事後保全</u></p> <p><u>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</u></p> <p><u>(4) 品質保証課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを定期事業者検査*1により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 定期事業者検査の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>c. 定期事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>*1：定期事業者検査とは、点検及び工事とは別に要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、研究開発段階炉規則第51条、第52条の「定期事業者検査」をいう。</u></p>	<p>・運用ガイドを踏まえた記載の充足</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>8.2 補修、取替え及び改造計画</p> <p>保守担当課長は、<u>点検計画に定める以外の補修、取替え及び改造を実施する場合（廃止措置のために導入する装置を含む。）は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等*¹の補修、取替え及び改造を実施する場合の法令に基づく手続き*²の要否確認を実施する。</u></p> <p>*1：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に準じて定める機器及び構造物をいう（以下本条において同じ）。</p> <p>*2：「法令に基づく手続き」とは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）に係る手続きをいう。</p>	<p>5.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、<u>設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、性能維持施設の設計及び工事*²を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き*³の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) 保守担当課長は、<u>性能維持施設の設計及び工事を実施した設備の定期事業者検査を行う場合は、検査の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた計画を定める。</u></p> <p>(3) 品質保証課長は、<u>性能維持施設の工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. 検査及び試験等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 検査及び試験等の実施時期</p> <p>(4) 保守担当課長は、(1)及び(2)を定めた設計及び工事の計画を策定し、<u>各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</u></p> <p>*2：性能維持施設の設計及び工事とは、別表第4に定める設備の機器及び構造物の設計及び工事をいう。</p> <p>*3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）に係る手続きをいう。（以下、本条において同じ。）</p>	<p>・運用ガイドを踏まえた記載の充足</p>
<p>8.3 特別な保全計画</p> <p>保守担当課長は、<u>事故復旧及び災害復旧等、計画外の保全を実施する場合は、その都度、保全計画を定める。</u></p>	<p>5.3 特別な保全計画</p> <p>(1) 保守担当課長は、<u>地震、事故等により、計画外の保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</u></p> <p>6. 保全の実施</p> <p>(1) 品質保証課長及び保守担当課長は、<u>5.で定める保全計画に従って保全を実施する。</u></p> <p>(2) 保守担当課長は、<u>保全の実施にあたって、第23条の3の設計管理及び第23条の4による作業管理を実施する。</u></p> <p>(3) 関係課長は、<u>保全の結果について記録する。</u></p>	<p>・運用ガイドを踏まえた記載の変更</p> <p>・改正前7.より移動及び内容の見直しを実施した。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p><u>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</u></p> <p><u>9.1 結果の確認・評価</u> 保守担当課長は、保全プログラムに従い実施した点検・補修等の結果を基に、機器、設備が要求される機能を発揮しうることを確認・評価するため、確認・評価する事項、方法及び基準を定め、その機能が要求される時期までに確認・評価する。</p> <p><u>9.2 点検・補修等の結果の確認・評価を実施する者及びこれを承認する者の力量</u> 保守担当課長は、第5条 6.2.1 に基づき、点検・補修等の結果の確認・評価を実施する者及び承認する者の力量を定め、これを満たす者を従事させる。</p> <p><u>9.3 プロセスの確認・評価</u> 保守担当課長は、定めたプロセスに基づき点検・補修等が実施されたことを確認・評価するための方法を定め、確認・評価する。</p> <p><u>10. 是正処置</u> 保守担当課長は、第5条 8.3 及び 8.5.2 に基づき、次の事項を実施する。 (1) 保守管理の各段階において不適合の発生を認めた場合は、隔離する等の対応を行う。 (2) 不適合の原因を究明した上で、是正処置内容の計画を策定し、実施する。</p>	<p><u>7. 保全の結果の確認・評価</u> (1) 保守担当課長は、保全プログラムに従い実施した点検・補修等の結果を基に、機器、設備が要求される機能を発揮しうることを確認・評価するため、確認・評価する事項、方法及び基準を定め、その機能が要求される時期までに確認・評価し、記録する。 (削る)</p> <p><u>(2) 保守担当課長は、定めたプロセスに基づき点検・補修等が実施されたことを確認・評価するための方法を定め、確認・評価し、記録する。</u></p> <p><u>(3) 品質保証課長は、性能維持施設が所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため定期事業者検査を第23条の5（定期事業者検査の実施）に従い、定められた時期までに確認・評価し記録する。</u></p> <p><u>8. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</u> (1) 関係課長は、施設管理の各段階において不適合の発生が認められた場合、第5条 8.3 に基づく不適合管理を実施し、記録する。また、必要に応じて第5条 8.5.2 に基づく是正処置を講じる。 (2) 関係課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見をもとに、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし適切な未然防止処置を講ずる。 (3) 関係課長は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。</p> <p><u>9. 保全の有効性評価</u> (1) 保守担当課長は、保全活動から得られた情報から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 a. 保守担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。 b. 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、5.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、評価する。 c. 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。 (2) 品質保証課長は、定期事業者検査の結果について、検査活動から得られた情報から、検査の有効性を評価し、検査が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p>	<p>・運用ガイドを踏まえた記載の充足</p> <p>・運用ガイドとの整合</p> <p>・運用ガイドを踏まえた記載の充足</p> <p>・運用ガイドを踏まえた項目の追加</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p><u>11. 保守管理の定期的な評価</u> <u>保守担当課長は、定期的に、廃止措置計画に基づく保守管理の妥当性を評価し、評価結果に基づき、必要に応じて保守管理を改善する。</u> <u>また、評価に当たっては、運転経験、経年劣化傾向、リスク情報などの各種科学的知見から必要な事項を考慮する。</u></p> <p><u>12. 記録の採取及び保存</u> <u>12.1 点検・補修等の結果の記録</u> <u>保守担当課長は、点検・補修等の結果の記録として次の事項を定め、別表第11(4)の記録を作成し、保存する。</u> <u>(1) 実施年月日、実施者</u> <u>(2) 機器、設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事項</u> <u>(3) 定めたプロセスに基づき点検・補修等が実施されたことを確認・評価するために必要な事項</u> <u>(4) 安全上重要な機器等の補修、取替え及び改造については、法令に基づく手続きの要否の確認結果</u> <u>(5) その他必要事項</u></p> <p><u>12.2 点検・補修等の結果の確認・評価の記録</u> <u>保守担当課長は、点検・補修等の結果の確認・評価の記録として次の事項を記録し、保存する。また、使用前検査、施設定期検査を実施した場合は、別表第11(1)、(2)の記録を保存する。</u> <u>(1) 確認・評価年月日、評価者</u> <u>(2) 機器、設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価した結果並びにその根拠</u> <u>(3) 定めたプロセスに基づき点検・補修等が実施されたことを確認・評価した結果並びにその根拠</u> <u>(4) 承認者</u> <u>(5) その他必要事項</u></p>	<p><u>10. 施設管理の有効性評価</u> <u>(1) 所長は、9.の保全の有効性評価の結果及び1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u> <u>(2) 所長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</u></p> <p><u>11. 構成管理</u> <u>関係課長は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。</u> <u>(1) 設計要件（第5条7.3.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第23条の3の設計管理に対する要求事項をいう。）</u> <u>(2) 施設構成情報（第5条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</u> <u>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統、及び機器をいう）</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>・運用ガイドを踏まえた記載の充足</p> <p>・運用ガイドを踏まえた項目の追加</p> <p>・改正後6.にて記録作成を要求しているため削除</p> <p>・改正後7.にて記録作成を要求しているため削除</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>12.3 是正処置の記録 <u>保守担当課長は、是正処置に関する記録として次の事項を定め、記録し、保存する。</u> (1) <u>不適合発生状況（発生時の状況、日時）</u> (2) <u>是正処置年月日、是正処置者</u> (3) <u>実施した是正処置の内容</u> (4) <u>承認者</u> (5) <u>その他必要事項</u></p> <p>12.4 保守管理の定期的な評価の記録 <u>保守担当課長は、実施した評価について次の事項を記録した別表第11(5)の記録を作成し、保存する。</u> (1) <u>評価年月日、評価者</u> (2) <u>保守管理の妥当性について評価した結果及びその根拠</u> (3) <u>保守管理を改善した内容</u> (4) <u>承認者</u> (5) <u>その他必要事項</u></p> <p>13. 情報共有 保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の原子炉設置者等と情報共有を行う。</p> <p><u>(溶接事業者検査の実施体制)</u> 第23条の2 <u>所長は、溶接事業者検査を統括する。</u> 2 <u>設備保全課長は、溶接事業者検査の責任者として、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら溶接事業者検査を進めるとともに、所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示・管理を行う。</u> 3 <u>設備保全課長は、溶接事業者検査を実施した場合は、別表第12の記録を作成し、保存する。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>12. 情報共有 <u>品質保証課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の原子炉設置者等と情報共有を行う。</u></p> <p>第23条の2 <u>(削除)</u></p> <p><u>(設計管理)</u> 第23条の3 <u>関係課長は、性能維持施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</u> 2 <u>関係課長は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第5条7.3（設計・開発）に従って実施する。</u> (1) <u>保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能又は性能に関する要求事項</u> (2) <u>「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u> (3) <u>適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p>	<p>・改正後8.にて記録作成を要求しているため削除</p> <p>・改正後10.にて記録作成を要求しているため削除</p> <p>・記載の明確化</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
	<p>(4) <u>設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p>3 <u>前項における設計には、第23条の4に定める作業管理及び第23条の5に定める定期事業者検査の実施を考慮する。</u></p> <p>(作業管理)</p> <p>第23条の4 <u>関係課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u></p> <p>2 <u>関係課長は、性能維持施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するために、次の事項を考慮した作業管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u></p> <p>(2) <u>性能維持施設に対する悪影響の防止</u></p> <p>(3) <u>供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u></p> <p>(4) <u>作業工程の管理</u></p> <p>(5) <u>供用開始までの作業対象設備の管理</u></p> <p>(6) <u>第7章に基づく廃棄物管理</u></p> <p>(7) <u>第8章に基づく放射線管理</u></p> <p>3 <u>関係課長は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第22条による巡視を定期的実施する。</u></p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第23条の5 <u>所長は、廃止措置計画書に定めた実施時期に廃止措置計画書に記載した性能維持施設の性能を定期的に確認するための定期事業者検査を計画し、実施後報告を行う。</u></p> <p>2 <u>品質保証課長は、第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の保守担当課とは別の組織の者を実施責任者として指名する。</u></p> <p>3 <u>前項の検査実施責任者は、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査の実施体制を構築すること。(検査員の指名を含む)</u></p> <p>(2) <u>検査要領書*1を定め、検査を実施すること。</u></p> <p>(3) <u>検査対象の原子炉施設が廃止措置計画の性能維持施設の性能を満足するものであることを判断するために必要な検査項目と検査項目毎の判定基準を定めること。</u></p> <p>(4) <u>検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項の基準に適合することを最終判断すること。</u></p> <p>4 <u>検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者の立会頻度を定め、立ち会う。</u></p> <p>5 <u>品質保証課長は、以下の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>検査に係る記録の管理を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>検査に係る要員の教育を行うこと。</u></p> <p>*1：<u>各設備の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</u></p> <p>・<u>廃止措置計画の性能維持施設の性能を確認するために十分な方法</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考								
<p style="text-align: center;">第6章 燃料管理</p> <p>(原子炉停止後の恒久措置)</p> <p>第24条 施設管理課長は、原子炉に燃料体を装荷しない措置が講じられていることを確認する。</p> <p>2 施設保安課長は、新たに核燃料物質を施設内に持ち込んで서는ならない。</p> <p>(使用済燃料の貯蔵管理)</p> <p>第25条 施設保安課長は、使用済燃料を次の各号のとおり管理する。</p> <p>(1) 使用済燃料を使用済燃料貯蔵プールの燃料貯蔵ラックに貯蔵すること。</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵設備の目につきやすい場所に燃料貯蔵施設である旨を掲示するとともに、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>2 施設保安課長は、検査等において使用済燃料貯蔵プール内で使用済燃料を移動する場合は、移動に係る実施計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、施設管理課長に通知する。</p> <p>3 施設管理課長は、前項の実実施計画に基づき、使用済燃料を移動する場合は、燃料移送機を使用し、その移動結果を施設保安課長に通知する。</p> <p>4 施設管理課長は、使用済燃料貯蔵プールの水位が次の表に定める基準値を満足していること及び使用済燃料貯蔵プールの水温を1日に1回(午前0時を始期とする1日の間に1回)確認する。</p> <p>5 施設保安課長は、別表第11(6)の記録を作成し、保存するとともに、その記録を施設管理課長に通知する。</p> <table border="1" data-bbox="151 1188 1026 1318"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料が貯蔵されている 使用済燃料貯蔵プールの水位</td> <td>プール底面より1.2m以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用済燃料の運搬管理)</p> <p>第26条 施設保安課長は、廃止措置計画に基づき、使用済燃料を搬出する場合は、搬出に係る実施計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p>2 前項の実実施計画に基づき、使用済燃料を使用済燃料輸送用容器(以下本条において「容器」という。)に収納する場合は、次の各号に掲げる事項を<u>遵守</u>する。</p> <p>(1) 設備保全課長は、法令に適合した容器であることを確認すること。</p> <p>(2) 施設管理課長は、燃料移送機を使用すること。</p> <p>3 施設保安課長、安全管理課長及び設備保全課長は、第1項の実実施計画に基づき、使用済燃料を収納した容器を運搬する場合は、次の各号に掲げる事項を<u>遵守</u>する。</p> <p>(1) 設備保全課長は、容器をキャスク洗浄室から運搬車両へ移動する場合は、キャスク取扱クレーンを使用すること。</p> <p>(2) 安全管理課長は、管理区域内で第38条第1項第1号に定める区域に移動する場合は、</p>	項目	基準値	使用済燃料が貯蔵されている 使用済燃料貯蔵プールの水位	プール底面より1.2m以上	<p style="text-align: center;">第6章 燃料管理</p> <p>(原子炉停止後の恒久措置)</p> <p>第24条 施設管理課長は、原子炉に燃料体を装荷しない措置が講じられていることを確認する。</p> <p>2 施設保安課長は、新たに核燃料物質を施設内に持ち込んで서는ならない。</p> <p>(使用済燃料の貯蔵管理)</p> <p>第25条 施設保安課長は、使用済燃料を次の各号のとおり管理する。</p> <p>(1) 使用済燃料を使用済燃料貯蔵プールの燃料貯蔵ラックに貯蔵すること。</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵設備の目につきやすい場所に燃料貯蔵施設である旨を掲示するとともに、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>2 施設保安課長は、検査等において使用済燃料貯蔵プール内で使用済燃料を移動する場合は、移動に係る実施計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、施設管理課長に通知する。</p> <p>3 施設管理課長は、前項の実実施計画に基づき、使用済燃料を移動する場合は、燃料移送機を使用し、その移動結果を施設保安課長に通知する。</p> <p>4 施設管理課長は、使用済燃料貯蔵プールの水位が次の表に定める基準値を満足していること及び使用済燃料貯蔵プールの水温を1日に1回(午前0時を始期とする1日の間に1回)確認する。</p> <p>5 施設保安課長は、別表第11(6)の記録を作成し、保存するとともに、その記録を施設管理課長に通知する。</p> <table border="1" data-bbox="1338 1188 2214 1318"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料が貯蔵されている 使用済燃料貯蔵プールの水位</td> <td>プール底面より1.2m以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用済燃料の運搬管理)</p> <p>第26条 施設保安課長は、廃止措置計画に基づき、使用済燃料を搬出する場合は、搬出に係る実施計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p>2 前項の実実施計画に基づき、使用済燃料を使用済燃料輸送用容器(以下本条において「容器」という。)に収納する場合は、<u>収納前に</u>次の各号に掲げる事項を<u>確認</u>する。</p> <p>(1) 設備保全課長は、法令に適合した容器であることを確認すること。</p> <p>(2) 施設管理課長は、燃料移送機を使用すること。</p> <p>3 施設保安課長、安全管理課長及び設備保全課長は、第1項の実実施計画に基づき、使用済燃料を収納した容器を運搬する場合は、<u>移動及び運搬のそれぞれの実実施前に</u>次の各号に掲げる事項を<u>確認</u>する。</p> <p>(1) 設備保全課長は、容器をキャスク洗浄室から運搬車両へ移動する場合は、キャスク取扱クレーンを使用すること。</p> <p>(2) 安全管理課長は、管理区域内で第38条第1項第1号に定める区域に移動する場合は、</p>	項目	基準値	使用済燃料が貯蔵されている 使用済燃料貯蔵プールの水位	プール底面より1.2m以上	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(使用済燃料の収納に係る規定の充実)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(使用済燃料の移動、運搬に係る規定の充実)</p>
項目	基準値									
使用済燃料が貯蔵されている 使用済燃料貯蔵プールの水位	プール底面より1.2m以上									
項目	基準値									
使用済燃料が貯蔵されている 使用済燃料貯蔵プールの水位	プール底面より1.2m以上									

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>は、容器の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認すること。</p> <p>(3) 安全管理課長は、管理区域外へ運搬する場合は、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認すること。ただし、第38条第1項第1号に定める区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。</p> <p>(4) 設備保全課長は、容器の運搬車両への積み付けの際、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(5) 設備保全課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(6) 設備保全課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、容器及び運搬車両に法令に定める標識を取り付けること。</p> <p>(7) 施設保安課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に警備員を配置すること。</p> <p>(8) 設備保全課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに関し、所長が指名した専門的知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(9) 設備保全課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、運搬車両を徐行させること。</p> <p><u>4</u> 施設保安課長は、別表第11(7)の記録を作成し、保存する。</p> <p><u>5</u> 設備保全課長は、別表第11(14)の記録を作成し、保存する。</p> <p><u>第27条（削除）</u></p>	<p>容器の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認すること。</p> <p>(3) 安全管理課長は、管理区域外へ運搬する場合は、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認すること。ただし、第38条第1項第1号に定める区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。</p> <p>(4) 設備保全課長は、容器の運搬車両への積み付けの際、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(5) 設備保全課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(6) 設備保全課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、容器及び運搬車両に法令に定める標識を取り付けること。</p> <p>(7) 施設保安課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に警備員を配置すること。</p> <p>(8) 設備保全課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに関し、所長が指名した専門的知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(9) 設備保全課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、運搬車両を徐行させること。</p> <p><u>4</u> 前項の担当課長及び品質保証課長は、使用済燃料を収納した容器を運搬する場合は、<u>使用済燃料を収納した容器が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 気密漏えい検査</u></p> <p><u>(3) 圧力測定検査</u></p> <p><u>(4) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(5) 未臨界検査</u></p> <p><u>(6) 温度測定検査</u></p> <p><u>(7) 吊上検査</u></p> <p><u>(8) 重量検査</u></p> <p><u>(9) 収納物検査</u></p> <p><u>(10) 表面密度検査</u></p> <p><u>5</u> 施設保安課長は、別表第11(7)の記録を作成し、保存する。</p> <p><u>6</u> 設備保全課長は、別表第11(14)の記録を作成し、保存する。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料の収納した容器を管理区域外へ運搬する場合の遵守事項及び検査の独立性の担保について規定）</p> <p>・次章へ移動し規定。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備 考
<p style="text-align: center;">第7章 廃棄物管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p>(計画管理)</p> <p>第28条 施設管理課長は、廃止措置計画に基づき、廃棄物の処理、貯蔵及び保管の管理に係る計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 固体状物質の管理</p> <p>(放射性固体廃棄物の処理及び貯蔵管理)</p> <p>第29条 施設管理課長は、次の各号に掲げる放射性固体廃棄物について、それぞれの種類・性状等に応じた処理及び貯蔵管理を行う。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵し、必要に応じてアスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めし、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に貯蔵保管する。</p> <p>(2) フィルタスラッジは、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>(3) 粉末状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>(4) 粒状の使用済イオン交換樹脂は、性状ごとに粒状廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置等から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂については、必要に応じてドラム缶等（以下「容器」という。）に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>(5) 可燃性固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容して、焼却灰を容器に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。また、貯蔵庫に貯蔵保管している可燃性固体廃棄物についても同様に実施する。</p> <p>(6) 不燃性固体廃棄物は、種類・性状等に応じて次の処理及び貯蔵保管等を行う。ただし、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」については、第31条に基づき管理する。</p> <p>イ 金属類については、仕分・切断等の処理を行い、必要に応じて除染処理、減容処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び別図第4に示す保管区域（以下「保管区域」という。）に貯蔵保管する。</p> <p>ロ コンクリートについては、必要に応じて除染処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>ハ 制御棒については、使用済燃料貯蔵プールの制御棒用貯蔵ラックに貯蔵する。遮へいプラグについては、使用済燃料貯蔵プールの遮へいプラグ用貯蔵ラック又は使用済燃料</p>	<p style="text-align: center;">第7章 廃棄物管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p><u>(基本方針)</u></p> <p><u>第27条 ふげんにおける放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つように実施する。</u></p> <p>(計画管理)</p> <p>第28条 施設管理課長は、廃止措置計画に基づき、廃棄物の処理、貯蔵及び保管の管理に係る計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 固体状物質の管理</p> <p>(放射性固体廃棄物の処理及び貯蔵管理)</p> <p>第29条 施設管理課長は、次の各号に掲げる放射性固体廃棄物について、それぞれの種類・性状等に応じた処理及び貯蔵管理を行う。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵し、必要に応じてアスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めし、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に貯蔵保管する。</p> <p>(2) フィルタスラッジは、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>(3) 粉末状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>(4) 粒状の使用済イオン交換樹脂は、性状ごとに粒状廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置等から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂については、必要に応じてドラム缶等（以下「容器」という。）に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>(5) 可燃性固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容して、焼却灰を容器に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。また、貯蔵庫に貯蔵保管している可燃性固体廃棄物についても同様に実施する。</p> <p>(6) 不燃性固体廃棄物は、種類・性状等に応じて次の処理及び貯蔵保管等を行う。ただし、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」については、第31条に基づき管理する。</p> <p>イ 金属類については、仕分・切断等の処理を行い、必要に応じて除染処理、減容処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び別図第4に示す保管区域（以下「保管区域」という。）に貯蔵保管する。</p> <p>ロ コンクリートについては、必要に応じて除染処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>ハ 制御棒については、使用済燃料貯蔵プールの制御棒用貯蔵ラックに貯蔵する。遮へいプラグについては、使用済燃料貯蔵プールの遮へいプラグ用貯蔵ラック又は使用済燃料</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することを規定）</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>に影響を及ぼさないよう未収容の使用済燃料用貯蔵ラックに貯蔵する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項第6号に定める処理及び貯蔵保管等を実施する場合、第20条において分別管理した解体撤去物等、点検・定常作業等により発生した不燃性固体廃棄物、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物については、廃止措置計画に定める「レベル1」、「レベル2」、「レベル3」及び「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」の放射能レベル別に区分して管理し、保管区域については、放射能レベル区分に応じて次の各号に掲げる管理を行う。</p> <p>(1) 「レベル1」は、原子炉建屋の蒸気放出プール及び燃料貯蔵プール建屋の使用済燃料貯蔵プール（使用済燃料搬出後）に貯蔵保管する。</p> <p>(2) 「レベル2」及び「レベル3」は、あらかじめ指定する各建屋内の地下階の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>(3) 「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、あらかじめ指定する各建屋内の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>3 施設管理課長は、第1項第6号の処理及び貯蔵保管等に当たって、放射能レベル区分を変更する必要がある場合には、前項に基づき放射能レベル別に区分し、管理する。</p> <p>4 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の貯蔵、処理等の過程で高濃度のものが低濃度のものに混入することがないように管理する。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(15)及び(16)の記録を作成し、保存する。</p> <p>6 施設管理課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固化した容器には放射性廃棄物を示す標識を取り付け、別表第11(16)の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を取り付ける。</p> <p>7 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果が異常と認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(2) 粒状廃樹脂貯蔵タンク等における粒状の使用済イオン交換樹脂等の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>8 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の廃棄施設の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>9 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の処理又は運搬に際し、放射性固体廃棄物を保管区域に貯蔵保管する場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物による汚染の拡大防止措置及び一般公衆の被ばく防止等を考慮した安全確保対策を講じるとともに、貯蔵保管する廃棄物に起因する一般公衆の被ばく線量評価を安全管理課長に依頼する。</p> <p>(2) 保管区域は、柵等の区画物によって区画するとともに、保管区域である旨及び管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(3) 保管区域の貯蔵保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>10 安全管理課長は、前項第1号の依頼を受け、貯蔵保管する廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量が一般公衆の被ばく線量評価上問題とならないことを確認し、その結果を施設管理課長に通知する。</p>	<p>に影響を及ぼさないよう未収容の使用済燃料用貯蔵ラックに貯蔵する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項第6号に定める処理及び貯蔵保管等を実施する場合、第20条において分別管理した解体撤去物等、点検・定常作業等により発生した不燃性固体廃棄物、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物については、廃止措置計画に定める「レベル1」、「レベル2」、「レベル3」及び「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」の放射能レベル別に区分して管理し、保管区域については、放射能レベル区分に応じて次の各号に掲げる管理を行う。</p> <p>(1) 「レベル1」は、原子炉建屋の蒸気放出プール及び燃料貯蔵プール建屋の使用済燃料貯蔵プール（使用済燃料搬出後）に貯蔵保管する。</p> <p>(2) 「レベル2」及び「レベル3」は、あらかじめ指定する各建屋内の地下階の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>(3) 「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、あらかじめ指定する各建屋内の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>3 施設管理課長は、第1項第6号の処理及び貯蔵保管等に当たって、放射能レベル区分を変更する必要がある場合には、前項に基づき放射能レベル別に区分し、管理する。</p> <p>4 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の貯蔵、処理等の過程で高濃度のものが低濃度のものに混入することがないように管理する。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(15)及び(16)の記録を作成し、保存する。</p> <p>6 施設管理課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固化した容器には放射性廃棄物を示す標識を取り付け、別表第11(16)の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を取り付ける。</p> <p>7 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果が異常と認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(2) 粒状廃樹脂貯蔵タンク等における粒状の使用済イオン交換樹脂等の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>8 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の廃棄施設の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>9 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の処理又は運搬に際し、放射性固体廃棄物を保管区域に貯蔵保管する場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物による汚染の拡大防止措置及び一般公衆の被ばく防止等を考慮した安全確保対策を講じるとともに、貯蔵保管する廃棄物に起因する一般公衆の被ばく線量評価を安全管理課長に依頼する。</p> <p>(2) 保管区域は、柵等の区画物によって区画するとともに、保管区域である旨及び管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(3) 保管区域の貯蔵保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>10 安全管理課長は、前項第1号の依頼を受け、貯蔵保管する廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量が一般公衆の被ばく線量評価上問題とならないことを確認し、その結果を施設管理課長に通知する。</p>	<p>変更なし</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>1 1 施設管理課長は、第16条で定めた工事計画に基づき一時保管（仮置き）された解体撤去物等を除き、貯蔵庫及び保管区域のそれぞれの貯蔵容量を超えて放射性固体廃棄物を貯蔵保管してはならない。</p> <p>(放射性固体廃棄物の運搬管理)</p> <p>第30条 施設管理課長は、管理区域外へ放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を取り付けること。</p> <p>(5) 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(6) 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の運搬に当たり、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて確認する。ただし、第38条第1項第1号に定める区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。</p> <p>3 安全管理課長は、管理区域内で、第38条第1項第1号に定める区域へ放射性固体廃棄物を移動させる場合は、容器の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、放射性固体廃棄物を搬出する場合は、法令に定める運搬に関する事項を遵守し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(14)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものの保管管理)</p> <p>第31条 施設管理課長は、第20条第1項第1号ロ及び第29条第2項に定める「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、次の各号に掲げる措置を講じ、次条第1項第1号に基づく測定及び評価を行うまで、管理区域内の保管区域に保管することができる。</p> <p>(1) 発生場所、放射性物質による汚染の状況等により分別し、必要に応じて切断及び除染した上で、汚染防止及び他の放射能レベル別に区分した解体撤去物等との混在防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 前号で必要な措置を講じたものは、識別可能な番号を取り付け、別表第11(39)の記録</p>	<p>1 1 施設管理課長は、第16条で定めた工事計画に基づき一時保管（仮置き）された解体撤去物等を除き、貯蔵庫及び保管区域のそれぞれの貯蔵容量を超えて放射性固体廃棄物を貯蔵保管してはならない。</p> <p>(放射性固体廃棄物の運搬管理)</p> <p>第30条 施設管理課長は、管理区域外へ放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の各号に掲げる措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を取り付けること。</p> <p>(5) 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(6) 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p><u>(7) 放射性固体廃棄物の取扱いに関する知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>2 安全管理課長は、前項の運搬に当たり、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて確認する。ただし、第38条第1項第1号に定める区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。</p> <p>3 安全管理課長は、管理区域内で、第38条第1項第1号に定める区域へ放射性固体廃棄物を移動させる場合は、<u>運搬前に</u>容器の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、放射性固体廃棄物を搬出する場合は、法令に定める運搬に関する事項を遵守し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(14)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものの保管管理)</p> <p>第31条 施設管理課長は、第20条第1項第1号ロ及び第29条第2項に定める「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、次の各号に掲げる措置を講じ、次条第1項第1号に基づく測定及び評価を行うまで、管理区域内の保管区域に保管することができる。</p> <p>(1) 発生場所、放射性物質による汚染の状況等により分別し、必要に応じて切断及び除染した上で、汚染防止及び他の放射能レベル別に区分した解体撤去物等との混在防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 前号で必要な措置を講じたものは、識別可能な番号を取り付け、別表第11(39)の記録</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射性固体廃棄物運搬時に必要な措置を運搬前に確認することを明確化）</p> <p>・放射性固体廃棄物の運搬前の遵守事項に係る記載の充実</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射性固体廃棄物運搬時に必要な措置を運搬前に確認することを明確化）</p> <p>・同上</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>と照合できる措置を講じる。</p> <p>(放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理)</p> <p>第31条の2 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた方法に基づく測定及び評価を実施する「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」(以下「放射能濃度確認対象物」という。)について、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価を行う。</p> <p>(2) 前号の測定及び評価の結果、「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」(以下「放射能濃度確認規則」という。)に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、基準を満たした放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて管理区域外の所定の保管場所に保管する。</p> <p>(3) 第1号の測定及び評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、除染等を行い、再度第1号に基づく測定及び評価を行う。又は、第29条第1項第6号(ただし書を除く。)に基づき管理する。</p> <p>2 施設管理課長は、前条及び前項により保管した場合には、その保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>3 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づき放射能濃度の確認を受けた物について、同法第61条の2第3項に基づきふげんから搬出する。搬出するまでの間、追加的な汚染のない管理区域の外側にある構内の所定の保管場所で保管する。</p> <p>4 品質保証課長は、別表第11(31)から(36)までの記録を作成し、保存する。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(37)から(39)まで並びに(41)及び(42)の記録を作成し、保存する。</p> <p>6 安全管理課長は、別表第11(40)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第32条 安全管理課長は、管理区域内において設置された資材等又は使用した物品を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。</p> <p>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された資材等(金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等。ただし第20条第1項第2号の解体撤去物等を含む。以下「資材等」という。)又は管理区域内において使用された物品(工具類等。以下「物品」という。)とする。</p> <p>(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等は、次のとおりとする。</p> <p>イ 汚染のおそれのない管理区域(第38条第1項第1号の規定による。以下本条において同じ。)において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていること</p>	<p>と照合できる措置を講じる。</p> <p>(放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理)</p> <p>第31条の2 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた方法に基づく測定及び評価を実施する「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」(以下「放射能濃度確認対象物」という。)について、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価を行う。</p> <p>(2) 前号の測定及び評価の結果、「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」(以下「放射能濃度確認規則」という。)に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、基準を満たした放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて管理区域外の所定の保管場所に保管する。</p> <p>(3) 第1号の測定及び評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、除染等を行い、再度第1号に基づく測定及び評価を行う。又は、第29条第1項第6号(ただし書を除く。)に基づき管理する。</p> <p>2 施設管理課長は、前条及び前項により保管した場合には、その保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>3 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づき放射能濃度の確認を受けた物について、同法第61条の2第3項に基づきふげんから搬出する。搬出するまでの間、追加的な汚染のない管理区域の外側にある構内の所定の保管場所で保管する。</p> <p>4 品質保証課長は、別表第11(31)から(36)までの記録を作成し、保存する。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(37)から(39)まで並びに(41)及び(42)の記録を作成し、保存する。</p> <p>6 安全管理課長は、別表第11(40)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第32条 安全管理課長は、管理区域内において設置された資材等又は使用した物品を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。</p> <p>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された資材等(金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等。ただし第20条第1項第2号の解体撤去物等を含む。以下「資材等」という。)又は管理区域内において使用された物品(工具類等。以下「物品」という。)とする。</p> <p>(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等は、次のとおりとする。</p> <p>イ 汚染のおそれのない管理区域(第38条第1項第1号の規定による。以下本条において同じ。)において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていること</p>	<p>変更なし</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>を確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>ロ 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域(以下「汚染のおそれのある管理区域」という。)において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>一部汚染された資材等については、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</p> <p>また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、汚染のないことを確認する。</p> <p>ハ 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>二 汚染のおそれのある管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われた場合には、「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</p> <p>また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、汚染のないことを確認する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項で「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについて、管理区域から搬出するまでの間、核燃料物質等との混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</p> <p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第32条の2 安全管理課長は、原子炉等規制法第43条の3の9に基づく工事計画(変更)認可申請書及び第43条の3の10に基づく工事計画(変更)届出書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2 各課長は、前項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとしてふげん内で適切に管理する。</p>	<p>を確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>ロ 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域(以下「汚染のおそれのある管理区域」という。)において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>一部汚染された資材等については、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</p> <p>また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、汚染のないことを確認する。</p> <p>ハ 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>二 汚染のおそれのある管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われた場合には、「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</p> <p>また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、汚染のないことを確認する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項で「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについて、管理区域から搬出するまでの間、核燃料物質等との混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</p> <p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第32条の2 安全管理課長は、原子炉等規制法第43条の3の9に基づく工事計画(変更)認可申請書及び第43条の3の10に基づく工事計画(変更)届出書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2 各課長は、前項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとしてふげん内で適切に管理する。</p>	<p>変更なし</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第3節 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第33条 施設管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長に放射性物質濃度等の測定を依頼する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の依頼を受け、別表第5に掲げる項目、頻度に従って測定を行い、次の各号に掲げる事項を確認し、測定結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質の放出量が別表第6に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>3 施設管理課長は、前項の測定結果に基づき、復水器冷却水放水路より放射性液体廃棄物を管理放出する。</p> <p>4 施設管理課長は、前項の放出結果を安全管理課長に報告し、安全管理課長は、その放出結果を確認する。</p> <p>5 安全管理課長は、別表第11(9)の記録を作成し、保存する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第34条 安全管理課長は、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒より放出される放射性気体廃棄物について、別表第7に掲げる項目、頻度に従って測定し、次の各号に掲げる事項を確認し、測定結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>(1) 主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域の外における空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域の外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒からの放射性物質の放出量が別表第8に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>2 施設管理課長は、前項の測定結果に基づき、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒より放射性気体廃棄物を管理放出する。</p> <p>3 安全管理課長は、別表第11(9)の記録を作成し、保存する。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第33条 施設管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長に放射性物質濃度等の測定を依頼する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の依頼を受け、別表第5に掲げる項目、頻度に従って測定を行い、次の各号に掲げる事項を確認し、測定結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質の放出量が別表第6に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>3 施設管理課長は、前項の測定結果に基づき、復水器冷却水放水路より放射性液体廃棄物を管理放出する。<u>その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう努力しなければならない。</u></p> <p>4 施設管理課長は、前項の放出結果を安全管理課長に報告し、安全管理課長は、その放出結果を確認する。</p> <p>5 安全管理課長は、別表第11(9)の記録を作成し、保存する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第34条 安全管理課長は、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒より放出される放射性気体廃棄物について、別表第7に掲げる項目、頻度に従って測定し、次の各号に掲げる事項を確認し、測定結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>(1) 主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域の外における空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域の外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒からの放射性物質の放出量が別表第8に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>2 施設管理課長は、前項の測定結果に基づき、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒より放射性気体廃棄物を管理放出する。<u>その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう努力しなければならない。</u></p> <p>3 安全管理課長は、別表第11(9)の記録を作成し、保存する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（ALARAの精神にのっとり、排水を管理することを規定）</p> <p>・同上</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備 考																				
<p style="text-align: center;">第5節 頻度の定義</p> <p>(頻度の定義) 第35条 本章でいう頻度に関する考え方は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="130 464 1202 795"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月の間に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月の間に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間は除く。</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施。	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月の間に1回実施。	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月の間に1回実施。	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間は除く。	<p style="text-align: center;">第5節 頻度の定義</p> <p>(頻度の定義) 第35条 本章でいう頻度に関する考え方は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1326 464 2392 795"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月の間に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月の間に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間は除く。</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施。	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月の間に1回実施。	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月の間に1回実施。	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間は除く。	<p>変更なし</p>
頻度	考え方																					
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施。																					
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月の間に1回実施。																					
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月の間に1回実施。																					
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間は除く。																					
頻度	考え方																					
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施。																					
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月の間に1回実施。																					
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月の間に1回実施。																					
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間は除く。																					

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備 考
<p style="text-align: center;">第 8 章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;"><u>第 1 節 区域管理</u></p> <p>(管理区域の設定及び解除)</p> <p>第 3 6 条 管理区域は、別図第 5 及び別図第 6 に示す区域とする。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けること によって明らかに他の場所と区別し、管理する。</p> <p>3 安全管理課長は、管理区域を解除する場合及び期間を限定して一時解除する場合は、理 由、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る値を超えていない ことを確認し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>4 安全管理課長は、前項に基づき管理区域の解除又は復帰を行った場合は、その旨を各課長 に通知する。</p> <p>(一時管理区域の設定)</p> <p>第 3 7 条 安全管理課長は、管理区域外において法令に定める管理区域に係る値を超え若しく は、超えるおそれがある場合又は緊急に管理区域を設定する必要が生じた場合は、その区域 が正常な状態に復帰するまでの間、理由、期間及び場所を明らかにし、各部長及び保安主任 者の確認を受け、所長の承認を得て、一時管理区域に設定する。</p> <p>2 安全管理課長は、一時管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設ける ことによって明らかに他の場所と区別し、管理する。</p> <p>3 安全管理課長は、一時管理区域を解除する場合は、前条第 3 項と同様に実施する。</p> <p>4 安全管理課長は、第 1 項及び前項に基づき一時管理区域の設定又は解除を行った場合は、 その旨を各課長に通知する。</p> <p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第 3 8 条 安全管理課長は、管理区域を次の各号のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面密度及び空気中の放射性物質濃度が、法令に定める管理区域に係る値を超えおそ れのない区域 (以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2) 表面密度又は空気中の放射性物質濃度が、法令に定める管理区域に係る値を超え区域 又は超えるおそれのある区域</p> <p>2 安全管理課長は、前項第 1 号で規定する区域と前項第 2 号で規定する区域が隣接する場 合は、前項第 2 号で規定する区域への入口付近に標識を設ける。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;"><u>第 1 節 通則</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><u>第 3 5 条の 2 ふげんにおける放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等 (所員及 びふげんに勤務する所員以外の者) の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理 的に達成可能な限り低い水準に保つよう</u>に実施する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 節 区域管理</u></p> <p>(管理区域の設定及び解除)</p> <p>第 3 6 条 管理区域は、別図第 5 及び別図第 6 に示す区域とする。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けること によって明らかに他の場所と区別し、管理する。</p> <p>3 安全管理課長は、管理区域を解除する場合及び期間を限定して一時解除する場合は、理 由、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る値を超えていない ことを確認し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>4 安全管理課長は、前項に基づき管理区域の解除又は復帰を行った場合は、その旨を各課長 に通知する。</p> <p>(一時管理区域の設定)</p> <p>第 3 7 条 安全管理課長は、管理区域外において法令に定める管理区域に係る値を超え若しく は、超えるおそれがある場合又は緊急に管理区域を設定する必要が生じた場合は、その区域 が正常な状態に復帰するまでの間、理由、期間及び場所を明らかにし、各部長及び保安主任 者の確認を受け、所長の承認を得て、一時管理区域に設定する。</p> <p>2 安全管理課長は、一時管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設ける ことによって明らかに他の場所と区別し、管理する。</p> <p>3 安全管理課長は、一時管理区域を解除する場合は、前条第 3 項と同様に実施する。</p> <p>4 安全管理課長は、第 1 項及び前項に基づき一時管理区域の設定又は解除を行った場合は、 その旨を各課長に通知する。</p> <p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第 3 8 条 安全管理課長は、管理区域を次の各号のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面密度及び空気中の放射性物質濃度が、法令に定める管理区域に係る値を超えおそ れのない区域 (以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2) 表面密度又は空気中の放射性物質濃度が、法令に定める管理区域に係る値を超え区域 又は超えるおそれのある区域</p> <p>2 安全管理課長は、前項第 1 号で規定する区域と前項第 2 号で規定する区域が隣接する場 合は、前項第 2 号で規定する区域への入口付近に標識を設ける。</p>	<p>・原子力規制における検 査制度の見直しに伴う変 更 (A L A R A の精神に のっとり、放射線業務従 事者等の被ばくを管理す ることを規定)</p> <p>・節番号の変更</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第39条 安全管理課長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、標識を設けて他の場所と区別するほか、必要に応じて区画、施錠等により他の場所と区別する。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1mSvを超える区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2 各課長は、前項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護の方法を立案し、安全管理課長の承認を得る。</p> <p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第40条 安全管理課長は、次の各号に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>2 安全管理課長は、前項に基づき、管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 安全管理課長は、前項により許可された者以外の者を管理区域内に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>4 安全管理課長は、指定出入口において、管理区域への人の出入等を監視する措置を講じる。</p> <p>5 安全管理課長は、前項以外の出入口には、施錠等により、みだりに立入りのできない措置を講じる。</p> <p>6 安全管理課長は、管理区域を退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講じる。ただし、労働災害等で緊急に医療機関に搬送が必要な者及び汚染のおそれのない管理区域から退出する者については、この限りでない。</p> <p>7 一時立入者に随行する放射線業務従事者は、一時立入者に対して、管理区域へ立ち入る前に保安上必要な注意を与える。</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>第41条 安全管理課長は、管理区域に出入りする者に、次の各号に掲げる遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 指定出入口を経由すること。ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 個人線量測定器を着用すること。</p> <p>(3) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。</p> <p>(4) 安全管理課長により指定された保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に出入りする者又は安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合は、この限りでない。</p>	<p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第39条 安全管理課長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、標識を設けて他の場所と区別するほか、必要に応じて区画、施錠等により他の場所と区別する。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1mSvを超える区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2 各課長は、前項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護の方法を立案し、安全管理課長の承認を得る。</p> <p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第40条 安全管理課長は、次の各号に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>2 安全管理課長は、前項に基づき、管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 安全管理課長は、前項により許可された者以外の者を管理区域内に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>4 安全管理課長は、指定出入口において、管理区域への人の出入等を監視する措置を講じる。</p> <p>5 安全管理課長は、前項以外の出入口には、施錠等により、みだりに立入りのできない措置を講じる。</p> <p>6 安全管理課長は、管理区域を退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講じる。ただし、労働災害等で緊急に医療機関に搬送が必要な者及び汚染のおそれのない管理区域から退出する者については、この限りでない。</p> <p>7 一時立入者に随行する放射線業務従事者は、一時立入者に対して、管理区域へ立ち入る前に保安上必要な注意を与える。</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>第41条 安全管理課長は、管理区域に出入りする者に、次の各号に掲げる遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 指定出入口を経由すること。ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 個人線量測定器を着用すること。</p> <p>(3) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。</p> <p>(4) 安全管理課長により指定された保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に出入りする者又は安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合は、この限りでない。</p>	<p>変更なし</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考												
<p>(5) 管理区域より退出する場合は、身体及び身体に着用している物の表面密度を検査すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域を退出する者については、この限りでない。</p> <p>(保全区域) 第42条 保全区域は、別図第6及び別図第7に掲げる区域とする。 2 施設保安課長は、保全区域を標識等により区別するほか、立入制限等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域) 第43条 周辺監視区域は、別図第8に掲げる区域とする。 2 施設保安課長は、前項の周辺監視区域境界に、柵を設ける、又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2節 被ばく管理</u></p> <p>(放射線業務従事者の指定等) 第44条 安全管理課長は、放射線業務従事者の指定及び解除を行う。 2 安全管理課長は、前項の指定に先立って、全ての放射線業務従事者について、指定要件の確認を行う。 3 管理課長は、所員の放射線業務従事者に対して健康診断を実施するとともに、放射線業務従事者の指定等に当たっては、次の各号に掲げる事項の確認を行う。 (1) 被ばく歴 (2) 医師が必要と認めた検査の結果</p> <p>(線量の評価) 第45条 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の線量を次の表に定める項目、頻度に基づき評価し、法令に定める実効線量限度及び等価線量限度を超えていないことを確認する。 <u>2</u> 安全管理課長は、前項の結果を本人及び所属課長に通知するとともに、所長、保安主任者及び各部長に報告する。 <u>3</u> 安全管理課長は、別表第11(11)から(13)までの記録を作成し、保存する。</p> <table border="1" data-bbox="142 1604 1243 1755"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回*</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回*</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：女子にあつては、1ヶ月に1回とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回*	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回*	<p>(5) 管理区域より退出する場合は、身体及び身体に着用している物の表面密度を検査すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域を退出する者については、この限りでない。</p> <p>(保全区域) 第42条 保全区域は、別図第6及び別図第7に掲げる区域とする。 2 施設保安課長は、保全区域を標識等により区別するほか、立入制限等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域) 第43条 周辺監視区域は、別図第8に掲げる区域とする。 2 施設保安課長は、前項の周辺監視区域境界に、柵を設ける、又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 被ばく管理</u></p> <p>(放射線業務従事者の指定等) 第44条 安全管理課長は、放射線業務従事者の指定及び解除を行う。 2 安全管理課長は、前項の指定に先立って、全ての放射線業務従事者について、指定要件の確認を行う。 3 管理課長は、所員の放射線業務従事者に対して健康診断を実施するとともに、放射線業務従事者の指定等に当たっては、次の各号に掲げる事項の確認を行う。 (1) 被ばく歴 (2) 医師が必要と認めた検査の結果</p> <p>(線量の評価) 第45条 <u>各課長は、管理区域内で作業をする場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</u> <u>2</u> 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の線量を次の表に定める項目、頻度に基づき評価し、法令に定める実効線量限度及び等価線量限度を超えていないことを確認する。 <u>3</u> 安全管理課長は、前項の結果を本人及び所属課長に通知するとともに、所長、保安主任者及び各部長に報告する。 <u>4</u> 安全管理課長は、別表第11(11)から(13)までの記録を作成し、保存する。</p> <table border="1" data-bbox="1332 1604 2433 1755"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回*</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回*</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：女子にあつては、1ヶ月に1回とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回*	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回*	<p>・ 節番号の変更</p> <p>・ 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（ALARAの精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することを規定）</p>
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回*													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回*													
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回*													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回*													

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考																																										
<p>(線量の管理目標値)</p> <p>第46条 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者に係る線量の管理目標値を定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、前項の管理目標値を超えないよう努める。</p> <p>3 各課長は、第1項の管理目標値を超えるおそれのある場合は、必要に応じ、作業方法の改善、設備の改善、作業制限、配置転換、就業制限等の措置を講じる。</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p>第47条 各課長は、管理区域に関する法令に定める表面密度限度を超える等、予期しない汚染を、床、壁、人等に発生させた場合又は発見した場合は、安全管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のための応急措置を講じる。</p> <p>2 前項の場合、汚染箇所に係る作業を所管する課長は、汚染状況等について安全管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 前項の作業を所管する課長は、第1項及び前項の措置結果について、安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 安全管理課長は、別表第11(17)の記録を作成し、保存する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第3節</u> 線量当量率等の測定</p> <p>(線量当量率等の測定)</p> <p>第48条 安全管理課長は、管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界付近（測定場所は別図第9に定める。）において、次の表に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に定める周辺監視区域境界付近での測定のうち、日本原子力発電株式会社敦賀発電所から受領する測定結果を確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、第1項及び前項の測定及び確認により、異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常の除去に必要な措置を講じるとともに、所長、保安主任者及び各部長に報告する。</p> <p>4 安全管理課長は、別表第11(8)及び(10)の記録を作成し、保存する。</p> <table border="1" data-bbox="136 1518 1240 1965"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>測 定 項 目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">管理区域内^{*1}</td> <td>外部放射線に係る線量当量率^{*2}</td> <td>1日に1回^{*6}</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率^{*3}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度^{*4}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面密度^{*4}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量率^{*5}</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	測 定 項 目	測定頻度	管理区域内 ^{*1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{*2}	1日に1回 ^{*6}	外部放射線に係る線量当量率 ^{*3}	1週間に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 ^{*4}	1週間に1回	表面密度 ^{*4}	1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量率 ^{*5}	常時	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気中の粒子状放射性物質濃度	1ヶ月に1回	<p>(線量の管理目標値)</p> <p>第46条 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者に係る線量の管理目標値を定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、前項の管理目標値を超えないよう努める。</p> <p>3 各課長は、第1項の管理目標値を超えるおそれのある場合は、必要に応じ、作業方法の改善、設備の改善、作業制限、配置転換、就業制限等の措置を講じる。</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p>第47条 各課長は、管理区域に関する法令に定める表面密度限度を超える等、予期しない汚染を、床、壁、人等に発生させた場合又は発見した場合は、安全管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のための応急措置を講じる。</p> <p>2 前項の場合、汚染箇所に係る作業を所管する課長は、汚染状況等について安全管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 前項の作業を所管する課長は、第1項及び前項の措置結果について、安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 安全管理課長は、別表第11(17)の記録を作成し、保存する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第4節</u> 線量当量率等の測定</p> <p>(線量当量率等の測定)</p> <p>第48条 安全管理課長は、管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界付近（測定場所は別図第9に定める。）において、次の表に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に定める周辺監視区域境界付近での測定のうち、日本原子力発電株式会社敦賀発電所から受領する測定結果を確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、第1項及び前項の測定及び確認により、異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常の除去に必要な措置を講じるとともに、所長、保安主任者及び各部長に報告する。</p> <p>4 安全管理課長は、別表第11(8)及び(10)の記録を作成し、保存する。</p> <table border="1" data-bbox="1329 1518 2433 1965"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>測 定 項 目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">管理区域内^{*1}</td> <td>外部放射線に係る線量当量率^{*2}</td> <td>1日に1回^{*6}</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率^{*3}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度^{*4}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面密度^{*4}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量率^{*5}</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	測 定 項 目	測定頻度	管理区域内 ^{*1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{*2}	1日に1回 ^{*6}	外部放射線に係る線量当量率 ^{*3}	1週間に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 ^{*4}	1週間に1回	表面密度 ^{*4}	1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量率 ^{*5}	常時	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気中の粒子状放射性物質濃度	1ヶ月に1回	<p>・節番号の変更</p>
区 域	測 定 項 目	測定頻度																																										
管理区域内 ^{*1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{*2}	1日に1回 ^{*6}																																										
	外部放射線に係る線量当量率 ^{*3}	1週間に1回																																										
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																										
	空気中の放射性物質濃度 ^{*4}	1週間に1回																																										
	表面密度 ^{*4}	1週間に1回																																										
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量率 ^{*5}	常時																																										
	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																										
	空気中の粒子状放射性物質濃度	1ヶ月に1回																																										
区 域	測 定 項 目	測定頻度																																										
管理区域内 ^{*1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{*2}	1日に1回 ^{*6}																																										
	外部放射線に係る線量当量率 ^{*3}	1週間に1回																																										
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																										
	空気中の放射性物質濃度 ^{*4}	1週間に1回																																										
	表面密度 ^{*4}	1週間に1回																																										
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量率 ^{*5}	常時																																										
	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																										
	空気中の粒子状放射性物質濃度	1ヶ月に1回																																										

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>* 1 : 人の立入頻度等を考慮した管理区域内の被ばく管理上重要な測定箇所</p> <p>* 2 : 燃料貯蔵プール室エリアモニタにおいて測定する項目</p> <p>* 3 : エリアモニタにおいて測定する項目のうち* 2を除く。</p> <p>* 4 : 汚染のおそれのない管理区域では、測定を省略することができる。</p> <p>* 5 : モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>* 6 : 連続して測定する場合を含む。</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第49条 安全管理課長は、別表第3に掲げる放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。</p> <p>2 設備保全課長は、別表第4に掲げるガンマ線エリアモニタ及びモニタリングポストについて、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第4節</u> 物品移動の管理</p> <p>(管理区域外への移動)</p> <p>第50条 安全管理課長は、管理区域から管理区域外へ搬出される物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から管理区域外へ搬出される場合においてはこの限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域内の物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ搬出する場合は、当該区域の出入口で汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>3 各課長は、管理区域外に使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質等を運搬する場合は、第30条第1項を準用する。</p> <p>4 各課長は、管理区域外に使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質等を運搬する場合は、汚染の広がりの防止、遮へい等の措置を講じ、線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。</p> <p>5 各課長は、汚染の広がりの防止、遮へい等の措置を講じて、管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質によって汚染されたものを移動する場合は、容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p>	<p>* 1 : 人の立入頻度等を考慮した管理区域内の被ばく管理上重要な測定箇所</p> <p>* 2 : 燃料貯蔵プール室エリアモニタにおいて測定する項目</p> <p>* 3 : エリアモニタにおいて測定する項目のうち* 2を除く。</p> <p>* 4 : 汚染のおそれのない管理区域では、測定を省略することができる。</p> <p>* 5 : モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>* 6 : 連続して測定する場合を含む。</p> <p><u>(平常時の環境放射線モニタリング)</u></p> <p><u>第48条の2 安全・品質保証室長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第49条 安全管理課長は、別表第3 <u>(別表第4を含む)</u> に掲げる放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。</p> <p>2 設備保全課長は、別表第4に掲げるガンマ線エリアモニタ及びモニタリングポストについて、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5節</u> 物品移動の管理</p> <p>(管理区域外への移動)</p> <p>第50条 安全管理課長は、管理区域から管理区域外へ搬出される物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から管理区域外へ搬出される場合においてはこの限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域内の物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ搬出する場合は、当該区域の出入口で汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>3 各課長は、管理区域外に使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質等を運搬する場合は、第30条第1項を準用する。</p> <p>4 各課長は、管理区域外に使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質等を運搬する場合は、汚染の広がりの防止、遮へい等の措置を講じ、<u>運搬前に線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</u>ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。</p> <p>5 各課長は、汚染の広がりの防止、遮へい等の措置を講じて、管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質によって汚染されたものを移動する場合は、容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（平常時の環境放射線モニタリングの立案、それに基づく測定・評価を行うことを規定）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射線計測器類の機能維持に係る規定の充実）</p> <p>・節番号の変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（管理区域外への運搬時の確認事項について、運搬前に行うことを明記）</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考				
<p>(核燃料物質等の搬出)</p> <p>第51条 各課長は、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質等を搬出する場合は、<u>法令に定める運搬に関する事項を遵守し、</u>各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、別表第11(14)の記録を作成し、保存する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5節</u> 協力会社の保安措置</p> <p>(協力会社の放射線防護)</p> <p>第52条 安全管理課長は、機構以外の会社（以下「協力会社」という。）が原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内の作業を行うに当たり、次の各号に掲げる遵守させるべき放射線防護上の必要事項を定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項 (2) 放射線業務従事者の指定等 (3) 線量の評価 (4) 線量の管理目標値 (5) 管理区域での作業 (6) 床、壁等の除染</p> <p>2 各課長は、管理区域内で所管作業を行う協力会社に対して、前項に定める必要事項を遵守させるための措置を講じ、厳守させる。</p> <p style="text-align: center;"><u>第6節</u> 頻度の定義</p> <p>(頻度の定義)</p> <p>第53条 本章でいう頻度に関する考え方は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="151 1871 1252 1940"> <tr> <td style="width: 15%;">頻度</td> <td style="width: 85%;">考え方</td> </tr> </table>	頻度	考え方	<p>(核燃料物質等の搬出)</p> <p>第51条 各課長は、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質等を搬出する場合は、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、搬出に当たっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) <u>法令に適合する容器に封入されていること。</u> (2) <u>法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u> (3) <u>L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</u> (4) <u>A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</u></p> <p>4 <u>安全管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第38条第1項第1号に定める区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。</u></p> <p>5 各課長は、別表第11(14)の記録を作成し、保存する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第6節</u> 協力会社の保安措置</p> <p>(協力会社の放射線防護)</p> <p>第52条 安全管理課長は、機構以外の会社（以下「協力会社」という。）が原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内の作業を行うに当たり、次の各号に掲げる遵守させるべき放射線防護上の必要事項を定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項 (2) 放射線業務従事者の指定等 (3) 線量の評価 (4) 線量の管理目標値 (5) 管理区域での作業 (6) 床、壁等の除染</p> <p>2 各課長は、管理区域内で所管作業を行う協力会社に対して、前項に定める必要事項を遵守させるための措置を講じ、厳守させる。</p> <p style="text-align: center;"><u>第7節</u> 頻度の定義</p> <p>(頻度の定義)</p> <p>第53条 本章でいう頻度に関する考え方は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1344 1871 2445 1940"> <tr> <td style="width: 15%;">頻度</td> <td style="width: 85%;">考え方</td> </tr> </table>	頻度	考え方	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(運搬前に遵守状況を確認することを規定)</p> <p>・節番号の変更</p> <p>・同上</p>
頻度	考え方					
頻度	考え方					

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前		改正後		備考
1日に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施。	1日に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施。	
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施。	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施。	
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月の間に1回実施。	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月の間に1回実施。	
3ヶ月に1回	4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月の間に1回実施。	3ヶ月に1回	4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月の間に1回実施。	
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており, 点検時等の測定不能な期間は除く。	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており, 点検時等の測定不能な期間は除く。	

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第9章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 事前対策</p> <p>(非常事態の定義)</p> <p>第54条 この規定において「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、放射性物質の放出による被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合であって、ふげんの通常組織体制では事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことができない事態をいう。</p> <p>(非常事態対策組織)</p> <p>第55条 施設保安課長は、非常事態が発生した場合、直ちに非常事態対策活動を行えるよう、班、役割を定めた非常事態対策組織をあらかじめ定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 非常事態対策組織に本部を置き、本部長は所長があたる。ただし、所長は、本部長としての職務が果たせない場合に備えてあらかじめ代行者を定める。</p> <p>(要員の確保)</p> <p>第56条 施設保安課長は、非常事態対策組織に、具体的な所員の配置をあらかじめ定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>第56条の2 施設保安課長は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する所員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 次の表に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 次の表に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業従事者については、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 事前対策</p> <p>(非常事態の定義)</p> <p>第54条 この規定において「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、放射性物質の放出による被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合であって、ふげんの通常組織体制では事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことができない事態をいう。</p> <p>(非常事態対策組織)</p> <p>第55条 施設保安課長は、非常事態が発生した場合、直ちに非常事態対策活動を行えるよう、班、役割を定めた非常事態対策組織をあらかじめ定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 非常事態対策組織に本部を置き、本部長は所長があたる。ただし、所長は、本部長としての職務が果たせない場合に備えてあらかじめ代行者を定める。</p> <p>(要員の確保)</p> <p>第56条 施設保安課長は、非常事態対策組織に、具体的な所員の配置をあらかじめ定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>第56条の2 施設保安課長は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する所員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 次の表に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 次の表に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業従事者については、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>変更なし</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前			改正後			備考
分類	項目	時間	分類	項目	時間	
緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上	緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上	変更なし
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上		電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	
緊急作業についての訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業についての訓練	緊急作業の方法	3時間以上	
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2	3時間以上		緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2	3時間以上	
<p>*1：第59条第1項又は第64条の2に定める訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練と兼ねることができる。</p> <p>*2：緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。</p>			<p>*1：第59条第1項又は第64条の2に定める訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練と兼ねることができる。</p> <p>*2：緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。</p>			
<p>(資機材の整備)</p> <p>第57条 管理課長、安全管理課長、施設保安課長及び設備保全課長は、非常事態対策活動に必要な防護具類、放射線計測器類及び通信連絡用器材等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備する。</p>			<p>(資機材の整備)</p> <p>第57条 管理課長、安全管理課長、施設保安課長及び設備保全課長は、非常事態対策活動に必要な防護具類、放射線計測器類及び通信連絡用器材等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備する。</p>			
<p>(通報系統)</p> <p>第58条 施設保安課長は、非常事態が生じた場合の機構内、国及び地方自治体等の外部関係機関との通報系統をあらかじめ定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p>			<p>(通報系統)</p> <p>第58条 施設保安課長は、非常事態が生じた場合の機構内、国及び地方自治体等の外部関係機関との通報系統をあらかじめ定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p>			
<p>(非常時対処訓練)</p> <p>第59条 所長は、所員に対して、非常事態に対処するための総合的な実地訓練を1年に1回（4月1日を始期とする1年の間に1回）以上実施する。</p> <p>2 施設保安課長は、前項の実地訓練を行うに当たっては、あらかじめ、目的、日時及び対象者を定めた実施計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p>3 所長は、緊急作業従事者に対して、第56条の2の表に定める緊急作業についての訓練を1年に1回（4月1日を始期とする1年の間に1回）以上実施する。</p>			<p>(非常時対処訓練)</p> <p>第59条 所長は、所員に対して、非常事態に対処するための総合的な実地訓練を1年に1回（4月1日を始期とする1年の間に1回）以上実施する。</p> <p>2 施設保安課長は、前項の実地訓練を行うに当たっては、あらかじめ、目的、日時及び対象者を定めた実施計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p>3 所長は、緊急作業従事者に対して、第56条の2の表に定める緊急作業についての訓練を1年に1回（4月1日を始期とする1年の間に1回）以上実施する。</p>			
第2節 初期活動			第2節 初期活動			
<p>(通報)</p> <p>第60条 原子炉施設に異常が発生したこと又は発生のおそれがあることを発見した者は、直ちに施設管理課長に通報する。</p> <p>2 施設管理課長は、次の各号の場合、直ちに所長、保安主任者、各部長、施設保安課長、安全管理課長及び設備保全課長に通報する。</p> <p>(1) 原子炉施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合</p>			<p>(通報)</p> <p>第60条 原子炉施設に異常が発生したこと又は発生のおそれがあることを発見した者は、直ちに施設管理課長に通報する。</p> <p>2 施設管理課長は、次の各号の場合、直ちに所長、保安主任者、各部長、施設保安課長、安全管理課長及び設備保全課長に通報する。</p> <p>(1) 原子炉施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合</p>			

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(2) 放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合</p> <p>(火災等発生時の対応)</p> <p>第61条 施設管理課長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努める。</p> <p>2 施設管理課長は、地震、火災、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、保安主任者、各部長、安全管理課長、施設保安課長及び設備保全課長に連絡し、原子炉施設の保安の措置について協議する。</p> <p>(応急措置)</p> <p>第62条 施設管理課長は、直ちに異常の状況を把握し、次の各号に掲げる応急措置を講じる。</p> <p>(1) 異常の拡大防止に努める。</p> <p>(2) 前号の措置を講じるために必要な人員以外の者を管理区域外に退避させる。</p> <p>(3) 必要に応じて救護活動を行う。</p> <p>2 安全管理課長は、第60条第2項の通報を受けた場合は、ふげん構内の線量当量率及び空气中の放射性物質濃度を調査し、その結果を所長、保安主任者及び各部長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>	<p>(2) 放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合</p> <p>(地震・火災等発生時の対応)</p> <p>第61条 施設管理課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長、保安主任者、各部長、安全管理課長、施設保安課長及び設備保全課長に連絡し、原子炉施設の保安の措置について協議する。</p> <p>(1) 最寄の気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の損傷及び火災の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2 施設保安課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理課長は、消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する*1とともに定期的な点検を実施する。</p> <p>(2) 施設保安課長は、初期消火活動を行う要員を定め、常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 施設保安課長及び設備保全課長は、初期消火活動を行うために必要な消火設備、資機材を定め、配備するとともに、定期的な点検を実施する。</p> <p>(4) 施設保安課長は、原子炉施設における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(5) 施設管理課長は、第22条に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 施設保安課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>*1：専用回線、通報設備が、点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検又は補修後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>3 施設管理課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、保安主任者、各部長、安全管理課長、施設保安課長及び設備保全課長に連絡し、原子炉施設の保安の措置について協議する。</p> <p>(応急措置)</p> <p>第62条 施設管理課長は、直ちに異常の状況を把握し、次の各号に掲げる応急措置を講じる。</p> <p>(1) 異常の拡大防止に努める。</p> <p>(2) 前号の措置を講じるために必要な人員以外の者を管理区域外に退避させる。</p> <p>(3) 必要に応じて救護活動を行う。</p> <p>2 安全管理課長は、第60条第2項の通報を受けた場合は、ふげん構内の線量当量率及び空气中の放射性物質濃度を調査し、その結果を所長、保安主任者及び各部長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>	<p>・記載の具体化及び充足（法令改正における条の統合に伴い、要求事項との整合）</p> <p>・第5章第22条第5号から移動</p> <p>・消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動等の具体化</p> <p>・第1項、第2項に記載事項を削除</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p style="text-align: center;">第3節 非常時における活動</p> <p>(非常事態の発令) 第63条 所長は、第60条第2項により通報を受け、その事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常事態を発令する。</p> <p>(非常事態における活動) 第64条 本部長は、非常事態が発令された場合は、非常事態対策組織を設置し、第56条に定めた要員の召集を行い、その旨をふげん構内に周知するとともに、機構内及び外部関係機関に通報する。 2 非常事態対策組織は、本部長の統括のもとに事故の原因除去、拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>(電源機能等喪失時の体制の整備) 第64条の2 施設保安課長は、<u>津波によって、交流電源を供給する全ての設備、海水により原子炉施設を冷却するための全ての設備及び使用済燃料貯蔵プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合</u>（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練 (3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホースその他資機材の配備 2 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 3 施設保安課長は、第1項及び前項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、所長、保安主任者及び各部長に報告し、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等) 第64条の3 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の各号に掲げる事項を実施する。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量及び等価線量を次の表に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。 (2) 原子炉施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 2 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。 3 本部長は、別表第11(29)の記録を作成し、保存する。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 非常時における活動</p> <p>(非常事態の発令) 第63条 所長は、第60条第2項により通報を受け、その事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常事態を発令する。</p> <p>(非常事態における活動) 第64条 本部長は、非常事態が発令された場合は、非常事態対策組織を設置し、第56条に定めた要員の召集を行い、その旨をふげん構内に周知するとともに、機構内及び外部関係機関に通報する。 2 非常事態対策組織は、本部長の統括のもとに事故の原因除去、拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>(電源機能喪失時等の体制の整備) 第64条の2 施設保安課長は、<u>交流電源を供給する全ての設備の機能の喪失、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊の発生等により、使用済燃料貯蔵プールにおける放射線の遮へいのための水位が低下もしくはそのおそれがある場合</u>（以下「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練 (3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホースその他資機材の配備 2 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 3 施設保安課長は、第1項及び前項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、所長、保安主任者及び各部長に報告し、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等) 第64条の3 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の各号に掲げる事項を実施する。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量及び等価線量を次の表に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。 (2) 原子炉施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 2 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。 3 本部長は、別表第11(29)の記録を作成し、保存する。</p>	<p>・ふげんのプラント状況(燃料の冷却機能が不要)を踏まえた記載の見直し(法令改正における条の統合に伴い、要求事項との整合を含む)</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考												
<table border="1" data-bbox="166 296 1246 428"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月*¹に1回</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月*¹に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 毎月1日を始期とする。</p> <p>(非常事態の解除) 第65条 本部長は、非常事態が終息し、通常組織体制で対処できると判断した場合は、非常事態対策組織活動の終結を宣言する。 2 本部長は、非常事態対策活動の終結に当たって、非常事態対策組織を解散するとともに、その旨をふげん構内に周知し、機構内及び外部関係機関へ通報する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 原子力災害発生時の措置</p> <p>(原子力災害発生時の措置) 第66条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	1ヶ月* ¹ に1回	内部被ばくによる線量	1ヶ月* ¹ に1回	<table border="1" data-bbox="1359 296 2439 428"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月*¹に1回</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月*¹に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 毎月1日を始期とする。</p> <p>(非常事態の解除) 第65条 本部長は、非常事態が終息し、通常組織体制で対処できると判断した場合は、非常事態対策組織活動の終結を宣言する。 2 本部長は、非常事態対策活動の終結に当たって、非常事態対策組織を解散するとともに、その旨をふげん構内に周知し、機構内及び外部関係機関へ通報する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 原子力災害発生時の措置</p> <p>(原子力災害発生時の措置) 第66条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	1ヶ月* ¹ に1回	内部被ばくによる線量	1ヶ月* ¹ に1回	<p>変更なし</p>
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	1ヶ月* ¹ に1回													
内部被ばくによる線量	1ヶ月* ¹ に1回													
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	1ヶ月* ¹ に1回													
内部被ばくによる線量	1ヶ月* ¹ に1回													

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p>第67条 計画管理課長は、別表第9に定める保安教育実施方針に基づき、年度ごとに別表第11(25)の保安教育実施計画を定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p>2 計画管理課長は、具体的な保安教育の見直しを要領に定める。</p> <p>3 各課長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに、前項の要領に従い、必要な見直しを行う。</p> <p>4 各課長は、第1項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに、項目、実施日、受講者氏名及び教育時間を記載した実施結果を教育終了ごとに計画管理課長に通知する。ただし、各課長は、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5 計画管理課長は、前項の実施結果を所長、保安主任者及び各部長に報告する。</p> <p>6 計画管理課長は、別表第11(26)及び(27)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(協力会社従業員への保安教育)</p> <p>第68条 各課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社に行わせる場合は、当該協力会社従業員のふげん入所時に安全上必要な教育が別表第10に定める保安教育実施方針に基づいて実施されていることを確認し、当該教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>2 安全管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行うに当たり、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が別表第10に定める保安教育実施方針に基づいて実施されていることを確認し、当該教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>3 施設管理課長は、放射性廃棄物の廃棄施設に関する業務を協力会社に行わせる場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該業務に従事する従業員に対し、別表第9に定める保安教育実施方針に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、計画管理課長に通知する。</p> <p>(2) 前号の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長、保安主任者及び各部長に報告する。また、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>4 各課長は、第1項から前項までにおいて、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p>第67条 計画管理課長は、別表第9に定める保安教育実施方針に基づき、年度ごとに別表第11(25)の保安教育実施計画を定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p>2 計画管理課長は、具体的な保安教育の見直しを要領に定める。</p> <p>3 各課長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに、前項の要領に従い、必要な見直しを行う。</p> <p>4 各課長は、第1項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに、項目、実施日、受講者氏名及び教育時間を記載した実施結果を教育終了ごとに計画管理課長に通知する。ただし、各課長は、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5 計画管理課長は、前項の実施結果を所長、保安主任者及び各部長に報告する。</p> <p>6 計画管理課長は、別表第11(26)及び(27)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(協力会社従業員への保安教育)</p> <p>第68条 各課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社に行わせる場合は、当該協力会社従業員のふげん入所時に安全上必要な教育が別表第10に定める保安教育実施方針に基づいて実施されていることを確認し、当該教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>2 安全管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行うに当たり、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が別表第10に定める保安教育実施方針に基づいて実施されていることを確認し、当該教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>3 施設管理課長は、放射性廃棄物の廃棄施設に関する業務を協力会社に行わせる場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該業務に従事する従業員に対し、別表第9に定める保安教育実施方針に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、計画管理課長に通知する。</p> <p>(2) 前号の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長、保安主任者及び各部長に報告する。また、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>4 各課長は、第1項から前項までにおいて、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>変更なし</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>5 各課長は、第1項及び第2項並びに第3項第2号の教育が実施されていることを確認した結果及び教育現場に立ち会った結果について、計画管理課長に通知するとともに、解体撤去工事等を実施する協力会社従業員の保安教育の実施結果については、所長、保安主任者及び各部長に報告する。</p>	<p>5 各課長は、第1項及び第2項並びに第3項第2号の教育が実施されていることを確認した結果及び教育現場に立ち会った結果について、計画管理課長に通知するとともに、解体撤去工事等を実施する協力会社従業員の保安教育の実施結果については、所長、保安主任者及び各部長に報告する。</p>	<p>変更なし</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第 1 1 章 記録及び報告</p> <p>(記録等) 第 6 9 条 各課長は、研究開発段階炉規則第 6 2 条に基づき、原子炉施設に係る保安（規定の遵守状況を含む。）及び廃止措置に係る保安（規定の遵守状況を含む。）に関する記録として、別表第 1 1 に定める記録を作成し、第 5 条 4. 2. 4 に基づき管理する。</p> <p>2 各課長は、記録を作成する場合は、<u>適正に*作成し、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</u> *：「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>(報告) 第 7 0 条 各課長は、研究開発段階炉規則第 1 2 9 条に定める事故故障等が発生した場合、遅滞なく所長、保安主任者及び各部長に報告する。 2 所長は、前項又は第 6 0 条に定める事態が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、敦賀廃止措置実証部門長の確認を受けた後に、理事長へ報告する。 3 施設保安課長は、第 1 項に定める事故故障等が発生した場合は、別表第 1 1 (18) から (21) までの記録を作成し、保存する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 章 記録及び報告</p> <p>(記録等) 第 6 9 条 各課長は、研究開発段階炉規則第 6 2 条に基づき、原子炉施設に係る保安（規定の遵守状況を含む。）及び廃止措置に係る保安（規定の遵守状況を含む。）に関する記録として、別表第 1 1 <u>及び別表第 1 1 - 2 に定める記録を適正に*作成し</u>、第 5 条 4. 2. 4 に基づき管理する。<u>なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</u> <u>2 組織は、別表第 1 1 - 3 に掲げる保安に関する記録を適正*に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</u> (削る) *：「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>(報告) 第 7 0 条 各課長は、研究開発段階炉規則第 1 2 9 条に定める事故故障等が発生した場合、遅滞なく所長、保安主任者及び各部長に報告する。 2 所長は、前項又は第 6 0 条に定める事態が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、敦賀廃止措置実証部門長の確認を受けた後に、理事長へ報告する。 3 施設保安課長は、第 1 項に定める事故故障等が発生した場合は、別表第 1 1 (18) から (21) までの記録を作成し、保存する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（研開炉則改正に伴う見直し） ・研開炉規則の品質管理の要求事項変更に伴う記録別表の追加 ・留意事項を個別に記載したことに伴う削除

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前							改正後							備考
別表第1-1 <u>文書化に関する要求事項4.2.1 c)に定める文書 (第5条関係)</u>							別表第1-1 <u>プロセスの管理文書 (1/3)</u>							<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更) 別表第1-1 と1-2 を統合 関連文書の追加 関係法令遵守活動基本要領と安全文化醸成活動基本要領を廃止し、品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領 (旧品質目標管理基本要領より名称変更) に統合
品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連 条項	本品質マネジ メント計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連 条項	
4.2.3(2)	文書管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420	第5条	4.1	関係法令遵守	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第5条	
		文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A01			安全文化醸成	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541		
		文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420			重要度分類	品質に係る重要度の管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-410		
		文書管理要領	ふげん	所長	FQS423			品質に係る重要度の管理要領	ふげん	所長	FQS410			
4.2.4(2)	記録の管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420	第5条, 第69条	4.2.3(2)	文書管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420	第5条	
		文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A01				文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A01		
		文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420				文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420		
		品質記録管理要領	ふげん	所長	FQS424				文書管理要領	ふげん	所長	FQS423		
8.2.2(3)	内部監査	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第5条	4.2.4(2)	記録の管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420	第5条, 第69条	
8.3(2) 8.5.2(3) 8.5.3(3)	不適合管理 是正処置 予防処置	不適合管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-830	第5条, 第23条			文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A03		
		不適合管理並びに是正及び予防処置要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A03				文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420		
		不適合管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A830				品質記録管理要領	ふげん	所長	FQS424		
		不適合管理手順書	ふげん	所長	FQM830-01		品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541				
5.4	品質目標	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第5条	5.5.4	内部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第5条, 第8条, 第8条の2, 第9条	
		中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A04	第5条, 第8条								
		敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議運営要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A554	第5条, 第8条の2								
		ふげん安全・品質保証推進会議運営手順書	ふげん	所長	FQM554-01	第5条, 第9条								
5.6.1(1)	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	安全・核セキュリティ統括部	理事長	QS-P02	第5条	5.6.1(1)	マネジメントレビュー	安全・核セキュリティ統括部	理事長	QS-P02	第5条		

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後						備考	
	別表第1-1 プロセスの管理文書(2/3)						<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更) 別表第1-1 と1-2 を統合 関連条項の追加 	
	本品質マネジメント計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号		規定関連条項
	6.2.2	力量, 教育・訓練及び認識	教育・訓練基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-620		第5条, 第67条, 第68条
			教育訓練管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A07		第5条
			教育・訓練要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A620		
			教育訓練手順書	ふげん	所長	FQM662-02		第5条, 第67条, 第68条
			原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03		第5条
	6.3 6.4 7.1(1) 7.5	廃止措置管理	廃止措置管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-710		第5条, 第13条~第20条
			廃止措置管理要領	ふげん	所長	FQS710		
		運用管理	運転(運用)管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-711		第5条, 第21条, 第22条
			運用管理要領	ふげん	所長	FQS711		
		燃料管理	燃料管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-712		第5条, 第24条~第26条
			燃料管理要領	ふげん	所長	FQS712		
		廃棄物管理	放射性廃棄物管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-713		第5条, 第27条~第35条
			廃棄物管理要領	ふげん	所長	FQS713		
		放射線管理	放射線管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-714		第5条, 第36条~第53条
			放射線管理要領	ふげん	所長	FQS714		
		施設管理	施設管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-715		第5条, 第23条
			施設管理要領	ふげん	所長	FQS715		
		非常時の措置	非常時の措置基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-716		第5条, 第54条~第66条
			非常時の措置要領	ふげん	所長	FQS716		
	7.2.3 8.2.1	外部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550		第5条, 第8条, 第8条の2, 第9条
	7.3	設計・開発	設計・開発基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-730		第5条, 第23条
			設計管理要領	ふげん	所長	FQS730		
	7.4	調達	調達管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-740		第5条, 第23条
			調達先の評価・選定管理要領	契約部	契約部長	QS-G01		
			物品等調達管理要領	ふげん	所長	FQS740		

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まれない。

改正前	改正後						備考																																			
	<p>別表第1-1 プロセスの管理文書 (3/3)</p> <table border="1" data-bbox="1299 268 2460 966"> <thead> <tr> <th data-bbox="1299 268 1448 359">品質マネジメント計画 関連条項</th> <th data-bbox="1448 268 1626 359">項目</th> <th data-bbox="1626 268 1834 359">文書名</th> <th data-bbox="1834 268 1997 359">所管部門</th> <th data-bbox="1997 268 2160 359">承認者</th> <th data-bbox="2160 268 2264 359">文書番号</th> <th data-bbox="2264 268 2460 359">規定関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1299 359 1448 485">7.6(3)</td> <td data-bbox="1448 359 1626 485">監視機器及び測定機器の管理</td> <td data-bbox="1626 359 1834 485">監視機器及び測定機器管理基本要領 監視・測定機器管理要領</td> <td data-bbox="1834 359 1997 485">敦賀廃止措置実証本部 ふげん</td> <td data-bbox="1997 359 2160 485">敦賀廃止措置実証部門長 所長</td> <td data-bbox="2160 359 2264 485">TQS-760 FQS760</td> <td data-bbox="2264 359 2460 485">第5条, 第23条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 485 1448 548">8.2.2(6)</td> <td data-bbox="1448 485 1626 548">内部監査</td> <td data-bbox="1626 485 1834 548">原子力安全監査実施要領</td> <td data-bbox="1834 485 1997 548">統括監査の職</td> <td data-bbox="1997 485 2160 548">理事長</td> <td data-bbox="2160 485 2264 548">QS-P03</td> <td data-bbox="2264 485 2460 548">第5条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 548 1448 667">8.2.4(1), (2)</td> <td data-bbox="1448 548 1626 667">検査及び試験</td> <td data-bbox="1626 548 1834 667">検査及び試験基本要領 検査及び試験の管理要領</td> <td data-bbox="1834 548 1997 667">敦賀廃止措置実証本部 ふげん</td> <td data-bbox="1997 548 2160 667">敦賀廃止措置実証部門長 所長</td> <td data-bbox="2160 548 2264 667">TQS-824 FQS824</td> <td data-bbox="2264 548 2460 667">第5条, 第23条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 667 1448 966">8.3(2) 8.5.2(3) 8.5.3(3)</td> <td data-bbox="1448 667 1626 966">不適合管理 是正処置 未然防止処置</td> <td data-bbox="1626 667 1834 966">不適合管理基本要領 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 不適合管理要領 不適合管理手順書</td> <td data-bbox="1834 667 1997 966">敦賀廃止措置実証本部 安全・核セキュリティ統括部 敦賀廃止措置実証本部 ふげん</td> <td data-bbox="1997 667 2160 966">敦賀廃止措置実証部門長 安全・核セキュリティ統括部長 敦賀廃止措置実証本部長 所長</td> <td data-bbox="2160 667 2264 966">TQS-830 QS-A03 HQMS-A830 FQM830-01</td> <td data-bbox="2264 667 2460 966">第5条, 第23条</td> </tr> </tbody> </table>						品質マネジメント計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連条項	7.6(3)	監視機器及び測定機器の管理	監視機器及び測定機器管理基本要領 監視・測定機器管理要領	敦賀廃止措置実証本部 ふげん	敦賀廃止措置実証部門長 所長	TQS-760 FQS760	第5条, 第23条	8.2.2(6)	内部監査	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第5条	8.2.4(1), (2)	検査及び試験	検査及び試験基本要領 検査及び試験の管理要領	敦賀廃止措置実証本部 ふげん	敦賀廃止措置実証部門長 所長	TQS-824 FQS824	第5条, 第23条	8.3(2) 8.5.2(3) 8.5.3(3)	不適合管理 是正処置 未然防止処置	不適合管理基本要領 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 不適合管理要領 不適合管理手順書	敦賀廃止措置実証本部 安全・核セキュリティ統括部 敦賀廃止措置実証本部 ふげん	敦賀廃止措置実証部門長 安全・核セキュリティ統括部長 敦賀廃止措置実証本部長 所長	TQS-830 QS-A03 HQMS-A830 FQM830-01	第5条, 第23条	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更) 別表第1-1 と1-2 を統合</p> <p>・項目及び文書名称の変更 (予防処置⇒未然防止処置)</p>
品質マネジメント計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連条項																																				
7.6(3)	監視機器及び測定機器の管理	監視機器及び測定機器管理基本要領 監視・測定機器管理要領	敦賀廃止措置実証本部 ふげん	敦賀廃止措置実証部門長 所長	TQS-760 FQS760	第5条, 第23条																																				
8.2.2(6)	内部監査	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第5条																																				
8.2.4(1), (2)	検査及び試験	検査及び試験基本要領 検査及び試験の管理要領	敦賀廃止措置実証本部 ふげん	敦賀廃止措置実証部門長 所長	TQS-824 FQS824	第5条, 第23条																																				
8.3(2) 8.5.2(3) 8.5.3(3)	不適合管理 是正処置 未然防止処置	不適合管理基本要領 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 不適合管理要領 不適合管理手順書	敦賀廃止措置実証本部 安全・核セキュリティ統括部 敦賀廃止措置実証本部 ふげん	敦賀廃止措置実証部門長 安全・核セキュリティ統括部長 敦賀廃止措置実証本部長 所長	TQS-830 QS-A03 HQMS-A830 FQM830-01	第5条, 第23条																																				

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まれない。

改正前							改正後	備考
別表第1-2 文書化に関する要求事項4.2.1 d)に定める文書 (1/2) (第5条関係)							(削る)	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更) 別表第1-1 と1-2 を統合
品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連条項		
4.1	関係法令遵守	関係法令遵守活動基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-411	第3条, 第5条		
	安全文化醸成	安全文化醸成活動基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-412	第4条, 第5条		
	重要度分類	品質に係る重要度の管理基本要領	品質に係る重要度の管理要領	ふげん	所長	FQS410	第5条	
品質に係る重要度の管理要領			ふげん	所長	FQS410			
5.4.1	品質目標	品質目標管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第5条		
5.5.4	内部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第5条, 第8条, 第8条の2, 第9条		
		中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A04	第5条, 第8条		
		敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議運営要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A554	第5条, 第8条の2		
		ふげん安全・品質保証推進会議運営手順書	ふげん	所長	FQM554-01	第5条, 第9条		
5.6.1(1)	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	安全・核セキュリティ統括部	理事長	QS-P02	第5条		
6.2.2	力量, 教育・訓練及び認識	教育・訓練基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-620	第5条, 第67条, 第68条		
		教育訓練管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A07	第5条		
		教育・訓練要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A620			
		教育訓練手順書	ふげん	所長	FQM662-02	第5条, 第67条, 第68条		
		原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第5条		
6.3 6.4 7.1(1)	廃止措置管理	廃止措置管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-710	第5条, 第13条~第20条		
		廃止措置管理要領	ふげん	所長	FQS710			
	運用管理	運転(運用)管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-711	第5条, 第21条, 第22条		
		運用管理要領	ふげん	所長	FQS711			
	燃料管理	燃料管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-712	第5条, 第24条~第26条		
		燃料管理要領	ふげん	所長	FQS712			
	廃棄物管理	放射性廃棄物管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-713	第5条, 第28条~第35条		
		廃棄物管理要領	ふげん	所長	FQS713			

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前							改正後	備考
別表第1-2 文書化に関する要求事項4.2.1 d)に定める文書(2/2) (第5条関係)							(削る)	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更) 別表第1-1 と1-2 を統合
品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連条項		
		放射線管理	放射線管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-714	第5条, 第36条~第53条	
6.3 6.4 7.1(1)	放射線管理	放射線管理要領	ふげん	所長	FQS714			
		保守管理	保守管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-715	第5条, 第23条	
	保守管理	保守管理要領	ふげん	所長	FQS715			
		非常時の措置	非常時の措置基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-716	第5条, 第54条~第66条	
	非常時の措置	非常時の措置要領	ふげん	所長	FQS716			
		外部コミュニケーション	外部コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第5条, 第8条, 第8条の2, 第9条	
7.2.3 8.2.1	外部コミュニケーション	外部コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550			
7.3	設計・開発	設計・開発基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-730	第5条, 第23条		
		設計管理要領	ふげん	所長	FQS730			
7.4	調達	調達管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-740	第5条, 第23条		
		調達先の評価・選定管理要領	契約部	契約部長	QS-G01			
		物品等調達管理要領	ふげん	所長	FQS740			
7.6(3)	監視機器及び測定機器の管理	監視機器及び測定機器管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-760	第5条, 第23条		
		監視・測定機器管理要領	ふげん	所長	FQS760			
8.2.4(1), (2)	検査及び試験	検査及び試験基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-824	第5条, 第23条		
		検査及び試験の管理要領	ふげん	所長	FQS824			

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まれない。

改正前			改正後	備考
別表第1-3 JEAC4111の要求事項に基づき作成する記録(第5条関係)			(削る)	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (JEAC4111の除外に伴う削除)
No	項目	記録の種類		
1	5.6.1(3)	マネジメントレビューの結果の記録		
2	6.2.2 e)	教育, 訓練, 技能及び経験について該当する記録		
3	7.1(3) d)	業務のプロセス及びその結果が, 要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録		
4	7.2.2(3)	業務に対する要求事項のレビューの結果の記録, 及びそのレビューを受けてとられた処置の記録		
5	7.3.2(1)	原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録		
6	7.3.4(2)	設計・開発のレビューの結果の記録, 及び必要な処置があればその記録		
7	7.3.5(1)	設計・開発の検証の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録		
8	7.3.6(3)	設計・開発の妥当性確認の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録		
9	7.3.7(1)	設計・開発の変更の記録		
10	7.3.7(4)	設計・開発の変更のレビューの結果の記録, 及び必要な処置があればその記録		
11	7.4.1(4)	供給者の評価の結果の記録, 及び評価によって必要とされた処置があればその記録		
12	7.5.2(3) d)	プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とされた活動の記録		
13	7.5.3(3)	業務に関するトレーサビリティの記録		
14	7.5.4	組織外の所有物に関して, 組織が必要と判断した場合の記録		
15	7.6(3) a)	校正又は検証に用いた基準の記録		
16	7.6(3)	測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の, 過去の測定結果の妥当性評価の記録		
17	7.6(3)	校正及び検証の結果の記録		
18	8.2.2(4)	内部監査の結果の記録		
19	8.2.4(1)	検査及び試験の合否判定基準への適合の記録		
20	8.2.4(3)	リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の記録		
21	8.3(5)	不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録		
22	8.5.2(3) e)	是正処置の結果の記録		
23	8.5.3(3) d)	予防処置の結果の記録		

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前				改正後				備考
別表第2-1 廃止措置期間中に解体撤去を着手する設備及び建屋並びに着手可能時期 (廃止措置計画認可申請書に基づく廃止措置対象施設) [1/4] (第16条関係)				別表第2-1 廃止措置期間中に解体撤去を着手する設備及び建屋並びに着手可能時期 (廃止措置計画認可申請書に基づく廃止措置対象施設) [1/4] (第16条関係)				変更なし
(1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				(1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体着手可能時期 ^{*1}				備考	
			重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間	原子炉周辺設備解体撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	建屋解体期間		
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建屋				○		
		原子炉補助建屋				○		
		タービン建屋				○		
		燃料貯蔵プール建屋				○		
		廃棄物処理建屋				○		
原子炉本体	原子炉容器	圧力管			○			
		カランドリアタンク			○			
		カランドリア管			○			
	放射線遮へい体	鉄水遮へい体			○			
外周壁及び原子炉建屋外壁				○				
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料交換装置		○				
		燃料移送装置		○				
		キャスク取扱装置			○			
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備		○				
使用済燃料貯蔵設備				○				
原子炉冷却系統施設	一次冷却設備	冷却材再循環系	○					
		主蒸気系	○					
		タービン	○					
		復水器	○					
		タービン・バイパス系	○					
		給水系	○					
		原子炉冷却材浄化系	○					
	非常用冷却設備	高压注水系	○					
		低压注水系	○					
		急速注水系	○					
		隔離冷却系	○					
		蒸気放出プール冷却系	○					
	その他の主要な事項	余熱除去系	○ ^{*2}					
	計測制御系統施設	計装	核計装	○				
その他の主要な計装 (蒸気ドラム水位、蒸気ドラム圧力、冷却材再循環流量、給水流量、蒸気流量、制御棒位置、重水系流量、カランドリアタンク重水水位など)			○					
安全保護回路		原子炉停止回路	○					
		その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能、警報回路、連動回路)	○					
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建屋				○		
		原子炉補助建屋				○		
		タービン建屋				○		
		燃料貯蔵プール建屋				○		
		廃棄物処理建屋				○		
	原子炉容器	圧力管				○		
		カランドリアタンク				○		
		カランドリア管				○		
	放射線遮へい体	鉄水遮へい体				○		
		外周壁及び原子炉建屋外壁				○		
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料交換装置		○			
			燃料移送装置		○			
			キャスク取扱装置			○		
		核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備		○			
使用済燃料貯蔵設備				○				
原子炉冷却系統施設	一次冷却設備	冷却材再循環系	○					
		主蒸気系	○					
		タービン	○					
		復水器	○					
		タービン・バイパス系	○					
		給水系	○					
		原子炉冷却材浄化系	○					
	非常用冷却設備	高压注水系	○					
		低压注水系	○					
		急速注水系	○					
		隔離冷却系	○					
		蒸気放出プール冷却系	○					
	その他の主要な事項	余熱除去系	○ ^{*2}					
	計測制御系統施設	計装	核計装	○				
その他の主要な計装 (蒸気ドラム水位、蒸気ドラム圧力、冷却材再循環流量、給水流量、蒸気流量、制御棒位置、重水系流量、カランドリアタンク重水水位など)			○					
安全保護回路		原子炉停止回路	○					
		その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能、警報回路、連動回路)	○					

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前				改正後				備考
別表第2-1 廃止措置期間中に解体撤去を着手する設備及び建屋並びに着手可能時期 (廃止措置計画認可申請書に基づく廃止措置対象施設) [2/4] (第16条関係)				別表第2-1 廃止措置期間中に解体撤去を着手する設備及び建屋並びに着手可能時期 (廃止措置計画認可申請書に基づく廃止措置対象施設) [2/4] (第16条関係)				変更なし
(1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				(1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体着手可能時期 ^{*1}					
			重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間	原子炉周辺設備解体撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	建屋解体期間		
計測制御系統施設	制御設備	制御材駆動設備	○					
	非常用制御設備	重水ダンプ系	○					
	その他の主要な事項	初圧調整装置	○					
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	貯留タンク	○					
		活性炭式希ガスホールドアップ装置	○					
		減衰管	○					
		主排気筒				○		
		廃棄物処理建屋排気筒				○		
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系			○			
		床ドレン処理系			○			
		再生廃液処理系			○			
		洗濯廃液処理系			○			
		重水ドレン処理系		○				
	復水器冷却水放水路				○			
	固体廃棄物の廃棄設備	使用済イオン交換樹脂貯蔵タンク (粒状廃樹脂貯蔵タンク, 粉末廃樹脂貯蔵タンク)			○			
		フィルタスラッジ貯蔵タンク			○			
		雑固体廃棄物焼却設備			○			
		ベアラ			○			
アスファルト固化装置			○					
固体廃棄物貯蔵庫 (第1固体廃棄物貯蔵庫, 第2固体廃棄物貯蔵庫)					○			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線管理関係設備 (放射線管理室, 汚染検査室等)			○			
		放射線監視設備 (プロセスモニタ, エリアモニタ, 分析用放射線測定装置, 携帯用及び半固定放射線検出器)	○ ^{*2}					
	屋外管理用の主要な設備	主排気筒モニタ			○			
		廃棄物処理建屋排気筒モニタ			○			
		復水器冷却水放水路の放水槽モニタ			○			
		液体廃棄物処理系排水モニタ			○			
		気象観測設備 ^{*3}			○			
		固定モニタリング設備 ^{*3}			○			
		放射能観測車(無線装置付)			○			
						○		
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	貯留タンク	○					
		活性炭式希ガスホールドアップ装置	○					
		減衰管	○					
		主排気筒				○		
		廃棄物処理建屋排気筒				○		
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系			○			
		床ドレン処理系			○			
		再生廃液処理系			○			
		洗濯廃液処理系			○			
		重水ドレン処理系			○			
	復水器冷却水放水路				○			
	固体廃棄物の廃棄設備	使用済イオン交換樹脂貯蔵タンク (粒状廃樹脂貯蔵タンク, 粉末廃樹脂貯蔵タンク)				○		
		フィルタスラッジ貯蔵タンク				○		
		雑固体廃棄物焼却設備				○		
		ベアラ				○		
アスファルト固化装置				○				
固体廃棄物貯蔵庫 (第1固体廃棄物貯蔵庫, 第2固体廃棄物貯蔵庫)					○			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線管理関係設備 (放射線管理室, 汚染検査室等)				○		
		放射線監視設備 (プロセスモニタ, エリアモニタ, 分析用放射線測定装置, 携帯用及び半固定放射線検出器)	○ ^{*2}					
	屋外管理用の主要な設備	主排気筒モニタ				○		
		廃棄物処理建屋排気筒モニタ				○		
		復水器冷却水放水路の放水槽モニタ				○		
		液体廃棄物処理系排水モニタ				○		
		気象観測設備 ^{*3}				○		
		固定モニタリング設備 ^{*3}				○		
		放射能観測車(無線装置付)				○		
						○		

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前				改正後				備考
別表第2-1 廃止措置期間中に解体撤去を着手する設備及び建屋並びに着手可能時期 (廃止措置計画認可申請書に基づく廃止措置対象施設) [3/4] (第16条関係)				別表第2-1 廃止措置期間中に解体撤去を着手する設備及び建屋並びに着手可能時期 (廃止措置計画認可申請書に基づく廃止措置対象施設) [3/4] (第16条関係)				変更なし
(1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				(1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体着手可能時期 ^{*1}				建屋解体期間	
			重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間	原子炉周辺設備解体撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	建屋解体期間		
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器				○		
		外周コンクリート壁				○		
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	○					
		原子炉格納容器内部スプレ設備	○					
その他原子炉の附属施設	重水系	重水冷却熱交換器		○				
		重水貯槽		○				
		重水循環ポンプ		○				
		ポイズン除去塔		○				
		重水浄化塔		○				
	ヘリウム系	エゼクタ		○				
		気液分離器		○				
		再結合器		○				
		冷却器(重水混合式)		○				
		予熱器		○				
		脱湿器		○				
	炭酸ガス系	液体炭酸ガス貯槽		○				
		原子炉補機冷却系	熱交換器	○ ^{*2}				
			原子炉補機冷却水ポンプ	○ ^{*2}				
海水系	原子炉補機冷却系海水ポンプ	○ ^{*2}						
換気設備	原子炉建屋換気系			○				
	原子炉補助系統換気系			○				
	廃棄物処理系統換気系			○				
	中央制御室換気系			○				
	保物室換気系			○				
	タービン建屋換気系			○				
	燃料貯蔵プール建屋換気系			○				
	廃棄物処理建屋設備室換気系			○				
	廃棄物処理建屋制御室換気系			○				
非常用電源設備	受電系統 (275kV ^{*3} , ①, 77kV ^{*2})		○ ^①	○ ^②				
	ディーゼル発電機	○ ^{*2}						
	蓄電池 (所内用, 核計装用)		○					
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器				○		
		外周コンクリート壁				○		
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	○					
		原子炉格納容器内部スプレ設備	○					
	重水系	重水冷却熱交換器		○				
		重水貯槽		○				
		重水循環ポンプ		○				
		ポイズン除去塔		○				
		重水浄化塔		○				
	ヘリウム系	エゼクタ		○				
		気液分離器		○				
		再結合器		○				
		冷却器(重水混合式)		○				
		予熱器		○				
脱湿器			○					
炭酸ガス系	液体炭酸ガス貯槽		○					
	原子炉補機冷却系	熱交換器	○ ^{*2}					
		原子炉補機冷却水ポンプ	○ ^{*2}					
海水系	原子炉補機冷却系海水ポンプ	○ ^{*2}						
換気設備	原子炉建屋換気系			○				
	原子炉補助系統換気系			○				
	廃棄物処理系統換気系			○				
	中央制御室換気系			○				
	保物室換気系			○				
	タービン建屋換気系			○				
	燃料貯蔵プール建屋換気系			○				
	廃棄物処理建屋設備室換気系			○				
	廃棄物処理建屋制御室換気系			○				
非常用電源設備	受電系統 (275kV ^{*3} , ①, 77kV ^{*2})		○ ^①	○ ^②				
	ディーゼル発電機	○ ^{*2}						
	蓄電池 (所内用, 核計装用)		○					

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前				改正後				備考
別表第2-1 廃止措置期間中に解体撤去を着手する設備及び建屋並びに着手可能時期 (廃止措置計画認可申請書に基づく廃止措置対象施設) [4/4] (第16条関係)				別表第2-1 廃止措置期間中に解体撤去を着手する設備及び建屋並びに着手可能時期 (廃止措置計画認可申請書に基づく廃止措置対象施設) [4/4] (第16条関係)				
(2) 廃止措置を実施するために必要な主要施設				(2) 廃止措置を実施するために必要な主要施設				
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体着手可能時期*1					
			重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間	原子炉周辺設備解体撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	建屋解体期間		
廃止措置を実施するために必要な主要施設	発電所補助系設備	消火設備			○			
		圧縮空気系設備			○			
	-	クレーン設備	○*2					
	固体廃棄物の保管設備	蒸気放出プール			○			
		使用済燃料貯蔵プール			○			
*1 ○は、設備(建屋)の解体撤去を着手することが可能であることを示す。 *2 別表第4-1及び別表第4-2に示す維持すべき仕様・性能の設備については、維持すべき期間が完了後、所定の手続を経て着手する。 *3 日本原子力発電株式会社 敦賀発電所との兼用部分については除く。				*1 ○は、設備(建屋)の解体撤去を着手することが可能であることを示す。 *2 別表第4に示す廃止措置期間中に施設管理を実施する性能維持施設については、維持すべき期間が完了後、所定の手続を経て着手する。 *3 日本原子力発電株式会社 敦賀発電所との兼用部分については除く。				・別表第4見直しに伴う変更

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前					改正後					備考		
用途	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	点検計画		用途	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	点検計画		備考
				機能維持の方法	頻度					機能維持の方法	頻度	
放出管理用	放射線監視設備	測定用機器(放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理) ・Ge半導体検出装置:1台 ・液体シンチレーション計測装置:1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	放出管理用	放射線監視設備	測定用機器(放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理) ・Ge半導体検出装置:1台 ・液体シンチレーション計測装置:1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで
放射線管理用	放射線監視設備	放射線測定器 ・体表面モニタ:2台 ・7線用線量当量率サーベイメータ:10台以上 ・放射線汚染サーベイメータ:10台以上 ・プラスチックシンチレーション計数装置:1台 ・ZnS(Ag)シンチレーション計数装置:1台 ・液体シンチレーション計測装置:1台 ・中性子サーベイメータ:1台 ・個人線量測定装置:1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	放射線管理用	放射線監視設備	放射線測定器 ・体表面モニタ:2台 ・7線用線量当量率サーベイメータ:10台以上 ・放射線汚染サーベイメータ:10台以上 ・プラスチックシンチレーション計数装置:1台 ・ZnS(Ag)シンチレーション計数装置:1台 ・液体シンチレーション計測装置:1台 ・中性子サーベイメータ:1台 ・個人線量測定装置:1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	管理区域の解除完了まで
環境監視用	放射能観測車(無線装置付)	車載放射線測定器 ・空間線量率計:1台	監視機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	環境監視用	放射能観測車(無線装置付)	車載放射線測定器 ・空間線量率計:1台	監視機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	使用済燃料の施設外への搬出完了まで
	放射線監視設備	分析用放射線測定装置 ・Ge半導体検出装置:1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回		放射線監視設備	分析用放射線測定装置 ・Ge半導体検出装置:1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで
廃棄物管理用	-	放射線測定装置(クリアランスモニタ):1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	廃棄物管理用	-	放射線測定装置(クリアランスモニタ):1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	放射能濃度確認対象物の放射能濃度の確認完了まで
別表第3 第49条に定める安全管理課長が点検を実施する放射線計測器												
用途	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	点検計画		用途	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	点検計画		
放出管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	測定用機器(放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理) ・Ge半導体検出装置:1台 ・液体シンチレーション計測装置:1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	放出管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	測定用機器(放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理) ・Ge半導体検出装置:1台 ・液体シンチレーション計測装置:1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで
放射線管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	放射線測定器 ・体表面モニタ:2台 ・7線用線量当量率サーベイメータ:10台以上 ・放射線汚染サーベイメータ:10台以上 ・プラスチックシンチレーション計数装置:1台 ・ZnS(Ag)シンチレーション計数装置:1台 ・液体シンチレーション計測装置:1台 ・中性子サーベイメータ:1台 ・個人線量測定装置:1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	放射線管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	放射線測定器 ・体表面モニタ:2台 ・7線用線量当量率サーベイメータ:10台以上 ・放射線汚染サーベイメータ:10台以上 ・プラスチックシンチレーション計数装置:1台 ・ZnS(Ag)シンチレーション計数装置:1台 ・液体シンチレーション計測装置:1台 ・中性子サーベイメータ:1台 ・個人線量測定装置:1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	管理区域の解除完了まで
環境監視用	放射能観測車(無線装置付)	車載放射線測定器 ・空間線量率計:1台	監視機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	環境監視用	放射能観測車(無線装置付)	車載放射線測定器 ・空間線量率計:1台	監視機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	使用済燃料の施設外への搬出完了まで
	放射線監視設備	分析用放射線測定装置 ・Ge半導体検出装置:1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回		放射線監視設備	分析用放射線測定装置 ・Ge半導体検出装置:1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで
廃棄物管理用	-	放射線測定装置(クリアランスモニタ):1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	廃棄物管理用	-	放射線測定装置(クリアランスモニタ):1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	放射能濃度確認対象物の放射能濃度の確認完了まで

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前					改正後					備考			
別添第4-1 設備保安責任者が廃止措置期間中に保守管理を実施する設備・機器等(2/7) (第23条関係)	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2					
放射性廃棄物の取扱施設及び貯蔵施設	放射性廃棄物の取扱施設	放射性廃棄物の貯蔵設備	使用済燃料貯蔵プール	使用済燃料貯蔵プール ・基数: 1基 貯蔵タンク ・基数: 1基 貯蔵ラック ・基数: 1基	貯蔵機能 未燃界維持機能 遮へい機能	外観点検により機能を維持する 外観点検により機能を維持する 外観点検により機能を維持する	1年に1回 1年に1回 1年に1回	貯蔵対象物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで					
			使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵プール ・水深: 約12m	除熱機能 ^① 浄化機能 ^②	系統の運転状態の確認により機能を維持する 系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回 1年に1回	重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間 使用済燃料の施設外への搬出完了まで					
			余熱除去系	余熱除去ポンプ ・台数: 1台(B) 熱交換器 ^① ・基数: 1基(B) ろ過器 ^② ・基数: 1基(B)	除熱機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	プール水冷却浄化系の後継設備の稼働が不要となるまで					
			放射性廃棄物の取扱施設	放射性廃棄物の貯蔵設備	主排気筒	基数: 1基 排気口地上高さ: 約55m	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	主排気筒に接続されている換気設備解体撤去工事が完了まで			
					排気口	基数: 1基 排気口地上高さ: 約50m	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	換気設備解体撤去工事が完了まで			
			放射性廃棄物の取扱施設	放射性廃棄物の貯蔵設備	機器ドレン処理系	機器ドレンタンク ・基数: 1基 機器ドレンタンク ・基数: 1基	貯蔵機能 漏えい防止機能	外観点検により機能を維持する 警報及びインターロックの動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回 1年に1回	機器ドレン廃液の処理完了まで			
					床ドレン処理系	床ドレン収集タンク ・基数: 1基	貯蔵機能 漏えい防止機能	外観点検により機能を維持する 警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回 1年に1回				
			放射性廃棄物の取扱施設及び貯蔵施設	放射性廃棄物の貯蔵設備	放射性廃棄物の貯蔵設備	キャスク貯蔵室	キャスク貯蔵室 ・位置: 燃料貯蔵プール建屋内 ・基数: 1基 キャスク取扱エレベーター ・位置: 燃料貯蔵プール建屋内 ・基数: 2基 送付向き20 ton	貯蔵機能 放出低減機能 吊上げ・運搬機能	外観点検により機能を維持する 外観点検により機能を維持する	1年に1回 1年に1回	使用済燃料の施設外への搬出完了まで 燃料貯蔵プール建屋の汚染の除去工事着手前まで		
						使用済燃料貯蔵プール	使用済燃料貯蔵プール ・基数: 1基 位置: 燃料貯蔵プール建屋内 ・主要寸法: 幅9,000mm、深さ12,400mm 貯蔵タンク ・位置: 燃料貯蔵プール内 ・基数: 1基 ・主要寸法: 幅6,600mm、高さ4,800mm	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	貯蔵対象物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで		
						使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵プール ・位置: 燃料貯蔵プール建屋内 ・主要寸法: 幅9,000mm、高さ1,800mm	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵プール ・位置: 燃料貯蔵プール建屋内 ・主要寸法: 幅9,000mm、深さ12,400mm	貯蔵機能				外観点検により機能を維持する	1年に1回						
原子炉冷却系	その他の主要な事項	熱交換器 ・位置: 原子炉中心からほぼ四面方向 ・直径: 約250mm ・容量: 約250m ³ /h				除熱機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	プール水冷却浄化系の後継設備の稼働が不要となるまで				
放射性廃棄物の取扱施設	放射性廃棄物の貯蔵設備	主排気筒				基数: 1基 位置: 原子炉中心からほぼ四面方向 ・直径: 約250mm ・容量: 約250m ³ /h	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	主排気筒に接続されている換気設備解体撤去工事が完了まで			
		排気口				基数: 1基 位置: 原子炉中心からほぼ四面方向 ・直径: 約250mm ・容量: 約250m ³ /h	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	換気設備解体撤去工事が完了まで			

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

・表番号、表名称の変更
・性能欄、設備、維持台数、位置、構造欄を追加

改正前					改正後					備考
別表第4-1 設備保安課長が廃止措置期間中に保守管理を実施する設備・機器等(3/7) (第2.3条関係)	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	点検計画*1		維持すべき期間*2	備考	
						機能維持の方法	頻度			
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	-	床ドレンサンプルタンク ・基数:1基	貯蔵機能 放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	床ドレン廃液の処理完了まで		
					漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					漏えい防止機能	警報及びインターロックの動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	重水ドレン処理系	-	重水貯蔵タンク ・基数:2基	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	貯蔵している劣化重水の抜出し完了まで		
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水路	-	復水器冷却水放水路 ・放水槽及び放水口並びに水路:1	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	貯蔵している劣化重水の抜出し完了まで		
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済イオン交換樹脂貯蔵タンク	乾状廃物貯蔵タンク	乾状廃物貯蔵タンク ・基数:7基 ・容量:55m ³ ×2基 50m ³ ×5基	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	貯蔵している廃棄物の処理完了まで		
					漏えい防止機能	警報及びインターロックの動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	機組ドレン処理系	-	機組ドレンサンプルタンク ・基数:2基 ・容量:57m ³ ×1基 50m ³ ×1基	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	機組ドレン廃液の処理完了まで		
					漏えい防止機能	警報及びインターロックの動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	-	床ドレンサンプルタンク ・基数:1基 ・容量:32m ³	貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	床ドレン廃液の処理完了まで		
					漏えい防止機能	警報及びインターロックの動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					漏えい防止機能	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
					放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回			

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前					改正後					備考	
施設区分 その他原子炉の 附属施設	設備等の区分 換気設備	設備(建屋)名称 原子炉建屋換気系	送風機 ・台数: 2台 排風機 ・台数: 2台	維持すべき仕様・性能 送風機・排風機の運転状態の確認により 換気機能を維持する	要求される機能 空気浄化機能 拡散防止機能	機能維持の方法 送風機・排風機の運転状態の確認により 換気機能を維持する	点検計画*1 頻度 1年に1回	維持すべき期間*2 原子炉建屋の汚染の除去工事着手前 まで	備考 ・表番号、表名称 の変更 ・性能欄、設備、 維持台数、位置、 構造欄を追加		
			フィルタユニット ・基数: 1基	外観点検により機能を維持する	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	原子炉建屋の汚染の除去工事着手前 まで			
			送風機 ・台数: 2台 排風機 ・台数: 2台	送風機・排風機の運転状態の確認により 換気機能を維持する	空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排風機の運転状態の確認により 換気機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事着 手前まで			
			フィルタユニット ・基数: 2基	外観点検により機能を維持する	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事着 手前まで			
			重水系及びヘリウム系各室	送風機・排風機の運転状態における負 圧確認により機能を維持する	拡散防止機能	送風機・排風機の運転状態における負 圧確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の重水系・ヘリウム 系解体撤去工事完了まで			
			プロア ・台数: 1台 吸着塔 ・基数: 2基	系統の運転状態の確認により機能を維 持する	放出低減機能	系統の運転状態の確認により機能を維 持する	1年に1回	重水系・ヘリウム系解体撤去工事並 びに原子炉頭殻及び生体窓への解体 撤去工事完了まで			
			収集タンク ・基数: 1基	外観点検により機能を維持する	貯蔵機能 放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋内にある廃棄物処理 室の汚染の除去工事着手前まで			
			送風機 ・台数: 1台 排風機 ・台数: 2台	送風機・排風機の運転状態の確認によ り機能を維持する	空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排風機の運転状態の確認によ り機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋内にある廃棄物処理 室の汚染の除去工事着手前まで			
			フィルタユニット ・基数: 2基	外観点検により機能を維持する	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事着 手前まで			
			循環送風機 ・台数: 2台 給排室排風機 ・台数: 1台	循環送風機・給排室排風機の運転状態 の確認により機能を維持する	空気浄化機能	循環送風機・給排室排風機の運転状態 の確認により機能を維持する	1年に1回	すべての管理区域除染完了まで			
送風機 ・台数: 1台 排風機 ・台数: 2台	送風機・排風機の運転状態の確認によ り機能を維持する	空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排風機の運転状態の確認によ り機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋内にある廃棄物、分 析室、計器室等の廃棄物の汚染の除 去工事着手前まで						
フィルタユニット ・基数: 1基	外観点検により機能を維持する	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事着 手前まで						
施設区分 放射線管理施設	設備等の区分 放射線管理施設	設備(建屋)名称 主排気筒モニタ	ダストモニタ ・台数: 1台 位置: 排気筒出口 ・計測範囲: $10^{-1} \sim 10^3 \text{ s}^{-1}$ リチウムモニタ 1台 ・位置: 排気筒モニタ小屋 ・計測範囲: $3.5 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3$	監視機能	監視機能 ・警報動作が警報設定値及びその値 ・検出範囲内で発生し、警報が正常に動作 すること	監視機能	監視機能	1年に1回	主排気筒の維持完了まで	備考 ・表番号、表名称 の変更 ・性能欄、設備、 維持台数、位置、 構造欄を追加	
			放射性物質処理施設排気筒 モニタ	監視機能	監視機能 ・放射性物質の濃度を測定できる状態 で検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	監視機能 ・放射線計測装置が警報設定値及びその 値・検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	1年に1回		放射性物質処理施設排気筒の維 持完了まで
			放水筒モニタ	監視機能	監視機能 ・放射性物質の濃度を測定できる状態 で検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	監視機能 ・放射線計測装置が警報設定値及びその 値・検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	1年に1回		放水筒モニタの維持完了まで
			気象観測装置(ただし、日 本原子力発電株式会社 が設置するものを除く)	監視機能	監視機能 ・気象観測データが取得できること	監視機能	監視機能 ・気象観測データが取得できること	監視機能	1年に1回		各建屋及び建屋間の汚染の 除去工事完了まで
			温度モニタリング設備(た だし、日本原子力発電株 式会社が設置するものを 除く)	監視機能	監視機能 ・警報動作が警報設定値及びその 値・検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	監視機能 ・警報動作が警報設定値及びその 値・検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	1年に1回		各建屋及び建屋間の汚染の 除去工事完了まで
			放射線監視(無線設置 付)	監視機能	監視機能 ・警報動作が警報設定値及びその 値・検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	監視機能 ・警報動作が警報設定値及びその 値・検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	1年に1回		放射線監視装置の維持 完了まで
			原子炉格納容器	監視機能	監視機能 ・警報動作が警報設定値及びその 値・検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	監視機能 ・警報動作が警報設定値及びその 値・検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	1年に1回		原子炉格納容器の維持 完了まで
			外周コンクリート	監視機能	監視機能 ・警報動作が警報設定値及びその 値・検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	監視機能 ・警報動作が警報設定値及びその 値・検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	1年に1回		外周コンクリートの維持 完了まで
			重水貯槽	監視機能	監視機能 ・警報動作が警報設定値及びその 値・検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	監視機能 ・警報動作が警報設定値及びその 値・検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	1年に1回		重水貯槽の維持完了まで
			原子炉補助冷却水ポン プ	監視機能	監視機能 ・警報動作が警報設定値及びその 値・検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	監視機能 ・警報動作が警報設定値及びその 値・検出範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	監視機能	1年に1回		原子炉補助冷却水ポン プの維持完了まで

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前					改正後					備考
別表第4-1 設備保全課長が廃止措置期間中に保守管理を実施する設備・機器等 (7/7) (第23条関係)										
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	点検計画*1		点検計画*1		備考	
					機能維持の方法	頻度	機能維持の方法	頻度		
その他原子炉の附属施設	タービン建屋換気系	-	送風機 ・台数: 2台 排風機 ・台数: 2台 補助ボイラ室用排風機 ・台数: 1台	空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排風機・補助ボイラ室用排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	送風機・排風機・補助ボイラ室用排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	タービン建屋の汚染の除去工事着手前まで	
			フィルタユニット ・基数: 1基	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	外観点検により機能を維持する	1年に1回	燃料貯蔵プール建屋の汚染の除去工事着手前まで	
	換気設備	-	送風機 ・台数: 2台 貯蔵室排風機 ・台数: 2台 使用室排風機 ・台数: 2台	空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・貯蔵室排風機・使用室排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	送風機・貯蔵室排風機・使用室排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	廃棄物処理建屋の汚染の除去工事着手前まで	
			フィルタユニット ・基数: 2基	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	外観点検により機能を維持する	1年に1回	廃棄物処理建屋の汚染の除去工事着手前まで	
	廃棄物処理建屋前部 換気系	-	非管理区域空調機(補機ファン) ・台数: 1台 非管理区域排風機 ・台数: 1台	空気浄化機能	非管理区域空調機・非管理区域排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	非管理区域空調機・非管理区域排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	雑固体廃棄物使用設備の維持完了まで	
			受電系統	電源供給機能	充電状態の確認により機能を維持する(電気工作物保安規則に基づき点検により機能を維持する)	1年に1回	充電状態の確認により機能を維持する(電気工作物保安規則に基づき点検により機能を維持する)	1年に1回	所内電源が77kVへの受電系統に切り替完了まで	
	非常用電源設備	-	275kV開閉所母線 ・母線数: 2 起動変圧器 ・基数: 1基	電源供給機能	充電状態の確認により機能を維持する(電気工作物保安規則に基づき点検により機能を維持する)	1年に1回	充電状態の確認により機能を維持する(電気工作物保安規則に基づき点検により機能を維持する)	1年に1回	各建屋及び廃棄物解体工事着手前まで	
			77kV開閉所母線 ・母線数: 1 予備変圧器 ・基数: 1基	電源供給機能	充電状態の確認により機能を維持する(電気工作物保安規則に基づき点検により機能を維持する)	1年に1回	充電状態の確認により機能を維持する(電気工作物保安規則に基づき点検により機能を維持する)	1年に1回	別表第4-2に示す予備電源装置の使用開始まで	
	非常用電源設備	-	ディーゼル発電機 ・基数: 1基(B)	電源供給機能	ディーゼル発電機	1年に1回	ディーゼル発電機	1年に1回	別表第4-2に示す予備電源装置の使用開始まで	
			蓄電池	電源供給機能	蓄電池	1年に1回	蓄電池	1年に1回	各建屋及び廃棄物解体工事着手前まで	
<p>1年に1回: 4月1日を始期とする1年の間に1回実施(ただし、点検・補修等による運転停止又は設置工事等により、当該年度内に実施することが困難な場合は除く)</p> <p>* 1: 付随する機器を含め保守管理要領に定める</p> <p>* 2: 維持すべき期間における終了時期は運用管理要領に基づき管理する</p> <p>* 3: 第48条の測定に用いる放射線計測器類</p> <p>* 4: 第34条の測定に用いる放射線計測器類</p>										
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(7/11)										
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能		点検計画*1		備考	
					性能	頻度	機能維持の方法	頻度		
その他原子炉の附属施設	海水系	-	原子炉補助冷却海水ポンプ ・台数: 1台 ・位置: 燃料貯蔵室換気系 ・容量: 1850m ³ /h	除熱機能	運転量が基準値を超過し、各部の運転状態に異常がないこと	1年に1回	原子炉補助冷却海水ポンプの運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助冷却海水ポンプの運転状態の確認により機能を維持する	原子炉補助冷却海水ポンプの運転状態の確認により機能を維持する
			原子炉補助冷却海水ポンプ ・台数: 1台 ・位置: 燃料貯蔵室換気系 ・容量: 1850m ³ /h	排気放出機能	運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助冷却海水ポンプの運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助冷却海水ポンプの運転状態の確認により機能を維持する	原子炉補助冷却海水ポンプの運転状態の確認により機能を維持する
	換気設備	-	送風機 ・台数: 2台 ・位置: 原子炉補助建屋内 ・容量: 30,000m ³ /h 排風機 ・台数: 2台 ・位置: 原子炉補助建屋内 ・容量: 30,000m ³ /h	空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事着手前まで	
			フィルタユニット ・基数: 1基 ・位置: 原子炉補助建屋内 ・容量: 60,000m ³ /h	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	外観点検により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事着手前まで	
	換気設備	-	送風機 ・台数: 2台 ・位置: 原子炉補助建屋内 ・容量: 181,400m ³ /h 排風機 ・台数: 2台 ・位置: 原子炉補助建屋内 ・容量: 188,800m ³ /h	空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事着手前まで	
			フィルタユニット ・基数: 2基 ・位置: 原子炉補助建屋内 ・容量: 186,600m ³ /h	放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回	外観点検により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事着手前まで	
	換気設備	非常用ガス処理系	-	スクリーン ・台数: 1台 ・位置: 燃料貯蔵室換気系 ・容量: 1,100m ³ /h 吸気機 ・台数: 2基 ・位置: 燃料貯蔵室換気系 ・容量: 2.2m ³	放出低減機能	スクリーン・吸気機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	スクリーン・吸気機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事着手前まで
				スクリーン ・台数: 1基 ・位置: 燃料貯蔵室換気系 ・容量: 2.5m ³	放出低減機能	スクリーン・吸気機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	スクリーン・吸気機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事着手前まで

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前		改正後						備考
別添第4. 廃止措置計画に基づく性能維持施設(8/11) その他原子炉の附 属施設	設備等の区分	設備(德國)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
		廃棄物処理系換気系	送風機 ・台数:1台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:遠心型 ・容量:55,000m ³ /h 排風機 ・台数:2台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:遠心型 ・容量:60,700m ³ /h フィルタユニット ・台数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:プレフィルタ、高性能フィル ター内蔵 ・容量:46,000m ³ /h	空気浄化機能 放射防止機能	格納ファン及び排気ファンの運転に 異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認 により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋内にある廃 棄物処理系の汚染の除去工 事着手前まで
		中央制御室換気系	循環送風機 ・台数:2台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:遠心型 ・容量:45,100m ³ /h 排風機 ・台数:1台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:遠心型 ・容量:2,200m ³ /h	空気浄化機能		循環送風機、排風機の運転 状態の確認により機能を維持する	1年に1回	すべての管理区域解除完了 まで
		係物室換気系	送風機 ・台数:1台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:遠心型 ・容量:49,500m ³ /h 排風機 ・台数:2台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:遠心型 ・容量:55,000m ³ /h フィルタユニット ・台数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:プレフィルタ、高性能フィル ター内蔵 ・容量:55,000m ³ /h	空気浄化機能 放射防止機能		送風機・排風機の運転状態の確認 により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋内にある廃 棄物処理系の汚染の除去工 事着手 前まで
			送風機 ・台数:2台 ・位置:タービン建屋内 ・種類:遠心型 ・容量:220,700m ³ /h 排風機 ・台数:2台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:遠心型 ・容量:155,000m ³ /h 補助排気ファン ・台数:1台 ・位置:タービン建屋内 ・種類:遠心型 ・容量:2,000m ³ /h フィルタユニット ・台数:1基 ・位置:タービン建屋上 ・種類:プレフィルタ ・容量:155,100m ³ /h	空気浄化機能 放射防止機能	格納ファン及び排気ファンの運転に 異常がない状態であること	送風機・排風機、補助排気ファン の運転状態の確認により機能を 維持する	1年に1回	タービン建屋の汚染の除去 工事着手前まで
		タービン建屋換気系		放射防止機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	

・表番号、表名称
の変更
・性能欄、設備、
維持台数、位置、
構造欄を追加

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前		改正後					備考	
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(9/11)	施設区分	設備等の区分	設備(種別)名称	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画 頻度	維持すべき期間
	換気設備	燃料貯蔵プール種別換気系	洗風機 ・台数:1台 ・位置:燃料貯蔵プール建屋内 ・種類:遠心型ベルト駆動 ・容量:53,100m ³ /h 排風機 ・台数:2台 ・位置:燃料貯蔵プール建屋内 ・種類:遠心型ベルト駆動 ・容量:58,500m ³ /h	空気浄化機能 放射防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	燃料貯蔵プール建屋の汚染の除去工事着手前まで
				放射低減機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
	換気設備	放射物処理建屋換気系	送風機 ・台数:2台 ・位置:放射物処理建屋内 ・種類:遠心型 ・容量:57,100m ³ /h 貯蔵室排風機 ・台数:2台 ・位置:放射物処理建屋内 ・種類:遠心型 ・容量:38,650m ³ /h 排気設備 ・台数:2台 ・位置:放射物処理建屋内 ・種類:遠心型 ・容量:18,900m ³ /h	空気浄化機能 放射防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・貯蔵室排風機・排気設備の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	放射物処理建屋の汚染の除去工事着手前まで
				放射低減機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
	受電系統	受電系統	開閉設備 ・台数:2 ・位置:屋外 起動装置 ・台数:1 ・位置:屋外 ・容量:22,000kVA	電源供給機能	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	完全状態の確認により機能を維持する(電気工作物保安規程に基づく点検により機能を維持する)	1年に1回	屋内電源が7kVへの受電系統に切替完了まで
				電源供給機能		性能維持施設に電源を供給できる状態であること	完全状態の確認により機能を維持する(電気工作物保安規程に基づく点検により機能を維持する)	1年に1回
	非常用電源設備	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機 ・台数:1基 ・位置:タービン建屋内 ・種類:相模間形式 ・容量:5,000kVA ・電圧:5.9kV ・周波数:50Hz	電源供給機能	・手動運転により、ディーゼル発電機が起動すること ・ディーゼル発電機起動後、ディーゼル発電機が投入されること ・ディーゼル発電機の運転状態に異常がなく、必要な補機に対し電源を供給できること	手動にてディーゼル起動後、電源を供給できることの確認により機能を維持する	1年に1回	予備電源装置の停用開始まで
				電源供給機能				

・表番号、表名称の変更
・性能欄、設備、維持台数、位置、構造性能欄を追加

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前					改正後					備考
<p>別表第4-2 設備保安課長が廃止措置を実施するために保守管理を実施する設備・機器等 (1/1) (第2.3条関係)</p>										
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能		要求される機能	機能維持の方法		点検計画*1		維持すべき期間*2
			維持すべき仕様	性能		機能維持の方法	頻度			
発電所補助系設備 主要な施設	-	消火設備 圧縮空気系設備 蒸気放出プール 使用済燃料貯蔵プール クレーン設備 照明設備 減容安定化処理装置 レベル用モルタル充填固化装置 レベル用腐食体処理・搬送装置 セメント凝結固化装置 原子炉領域遠隔解体装置 予備電源装置	自動火災警報設備 一式	警知機能	警知機能	機能維持の方法	1年に1回	維持すべき期間*2	各建屋及び構築物解体工事着手まで	
			水消火設備 一式	消火機能	消火機能	消防法に基づく点検により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで		
			泡消火設備 一式	消火機能	消火機能	消防法に基づく点検により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで		
			不活性ガス消火設備 (炭酸ガス消火設備)	消火機能	消火機能	消防法に基づく点検により機能を維持する	1年に1回	当該設備の消火対象物撤去完了まで		
			可搬式消火器 一式	初期消火機能	初期消火機能	各建屋及び構築物解体工事着手まで	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで		
			空気圧縮機 一式	圧縮空気供給機能	圧縮空気供給機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	換気設備解体撤去工事着手まで		
			蒸気放出プール 一式	遮へい機能	遮へい機能	外観点検により機能を確認する。	1年に1回	放射体固体廃棄物の蒸気放出プールからの搬出完了まで		
			使用済燃料貯蔵プール 一式	遮へい機能	遮へい機能	外観点検により機能を確認する。	1年に1回	放射体固体廃棄物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで		
			クレーン設備 一式	吊上げ・運搬機能	吊上げ・運搬機能	労働安全衛生法に基づき点検により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体撤去完了まで		
			照明設備 一式	照明機能	照明機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで		
			減容安定化処理装置 一式	遮へい防止機能 遮へい機能	遮へい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象原燃物の処理完了まで		
			レベル用モルタル充填固化装置 一式	遮へい防止機能 遮へい機能	遮へい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象原燃物の処理完了まで		
			レベル用腐食体処理・搬送装置 一式	遮へい防止機能 遮へい機能	遮へい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象原燃物の処理完了まで		
			セメント凝結固化装置 一式	遮へい防止機能 遮へい機能	遮へい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象原燃物の処理完了まで		
原子炉領域遠隔解体装置	機种的切替装置又は機械的切替装置 保持装置 吊上げ装置	機种的切替装置又は機械的切替装置 保持装置 吊上げ装置	遠隔操作により機能を確認する	1年に1回	原子炉領域及び生体遮へい解体撤去工事完了まで					
予備電源装置 一式	解体用プール 一式	解体用プール 一式	外観点検により機能を確認する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで					
予備電源装置 一式	予備電源装置 一式	予備電源装置 一式	外観点検により機能を確認する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで					

1年に1回：4月1日を始期とする1年の間に1回実施(ただし、点検・補修等による運転停止又は設置工事等により、当該年度内に実施することが困難な場合は除く)
 *1：付随する機器を含め保守管理要領に定める
 *2：維持すべき期間における終了時刻は運用管理要領に基づき管理する
 *3：廃止措置のために導入する装置

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

備考
 ・表番号、表名称の変更
 ・性能欄、設備、維持台数、位置、構造性能欄を追加
 ・別表4-2を別表4に統合

改正前					改正後					備考														
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2															
				機能																				
主要な施設	発電補助系設備	消火設備	自動火災報知設備 一式	報知機能	消防火災に基づき点検により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで															
			水消火設備 一式	消火機能																				
			泡消火設備 一式	消火機能																				
	主要な施設	発電補助系設備	消火設備	不活性ガスを消火設備(炭酸ガス消火設備)	消火機能																			
				可搬式消火器 一式	初期消火機能																			
				空圧圧縮機 一式	圧縮空気の供給機能																			
				蒸気放出プール 一式	遮へい機能																			
				使用済燃料貯蔵プール 一式	遮へい機能																			
				クレーン設備 一式	吊上げ・運搬機能																			
				照明設備 一式	照明機能																			
				減容安定化処理装置 一式	遮へい・防止機能																			
				レベル2用モルタル充填固化装置 一式	遮へい・防止機能																			
				レベル1用廃棄体処理・搬送装置 一式	遮へい・防止機能																			
				セメント混練固化装置 一式	遮へい・防止機能																			
				原子炉側減速解体系装置	減速・低減機能																			
予備電源装置 一式	電源供給機能																							
<p>1年に1回・4月1日を始期とする1年の間に1回実施(ただし、点検・補修等による運転停止又は設置工事等により、当該年度内に実施することが困難な場合は除く)</p> <p>*1: 付随する機器を含め保守管理要領に定める</p> <p>*2: 維持すべき期間における終了時期は運用管理要領に基づき管理する</p> <p>*3: 廃止措置のために導入する設備</p>																								
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2															
				減容安定化処理装置							遮へい・防止機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで										
				レベル2用モルタル充填固化装置							遮へい・防止機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで										
				レベル1用廃棄体処理・搬送装置							遮へい・防止機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで										
				セメント混練固化装置							遮へい・防止機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで										
				原子炉側減速解体系装置							減速・低減機能	遠隔操作により機能を確認する	1年に1回	原子炉側減速及び生体遮へい工事が完了まで										
				予備電源装置							電源供給機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで										
				<p>1年に1回・4月1日を始期とする1年の間に1回実施(ただし、点検・補修等による運転停止又は設置工事等により、当該年度内に実施することが困難な場合は除く)</p> <p>*1: 付随する機器を含め保守管理要領に定める</p> <p>*2: 維持すべき期間における終了時期は運用管理要領に基づき管理する</p> <p>*3: 廃止措置のために導入する設備</p>																				
				施設区分							設備等の区分	設備(建屋)名称	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2					
														減容安定化処理装置							遮へい・防止機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで
														レベル2用モルタル充填固化装置							遮へい・防止機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで
														レベル1用廃棄体処理・搬送装置							遮へい・防止機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで
														セメント混練固化装置							遮へい・防止機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで
														原子炉側減速解体系装置							減速・低減機能	遠隔操作により機能を確認する	1年に1回	原子炉側減速及び生体遮へい工事が完了まで
														予備電源装置							電源供給機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで
<p>1年に1回・4月1日を始期とする1年の間に1回実施(ただし、点検・補修等による運転停止又は設置工事等により、当該年度内に実施することが困難な場合は除く)</p> <p>*1: 付随する機器を含め保守管理要領に定める</p> <p>*2: 維持すべき期間における終了時期は運用管理要領に基づき管理する</p> <p>*3: 廃止措置のために導入する設備</p>																								
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	要求される機能		性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2														
					減容安定化処理装置																遮へい・防止機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで
					レベル2用モルタル充填固化装置																遮へい・防止機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで
					レベル1用廃棄体処理・搬送装置																遮へい・防止機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで
					セメント混練固化装置																遮へい・防止機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで
					原子炉側減速解体系装置																減速・低減機能	遠隔操作により機能を確認する	1年に1回	原子炉側減速及び生体遮へい工事が完了まで
					予備電源装置																電源供給機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで
				<p>1年に1回・4月1日を始期とする1年の間に1回実施(ただし、点検・補修等による運転停止又は設置工事等により、当該年度内に実施することが困難な場合は除く)</p> <p>*1: 付随する機器を含め保守管理要領に定める</p> <p>*2: 維持すべき期間における終了時期は運用管理要領に基づき管理する</p> <p>*3: 廃止措置のために導入する設備</p>																				

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

別表第9 所属の保安教育実施方針（その他反復教育）（2/2）（第67条関係）		対象者と教育時間*1													備考							
大分類	中分類 (研究開発段階 炉規則等対象の 内容を含む。)	小分類 (項目)	内容	実施 時期	計画管理課 放射線業務 従事者以外	放射線業務 従事者	施設管理課 放射線業務 従事者以外	放射線業務 従事者	設備保全課 放射線業務 従事者以外	放射線業務 従事者	技術支援課 放射線業務 従事者以外	放射線業務 従事者	品質保証課 放射線業務 従事者以外	放射線業務 従事者		安全管理課 放射線業務 従事者以外	放射線業務 従事者	施設保安課 放射線業務 従事者以外	放射線業務 従事者	管理課を含むその他所属 放射線業務 従事者以外		
その他 反復教育	保安教育の内容	保安規定の定期、保安管理体制、保安教育、訓練及び報告に関する事項	保安規定の定期、保安管理体制、保安教育、訓練及び報告に関する事項	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		保安規定の遵守に関する事項	保安規定の遵守に関する事項	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		品質保証に関する事項	品質保証に関する事項	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		廃止措置管理	廃止措置管理	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		運用管理	設備運用及び監視に関する事項	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		燃料管理	燃料管理	燃料管理	燃料管理	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				燃料管理	燃料管理	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				燃料管理	燃料管理	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				燃料管理	燃料管理	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		非常の場合に講ずべき処置に関する事項	非常の場合に講ずべき処置に関する事項	非常の場合に講ずべき処置に関する事項	非常の場合に講ずべき処置に関する事項	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
非常の場合に講ずべき処置に関する事項	非常の場合に講ずべき処置に関する事項			1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

◎：全員の教育の対象（関連する業務内容及び経験に応じて教育内容に濃淡あり）
 ○：業務に関連するが教育の対象（関連する業務内容及び経験に応じて教育内容に濃淡あり）
 ×：教育の対象外
 ()：合計の教育時間
 *1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

別表第9 所属の保安教育実施方針（その他反復教育）（2/2）（第67条関係）		対象者と教育時間*1													備考							
大分類	中分類 (研究開発段階 炉規則等対象の 内容を含む。)	小分類 (項目)	内容	実施 時期	計画管理課 放射線業務 従事者以外	放射線業務 従事者	施設管理課 放射線業務 従事者以外	放射線業務 従事者	設備保全課 放射線業務 従事者以外	放射線業務 従事者	技術支援課 放射線業務 従事者以外	放射線業務 従事者	品質保証課 放射線業務 従事者以外	放射線業務 従事者		安全管理課 放射線業務 従事者以外	放射線業務 従事者	施設保安課 放射線業務 従事者以外	放射線業務 従事者	管理課を含むその他所属 放射線業務 従事者以外		
その他 反復教育	保安教育の内容	保安規定の定期、保安管理体制、保安教育、訓練及び報告に関する事項	保安規定の定期、保安管理体制、保安教育、訓練及び報告に関する事項	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		保安規定の遵守に関する事項	保安規定の遵守に関する事項	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		品質保証に関する事項	品質保証に関する事項	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		廃止措置管理	廃止措置管理	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		運用管理	設備運用及び監視に関する事項	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		燃料管理	燃料管理	燃料管理	燃料管理	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				燃料管理	燃料管理	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				燃料管理	燃料管理	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				燃料管理	燃料管理	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		非常の場合に講ずべき処置に関する事項	非常の場合に講ずべき処置に関する事項	非常の場合に講ずべき処置に関する事項	非常の場合に講ずべき処置に関する事項	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
非常の場合に講ずべき処置に関する事項	非常の場合に講ずべき処置に関する事項			1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

◎：全員の教育の対象（関連する業務内容及び経験に応じて教育内容に濃淡あり）
 ○：業務に関連するが教育の対象（関連する業務内容及び経験に応じて教育内容に濃淡あり）
 ×：教育の対象外
 ()：合計の教育時間
 *1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

別表第10 協力会社の保安教育実施方針（第68条関係）

保安教育の内容		対象者 ^{*2}	
大分類	中分類 (研究開発段階 伊規則第74条の 内容を含む。)	放射線業務従事者 放射線業務従事者 以外	放射線業務従事者 以外
実施時期	入所時	◎	◎
実施事項	作業上の留意事項	◎	◎
非常時の措置	非常時の場合に講ずべき処置の概要	◎	◎
<p>(1) ふげん入所時に安全に必要な教育</p> <p>保安教育の内容</p> <p>内容</p> <p>放射線業務従事者教育表の中分類との対応</p> <p>内容</p> <p>①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状</p> <p>②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状</p> <p>③管理区域に関する事項</p> <p>④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法</p> <p>⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去の方法</p> <p>⑥核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染されたものの運搬、貯蔵及び廃棄の方法及び順序</p> <p>⑦核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序</p> <p>⑧異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p> <p>原子炉施設、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他の設備の構造及び取扱いの方法</p> <p>放射線管理に関する事項</p> <p>①電離放射線の種類及び性質</p> <p>②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響</p> <p>法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係事項、保安規定（遵守に関する事項を含む。）</p> <p>①管理区域への立入及び退去の手順</p> <p>②外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視</p> <p>③天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去</p> <p>④核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染されたものの運搬、貯蔵及び廃棄の方法及び順序</p> <p>⑤核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序</p> <p>⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他の設備の取扱い</p> <p>放射線管理に関する事項</p> <p>⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置</p> <p>非常の場合に講ずべき処置に関する事項</p> <p>*1：各履表は、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者について、該当する教育について省略することができる。</p> <p>*2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。</p> <p>*3：現場での教育</p>			

保安教育の内容		対象者 ^{*2}	
大分類	中分類 (研究開発段階 伊規則第74条の 内容を含む。)	放射線業務従事者 放射線業務従事者 以外	放射線業務従事者 以外
実施時期	入所時	◎	◎
実施事項	作業上の留意事項	◎	◎
非常時の措置	非常時の場合に講ずべき処置の概要	◎	◎
<p>(2) 管理区域内における業務を行う者に対する教育</p> <p>保安教育の内容</p> <p>内容</p> <p>放射線業務従事者教育表の中分類との対応</p> <p>内容</p> <p>①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状</p> <p>②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状</p> <p>③管理区域に関する事項</p> <p>④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法</p> <p>⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去の方法</p> <p>⑥核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染されたものの運搬、貯蔵及び廃棄の方法及び順序</p> <p>⑦核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序</p> <p>⑧異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p> <p>原子炉、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他の設備の構造及び取扱いの方法</p> <p>放射線管理に関する事項</p> <p>①電離放射線の種類及び性質</p> <p>②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響</p> <p>法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係事項、保安規定（遵守に関する事項を含む。）</p> <p>①管理区域への立入及び退去の手順</p> <p>②外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視</p> <p>③天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去</p> <p>④核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染されたものの運搬、貯蔵及び廃棄の方法及び順序</p> <p>⑤核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序</p> <p>⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他の設備の取扱い</p> <p>放射線管理に関する事項</p> <p>⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置</p> <p>非常の場合に講ずべき処置に関する事項</p> <p>*1：各履表は、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者について、該当する教育について省略することができる。</p> <p>*2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。</p> <p>*3：現場での教育</p>			

・罫線の追加

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前			改正後			備考		
別表第1-1 研究開発段階炉規則第6-2条に基づく記録(第6-9条関係)			別表第1-1 研究開発段階炉規則第6-2条に基づく記録(第6-9条関係)					
記録	記録の頻度	保存期間	記録	記録の頻度	保存期間	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研開炉規則62条の改正の反映及び研開炉規則第17条第1項第7号において認可された廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するために使用する場合は使用前確認を要しないため)		
(1) 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	(1) <u>(削除)</u>	施設管理の実施の都度(放射線測定装置(クリアランスモニタ)については記録(40)の頻度)	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間(放射線測定装置(クリアランスモニタ)については記録(40)の保存期間)			
(2) 施設定期検査の結果			(2) <u>(削除)</u>					
(3) 巡視の状況及びその担当者の氏名	1日に1回	巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	(3) <u>(削除)</u>					
(4) 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名	保守管理の実施の都度(放射線測定装置(クリアランスモニタ)については記録(40)の頻度)	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間(放射線測定装置(クリアランスモニタ)については記録(40)の保存期間)	(4) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名					
(5) 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改訂までの期間	(5) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名				評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
(6) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	(6) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置				配置又は配置替えの都度	5年間
(7) 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出までの期間及びその放射能の量	払出しの都度	10年間	(7) 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出までの期間及びその放射能の量				払出しの都度	10年間
(8) 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	1週間に1回。ただし使用済燃料の貯蔵施設にあっては1日に1回	10年間	(8) 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率				1週間に1回。ただし使用済燃料の貯蔵施設にあっては1日に1回	10年間
(9) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度: 1日に1回 3月間の平均濃度: 3ヶ月に1回	10年間	(9) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度				1日間の平均濃度: 1日に1回 3月間の平均濃度: 3ヶ月に1回	10年間
(10) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空气中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	1週間に1回	10年間	(10) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空气中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度				1週間に1回	10年間
(11) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子*1の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量: 1年に1回 3月間の線量: 3ヶ月に1回 1月間の線量: 1ヶ月に1回	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	(11) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子*1の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量			1年間の線量: 1年に1回 3月間の線量: 3ヶ月に1回 1月間の線量: 1ヶ月に1回	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前			改正後			備考
						変更なし
記録	記録の頻度	保存期間	記録	記録の頻度	保存期間	
(12) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において1年に1回(当該1年間以降に限る。)	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	(12) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において1年に1回(当該1年間以降に限る。)	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	
(13) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき		(13) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき		
(14) ふげん構外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	(14) ふげん構外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	
(15) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	(15) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	
(16) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	(16) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	
(17) 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	1年間	(17) 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	1年間	
(18) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	(18) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	
(19) 事故の状況及び事故に際して採った処置			(19) 事故の状況及び事故に際して採った処置			
(20) 事故の原因			(20) 事故の原因			
(21) 事故後の処置			(21) 事故後の処置			
(22) 風向及び風速	連続して*2	10年間	(22) 風向及び風速	連続して*2	10年間	
(23) 降雨量			(23) 降雨量			
(24) 大気温度			(24) 大気温度			
(25) 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	(25) 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前			改正後			備考
記録	記録の頻度	保存期間	記録	記録の頻度	保存期間	
(26) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	3年間	(26) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	3年間	<ul style="list-style-type: none"> ・研開炉則の改正に伴う変更 ・研開炉規則改正に伴う見直し（記載の適正化） ・*番号の変更（記載の適正化） ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上
(27) 保安教育を受けた者の氏名						
(28) 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	(28) 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	
(29) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	(29) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	
(30) 品質保証計画に関する文書 ^{*3} 及び品質保証計画書に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 ^{*4} （(1)から(29)まで及び(31)から(42)までに掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	(30) <u>品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（(1)から(29)まで及び(31)から(42)までに掲げるものを除く。）</u> （別表第11-3）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	
(31) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果 ^{*5}	調査の都度	事業所から搬出された後10年間	(31) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果 ^{*4}	調査の都度	事業所から搬出された後10年間	
(32) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量 ^{*5}	調査の都度	事業所から搬出された後10年間	(32) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量 ^{*4}	調査の都度	事業所から搬出された後10年間	
(33) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果 ^{*5}	その都度	事業所から搬出された後10年間	(33) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果 ^{*4}	その都度	事業所から搬出された後10年間	
(34) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果 ^{*5}	その都度	事業所から搬出された後10年間	(34) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果 ^{*4}	その都度	事業所から搬出された後10年間	
(35) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果 ^{*5}	選択の都度	事業所から搬出された後10年間	(35) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果 ^{*4}	選択の都度	事業所から搬出された後10年間	
(36) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果 ^{*5}	評価の都度	事業所から搬出された後10年間	(36) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果 ^{*4}	評価の都度	事業所から搬出された後10年間	

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前			改正後			備考
記録	記録の頻度	保存期間	記録	記録の頻度	保存期間	
(37) 放射性物質の放射能濃度の測定条件* <u>6</u>	測定又は評価の都度	事業所から搬出された後 10年間	(37) 放射性物質の放射能濃度の測定条件* <u>5</u>	測定又は評価の都度	事業所から搬出された後 10年間	<ul style="list-style-type: none"> ・ *番号の変更（記載の適正化） ・ 同上 ・ 同上 ・ 同上 ・ 同上 ・ 同上
(38) 放射能濃度の測定結果* <u>6</u>	測定又は評価の都度	事業所から搬出された後 10年間	(38) 放射能濃度の測定結果* <u>5</u>	測定又は評価の都度	事業所から搬出された後 10年間	
(39) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果* <u>6</u>	測定又は評価の都度	事業所から搬出された後 10年間	(39) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果* <u>5</u>	測定又は評価の都度	事業所から搬出された後 10年間	
(40) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果* <u>6</u>	その都度	事業所から搬出された後 10年間	(40) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果* <u>5</u>	その都度	事業所から搬出された後 10年間	
(41) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目* <u>6</u>	その都度	事業所から搬出された後 10年間	(41) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目* <u>5</u>	その都度	事業所から搬出された後 10年間	
(42) 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度	事業所から搬出された後 10年間	(42) 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度	事業所から搬出された後 10年間	
<p>* 1：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。 * 2：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検・故障又は消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。 * 3：品質保証の文書は，第5条4.2.1一般 a), b), c) 及び d) とする。 * 4：品質保証の記録は，別表第1－3に示す。</p>			<p>* 1：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。 * 2：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検・故障又は消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。 * 3：品質マネジメント文書は，第5条4.2.1一般 (1), (2), (3) 及び (4) とする。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 本文との整合 ・ JEAC の要求事項削除に伴う削除 ・ *番号の変更（記載の適正化）
<p>* <u>5</u>：放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録 * <u>6</u>：放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録</p>			<p>* <u>4</u>：放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録 * <u>5</u>：放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録</p>			

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは，変更事項に含まれない。

改正前	改正後		備考						
<p>別表第12 研究開発段階炉規則第33条に基づく記録(第23条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="118 258 1285 869"> <thead> <tr> <th data-bbox="118 258 979 310">記録</th> <th data-bbox="979 258 1285 310">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="118 310 979 611"> <p>1. 溶接事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> </td> <td data-bbox="979 310 1285 611"> <p>当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="118 611 979 869"> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p> </td> <td data-bbox="979 611 1285 869"> <p>当該溶接事業者検査を行った後最初の法第43条の3の13第6項の通知を受けるまでの期間</p> </td> </tr> </tbody> </table>	記録	保存期間	<p>1. 溶接事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p>	<p>当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間</p>	<p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>当該溶接事業者検査を行った後最初の法第43条の3の13第6項の通知を受けるまでの期間</p>	<p>(削る)</p>		<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(溶接事業者検査の条文が削除されたため別表第12を削除)</p>
記録	保存期間								
<p>1. 溶接事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p>	<p>当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間</p>								
<p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>当該溶接事業者検査を行った後最初の法第43条の3の13第6項の通知を受けるまでの期間</p>								
	<p>別表第11-2 研究開発段階炉規則第53条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1308 1016 2478 1753"> <thead> <tr> <th data-bbox="1308 1016 1751 1077">記録</th> <th data-bbox="1751 1016 2086 1077">記録の頻度</th> <th data-bbox="2086 1016 2478 1077">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1308 1077 1751 1753"> <p>1. 定期事業者検査の結果の記録</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p> </td> <td data-bbox="1751 1077 2086 1753" rowspan="2"> <p>検査の都度</p> </td> <td data-bbox="2086 1077 2478 1753" rowspan="2"> <p>発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</p> </td> </tr> </tbody> </table>		記録	記録の頻度	保存期間	<p>1. 定期事業者検査の結果の記録</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>検査の都度</p>	<p>発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研開炉規則改正に伴い、第53条の定期事業者検査の記録を追記)</p>
	記録	記録の頻度	保存期間						
<p>1. 定期事業者検査の結果の記録</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>検査の都度</p>	<p>発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</p>							

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考									
	<p>別表第11-3 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (研究開発段階炉規則第62条に基づく記録)</p> <table border="1" data-bbox="1329 384 2457 1906"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 384 1745 447">記録</th> <th data-bbox="1745 384 2083 447">記録の頻度</th> <th data-bbox="2083 384 2457 447">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 447 1745 552">(1) 第5条に定める品質マネジメント計画の4.2.1(1)から(4)に定める文書</td> <td data-bbox="1745 447 2083 552">変更の都度</td> <td data-bbox="2083 447 2457 552">変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 552 1745 1906"> (2) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する次の記録 ① マネジメントレビューの結果の記録 ② 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録 ③ 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(本項の他で定めるものを除く) ④ 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 ⑤ 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 ⑥ 設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑦ 設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑧ 設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑨ 設計・開発の変更の記録 ⑩ 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑪ 供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録 ⑫ 個別業務に関するプロセスの妥当性確認を行った場合は、その結果の記録 ⑬ 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録 ⑭ 組織外の所有物に関して紛失、損傷した場合の記録 </td> <td data-bbox="1745 552 2083 1906">作成の都度</td> <td data-bbox="2083 552 2457 1906">作成後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録の頻度	保存期間	(1) 第5条に定める品質マネジメント計画の4.2.1(1)から(4)に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(2) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する次の記録 ① マネジメントレビューの結果の記録 ② 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録 ③ 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(本項の他で定めるものを除く) ④ 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 ⑤ 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 ⑥ 設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑦ 設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑧ 設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑨ 設計・開発の変更の記録 ⑩ 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑪ 供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録 ⑫ 個別業務に関するプロセスの妥当性確認を行った場合は、その結果の記録 ⑬ 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録 ⑭ 組織外の所有物に関して紛失、損傷した場合の記録	作成の都度	作成後5年が経過するまでの期間	<p>・別表第11(30)の記録の明確化するために別表第11-3として記載(削除した改正前別表第1-3の内容等を記載)</p>
記録	記録の頻度	保存期間									
(1) 第5条に定める品質マネジメント計画の4.2.1(1)から(4)に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間									
(2) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する次の記録 ① マネジメントレビューの結果の記録 ② 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録 ③ 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(本項の他で定めるものを除く) ④ 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 ⑤ 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 ⑥ 設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑦ 設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑧ 設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑨ 設計・開発の変更の記録 ⑩ 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑪ 供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録 ⑫ 個別業務に関するプロセスの妥当性確認を行った場合は、その結果の記録 ⑬ 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録 ⑭ 組織外の所有物に関して紛失、損傷した場合の記録	作成の都度	作成後5年が経過するまでの期間									

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後		備考	
	<p><u>⑮計量標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準の記録</u></p> <p><u>⑯測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</u></p> <p><u>⑰監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録</u></p> <p><u>⑱内部監査結果の記録</u></p> <p><u>⑲定期事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録</u></p> <p><u>⑳リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録</u></p> <p><u>㉑不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</u></p> <p><u>㉒全ての是正処置及びその結果に係る記録</u></p> <p><u>㉓全ての未然防止処置及びその結果に係る記録</u></p>			<p>前頁からの続き</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
	<p style="text-align: center;">別図第1 品質マネジメントシステムプロセス関連図</p> <p>4. 品質マネジメントシステム(4.1 一般要求事項)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>Plan</p> <ul style="list-style-type: none"> 5.1 経営者の関与 5.2 原子力の安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 <ul style="list-style-type: none"> 5.4.1 品質目標 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.6 マネジメントレビュー <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>Do</p> <ul style="list-style-type: none"> 7.1 業務の計画 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置管理, 運用管理, 燃料管理, 廃棄物管理, 放射線管理, 施設管理, 非常時の措置 7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.3 設計・開発 7.4 調達 7.5 業務の実施 7.6 監視機器及び測定機器の管理 <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.1 資源の確保 6.2 人的資源 6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業環境 <p>8. 評価及び改善(8.1 一般)</p> <p>Check, Act</p> <ul style="list-style-type: none"> 8.2 監視及び測定 <ul style="list-style-type: none"> 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 検査及び試験 8.3 不適合管理 8.4 データの分析及び評価 8.5 継続的改善 <ul style="list-style-type: none"> 8.5.1 継続的改善 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置 <p>基本プロセス (実線枠) 中プロセス (点線枠) 小プロセス (虚線枠)</p> <p>→ 明確な関連 - - - 理解上重要な関連</p>	<p>・別図第1の追加</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備 考
<p>別図第2 品質マネジメントシステム文書体系図 (第5条関係)</p>	<p>別図第2-2 品質マネジメントシステム文書体系図 (第5条関係)</p>	<p>別図番号の変更</p> <p>機構内品質マネジメント計画の共通化に伴う見直し 同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。